

中野市総合計画

基本構想・前期基本計画

緑豊かなふるさと
文化が香る元気なまち



基本構想

平成19～28年度(2007～2016年度)

前期基本計画

平成19～23年度(2007～2011年度)



ごあいさつ

少子高齢化の進行や全国的な人口減少傾向等、社会経済環境が大きな変化を見せるなか、本市は、平成17年4月1日に中野市と豊田村が合併して新しい「中野市」として誕生し、2年が経過しました。

今回策定した中野市総合計画は、「新市まちづくり計画（新市建設計画）」の趣旨を尊重しながら、本市がめざすべき方向性を明らかにし、まちづくりの基本方針として策定したものです。

基本構想の計画期間である今後10年間は、中野市の将来を決定する重要な期間であると考えております。そのため、計画策定過程においては、市民意識調査や市民懇談会の実施など、多様な市民参加の機会創出を図り、この計画がより広い視野を持った市民共有の指針となるよう努めてきました。

今後は、本計画に基づき、「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」をめざして、基礎的行政サービスを確実に提供しながら、地域の均衡ある発展と活性化を図るための各種施策を積極的に展開してまいります。

まちづくりは、計画づくりのみで終わるものではありません。計画を着実に実行に移し、都市像の実現を図るためには、「協働のまちづくり」により地域の総合力を結集することが必要です。今後、より一層、市民の皆様との協働を進めながら、多様な主体とともに地域の課題を解決していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました関係の皆様や、市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成19年3月

中野市長 青木 一

第1編 序論

第1章 総合計画策定にあたって	4
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 計画の構成	5
第2章 市勢の概要	6
第1節 自然	6
(1) 位置	6
(2) 地勢	6
(3) 気候	8
第2節 歴史(沿革).....	9
第3節 産業	10
(1) 農業	10
(2) 工業	10
(3) 商業	11
(4) 観光	12
第3章 本市を取り巻く主な情勢と課題	13
第1節 合併新市の一体的な発展	13
第2節 少子高齢化と人口減少の時代	13
第3節 安全・安心な暮らしの確保	14
第4節 地域経済の活性化	14
第5節 循環型社会への取組み	15
第6節 高度ネットワーク社会への対応	15
第7節 多様な主体が参加する 地域主権の時代	16
第8節 行財政の健全経営	16

第2編 都市像と構想のフレーム

第1章 都市像	18
第2章 基本構想のフレーム	19

第3編 施策の大綱

第1章 市民一人ひとりに開かれた 市民参加と協働のまちづくり	22
第1節 市民と連携した防災・危機管理対策の 徹底	22
第2節 情報公開・情報共有のまちづくり	22
第3節 公益を推進する多様な担い手の育成と 連携促進	23
第4節 自助自立の行財政運営と 行政サービスの向上	23
第5節 長期的展望に立った財政運営	24
第2章 思いやりと地域の連帯で支える 健康福祉のまちづくり	25
第1節 人生の年代に応じた健康づくり	25
第2節 長寿時代の安定した シニア社会づくり	25
第3節 地域が支えあう福祉体制の確立	26
第4節 人にやさしいユニバーサルデザインの まちづくり	26
第5節 医療保険制度・介護保険制度の 安定的運営	27

第3章 子どもの元気をふるさとの	
未来につなげるまちづくり	28
第1節 健やかに生み育てる環境づくり	28
第2節 子育て家庭を支援する 仕組みづくり	28
第3節 豊かな子ども時代を過ごすための 社会づくり	28
第4節 次代を担う心身ともにたくましい 人づくり	29
第5節 子どもと子育て家庭にやさしい まちづくり	29
第4章 地球環境との共生と豊かな	
心の人間社会づくり	30
第1節 生活環境の保全と自然保護の推進	30
第2節 資源循環型社会の構築	30
第3節 市民生活の安全・安心への取組み	31
第4節 家庭や地域社会における 男女共同参画の促進	31
第5節 人権が尊重される 明るいまちづくり	32
第5章 産業が連携し、新しい価値を生み出す	
まちづくり	33
第1節 個性が輝く多彩な農業・林業の 里づくり	33
第2節 戦略的な観光・交流産業の ブランドづくり	33
第3節 地域を担う地元商業・工業の振興	34
第4節 新たな産業の創出と育成	34
第5節 活力を生む人材育成と雇用の安定	35

第6章 地域が育て地域が守る教育と文化の	
まちづくり	36
第1節 心豊かでたくましい子どもを育てる 学校教育	36
第2節 学びふれあう社会教育・生涯学習	36
第3節 地域の歴史・文化の保存と活用	37
第4節 文化芸術の振興	37
第5節 豊かな人間性を育む スポーツの振興	38

第7章 安全・快適で機能的な都市基盤づくり	39
第1節 都市像にふさわしい 土地利用の推進	39
第2節 広域交流と連携を支える 幹線交通網の整備促進	39
第3節 安全で快適な都市基盤整備の推進	40
第4節 水の安定供給と水資源の保全	40
第5節 公共施設等の効率的な維持管理	41

第4編 構想実現のために

第1章 協働のまちづくり	44
第1節 多様な主体による協働の まちづくりの推進	44
第2節 それぞれの役割	45
(1) 市民一人ひとりが担う役割	45
(2) 地縁型組織が担う役割	45
(3) 志縁型組織が担う役割	45
(4) 企業が担う役割	45
(5) 行政が担う役割	46
第2章 進行管理の徹底	48

第1編 リーディングプロジェクト

戦略(1)「文化芸術」プロジェクト	53
戦略(2)「産業誘発」プロジェクト	54
戦略(3)「高度情報化」プロジェクト	55

第2編 施策の展開**第1章 市民一人ひとりに開かれた市民参加と****協働のまちづくり** 58

第1節 市民と連携した防災・危機管理対策の 徹底	58
-----------------------------	----

第1項 危機管理体制の整備	58
第2項 消防救急体制の整備	59

第2節 情報公開・情報共有のまちづくり	61
---------------------	----

第1項 情報公開制度の適切な運用	61
第2項 情報通信基盤の整備	61

第3項 広報広聴の充実	62
-------------	----

第4項 市民参加の推進	63
-------------	----

第3節 公益を推進する多様な担い手の 育成と連携促進	64
-------------------------------	----

第1項 地域コミュニティ活動の支援	64
第2項 多様な主体の連携強化	64

第3項 都市間交流・国際交流の推進	65
-------------------	----

第4節 自助自立の行財政運営と 行政サービスの向上	66
------------------------------	----

第1項 計画的で効率的な行政システムの 構築	66
---------------------------	----

第2項 行政サービスの向上	67
---------------	----

第5節 長期的展望に立った財政運営	68
-------------------	----

第1項 計画的な財政運営	68
--------------	----

第2項 財政基盤の充実	68
-------------	----

第2章 思いやりと地域の連帯で支える**健康福祉のまちづくり** 70

第1節 人生の年代に応じた健康づくり	70
--------------------	----

第1項 健康づくりの推進	70
--------------	----

第2項 地域医療体制の充実	71
---------------	----

第2節 長寿時代の安定した シニア社会づくり	73
---------------------------	----

第1項 高齢者の生活支援	73
--------------	----

第2項 高齢者の生きがいづくり	73
-----------------	----

第3項 介護支援	74
----------	----

第3節 地域が支えあう福祉体制の確立	76
--------------------	----

第1項 自立した生活の支援	76
---------------	----

第2項 障害者福祉の充実	77
--------------	----

第4節 人にやさしいユニバーサルデザインの まちづくり	78
--------------------------------	----

第1項 ユニバーサルデザインに配慮した 環境の整備	78
------------------------------	----

第5節 医療保険制度・介護保険制度の 安定的運営	79
-----------------------------	----

第1項 国民健康保険事業の安定的運営	79
--------------------	----

第2項 介護保険事業の安定的運営	81
------------------	----

第3項 老人保健医療事業の安定的運営	82
--------------------	----

第3章 子どもの元気をふるさとの**未来につなげるまちづくり** 84

第1節 健やかに生み育てる環境づくり	84
--------------------	----

第1項 安全な妊娠及び出産への支援	84
-------------------	----

第2項 育児不安の軽減と虐待発生予防	85
--------------------	----

第3項 子どもと母親への健康支援	85
------------------	----

第4項 食育の推進	86	第1項 環境衛生の向上	98
第5項 家族全員による子育て活動の促進 ...	87	第2項 自然環境の保全	98
第2節 子育て家庭を支援する仕組みづくり ...	88	第3項 環境美化の推進	99
第1項 地域社会全体で子育て家庭を支援 ...	88	第4項 生活環境の保全	100
第2項 経済的な支援の取組み	88	第2節 資源循環型社会の構築	102
第3項 家庭生活と職業生活の充実	89	第1項 資源循環の推進	102
第4項 多様なニーズに合わせた 保育サービス等の充実	89	第2項 地球環境問題への対応	103
第5項 特別な援助を要する家庭への支援 ...	91	第3節 市民生活の安全・安心への取組み ...	105
第3節 豊かな子ども時代を過ごすための 社会づくり	92	第1項 交通安全の推進	105
第1項 子どもの権利を尊重する 社会風土の醸成	92	第2項 防犯対策の推進	106
第2項 子どもを見守る地域社会の連携 ...	92	第3項 消費生活の安全	107
第3項 子どもに関する相談体制の充実 ...	93	第4節 家庭や地域社会における 男女共同参画の促進	108
第4節 次代を担う心身ともにたくましい 人づくり	94	第1項 男女共同参画の推進	108
第1項 多様な体験機会の拡大と自立を促す 企画・事業の充実	94	第5節 人権が尊重される明るい まちづくり	109
第2項 思春期の心と身体 の健康づくり ...	94	第1項 人権尊重社会の推進	109
第3項 子どもの活動を支援する施策	95	第5章 産業が連携し、新しい価値を生み出す	
第4項 魅力ある学校教育の推進	95	まちづくり	110
第5節 子どもと子育て家庭にやさしい まちづくり	96	第1節 個性が輝く多彩な農業・林業の 里づくり	110
第1項 快適な生活空間の整備	96	第1項 競争力のある産地体制の構築 ...	110
第2項 子どもの安心・安全の確保	96	第2項 効率的な生産基盤の維持	111
第3項 子育ての男女相互協力への応援 ...	97	第3項 遊休荒廃農地対策	112
第4章 地球環境との共生と豊かな心の		第4項 担い手の確保と経営安定化	112
人間社会づくり	98	第5項 森林資源の維持と活用	113
第1節 生活環境の保全と自然保護の推進 ...	98	第6項 多様なマーケティングの推進 ...	114
		第7項 地産地消の推進	115
		第2節 戦略的な観光・交流産業の ブランドづくり	117

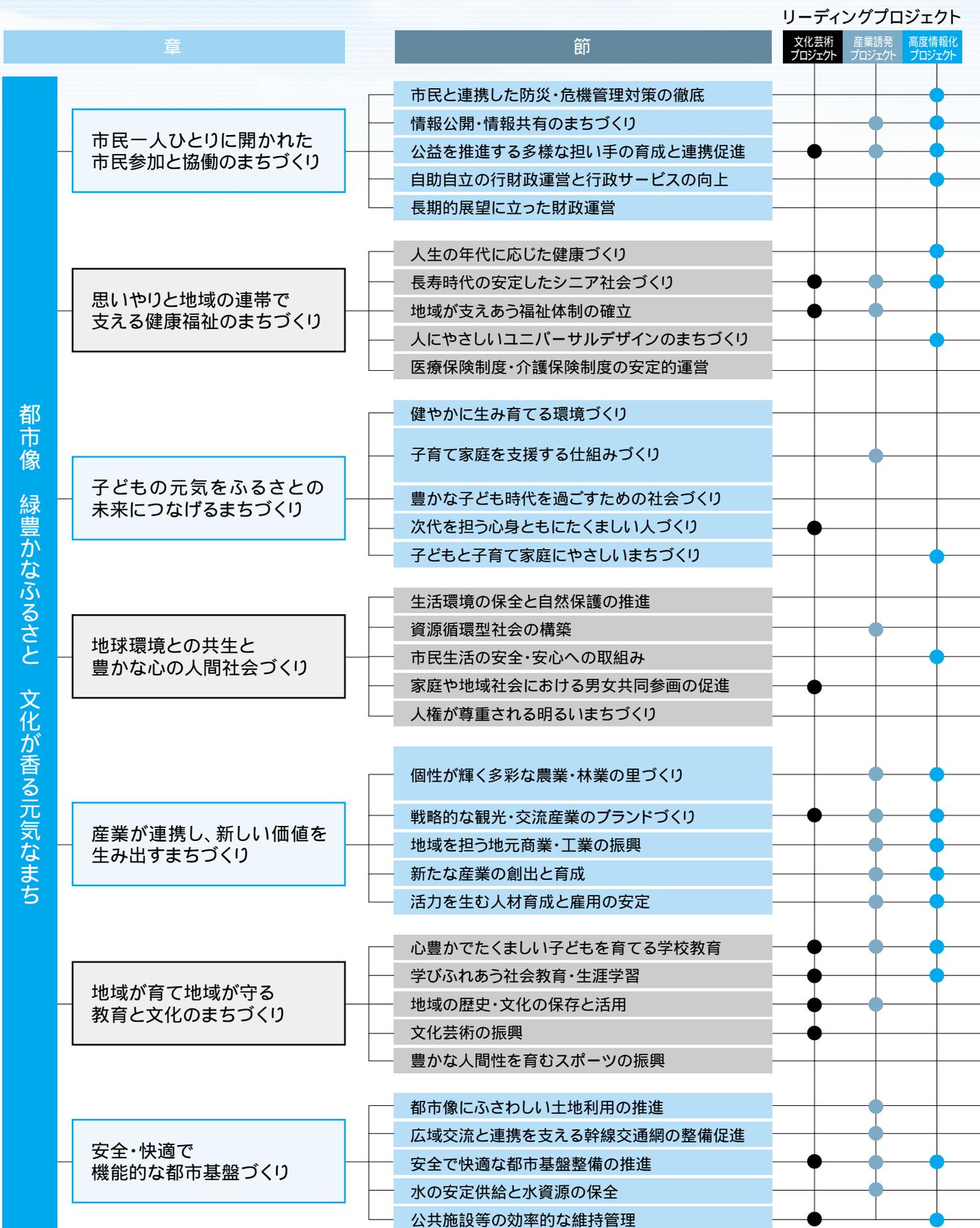
第1項 地域資源の戦略的活用	117	第2項 文化施設の整備	135
第2項 交流産業の展開	117	第5節 豊かな人間性を育むスポーツの 振興	136
第3節 地域を担う地元商業・工業の振興 ...	119	第1項 スポーツ・レクリエーションの 振興	136
第1項 活力ある工業の振興	119	第2項 社会体育施設の整備・充実	137
第2項 にぎわいのある商業の振興	120		
第3項 中心市街地の活性化	121	第7章 安全・快適で機能的な 都市基盤づくり	139
第4節 新たな産業の創出と育成	123	第1節 都市像にふさわしい土地利用の推進 ...	139
第1項 新たな事業展開の支援	123	第1項 計画に基づく土地利用	139
第5節 活力を生む人材育成と雇用の安定 ...	124	第2項 地域の特色を生かした振興方策 ...	140
第1項 雇用の安定と人材育成	124	第2節 広域交流と連携を支える幹線交通網の 整備促進	143
第2項 勤労者福祉の充実	124	第1項 幹線交通網の整備	143
第6章 地域が育て地域が守る 教育と文化のまちづくり	126	第3節 安全で快適な都市基盤整備の推進 ...	144
第1節 心豊かでたくましい子どもを育てる 学校教育	126	第1項 身近な交通基盤の整備、 災害防止対策	144
第1項 小・中学校教育の充実	126	第2項 除雪対策	145
第2項 高等学校以上の教育の振興	128	第3項 快適な都市基盤の整備	146
第2節 学びふれあう社会教育・生涯学習 ...	129	第4節 水の安定供給と水資源の保全	149
第1項 生涯学習機会の提供	129	第1項 水の安定供給	149
第2項 生涯学習施設の充実	130	第2項 水資源の保全	151
第3節 地域の歴史・文化の保存と活用 ...	132	第5節 公共施設等の効率的な維持管理 ...	152
第1項 文化財の保存と活用	132	第1項 公共施設等の効率的な維持管理 ...	152
第4節 文化芸術の振興	134		
第1項 文化芸術活動の支援	134		

資料編

中野市総合計画審議会委員名簿	154	市民意識調査結果の概要	158
諮問書 / 答申書	155	中野市の未来を語るワークショップの経過について ...	164
総合計画策定の経過	157	市民懇談会の概要	168



中野市総合計画施策体系



都市像 緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち

項

危機管理体制の整備 / 消防救急体制の整備

情報公開制度の適切な運用 / 情報通信基盤の整備 / 広報広聴の充実 / 市民参加の推進

地域コミュニティ活動の支援 / 多様な主体の連携強化 / 都市間交流・国際交流の推進

計画的で効率的な行政システムの構築 / 行政サービスの向上

計画的な財政運営 / 財政基盤の充実

健康づくりの推進 / 地域医療体制の充実

高齢者の生活支援 / 高齢者の生きがいづくり / 介護支援

自立した生活の支援 / 障害者福祉の充実

ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備

国民健康保険事業の安定的運営 / 介護保険事業の安定的運営 / 老人保健医療事業の安定的運営

安全な妊娠及び出産への支援 / 育児不安の軽減と虐待発生予防 / 子どもと母親への健康支援 / 食育の推進 / 家族全員による子育て活動の促進

地域社会全体で子育てを支援 / 経済的な支援の取組み / 家庭生活と職業生活の充実 / 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実 / 特別な援助を要する家庭への支援

子どもの権利を尊重する社会風土の醸成 / 子どもを見守る地域社会の連携 / 子どもに関する相談体制の充実

多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実 / 思春期の心と身体の健康づくり / 子どもの活動を支援する施策 / 魅力ある学校教育の推進

快適な生活空間の整備 / 子どもの安全・安心の確保 / 子育ての男女相互協力への応援

環境衛生の向上 / 自然環境の保全 / 環境美化の推進 / 生活環境の保全

資源循環の推進 / 地球環境問題への対応

交通安全の推進 / 防犯対策の推進 / 消費生活の安全

男女共同参画の推進

人権尊重社会の推進

競争力のある産地体制の構築 / 効率的な生産基盤の維持 / 遊休荒廃農地対策 / 担い手の確保と経営安定化 / 森林資源の維持と活用 / 多様なマーケティングの推進 / 地産地消の推進

地域資源の戦略的活用 / 交流産業の展開

活力のある工業の振興 / にぎわいのある商業の振興 / 中心市街地の活性化

新たな事業展開の支援

雇用の安定と人材育成 / 勤労者福祉の充実

小・中学校教育の充実 / 高等学校以上の教育の振興

生涯学習機会の提供 / 生涯学習施設の充実

文化財の保存と活用

文化芸術活動の支援 / 文化施設の整備

スポーツ・レクリエーションの振興 / 社会体育施設の整備・充実

計画に基づく土地利用 / 地域の特色を生かした振興方策

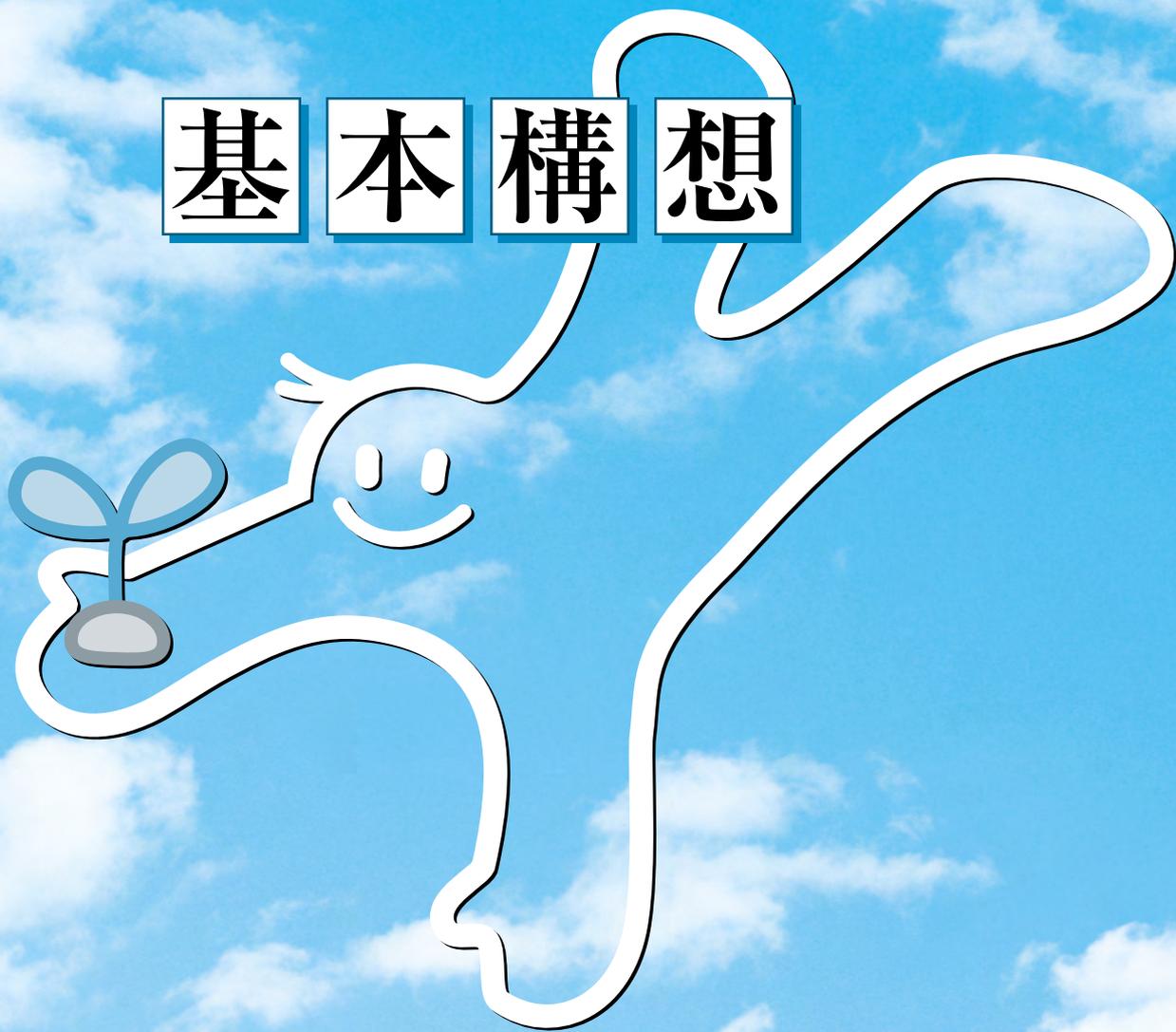
幹線交通網の整備

身近な交通基盤の整備、災害防止対策 / 除雪対策 / 快適な都市基盤の整備

水の安定供給 / 水資源の保全

公共施設等の効率的な維持管理

基本構想

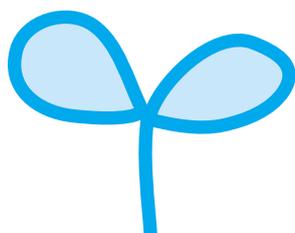


目標年次 平成28年度

第1編

序

論





第1章

総合計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

量的な拡大を前提とした「右肩上がり」の時代が終焉し、本格的な人口減少社会を迎えている現在、地方自治体を巡る環境は、かつてない大きな変革期の中にあります。特に、地方分権の進展により、国と地方の役割分担が見直され、地方自治体は、自己決定・自己責任の原則のもと、地域における行政を主体的かつ総合的に展開する役割を担うことが求められています。

このような時代の要請を受けて、本市は、持続的に市民サービスを提供できる自立した基礎自治体をめざして、中野市と豊田村が平成17年4月1日合併し、新市「中野市」として発足しました。

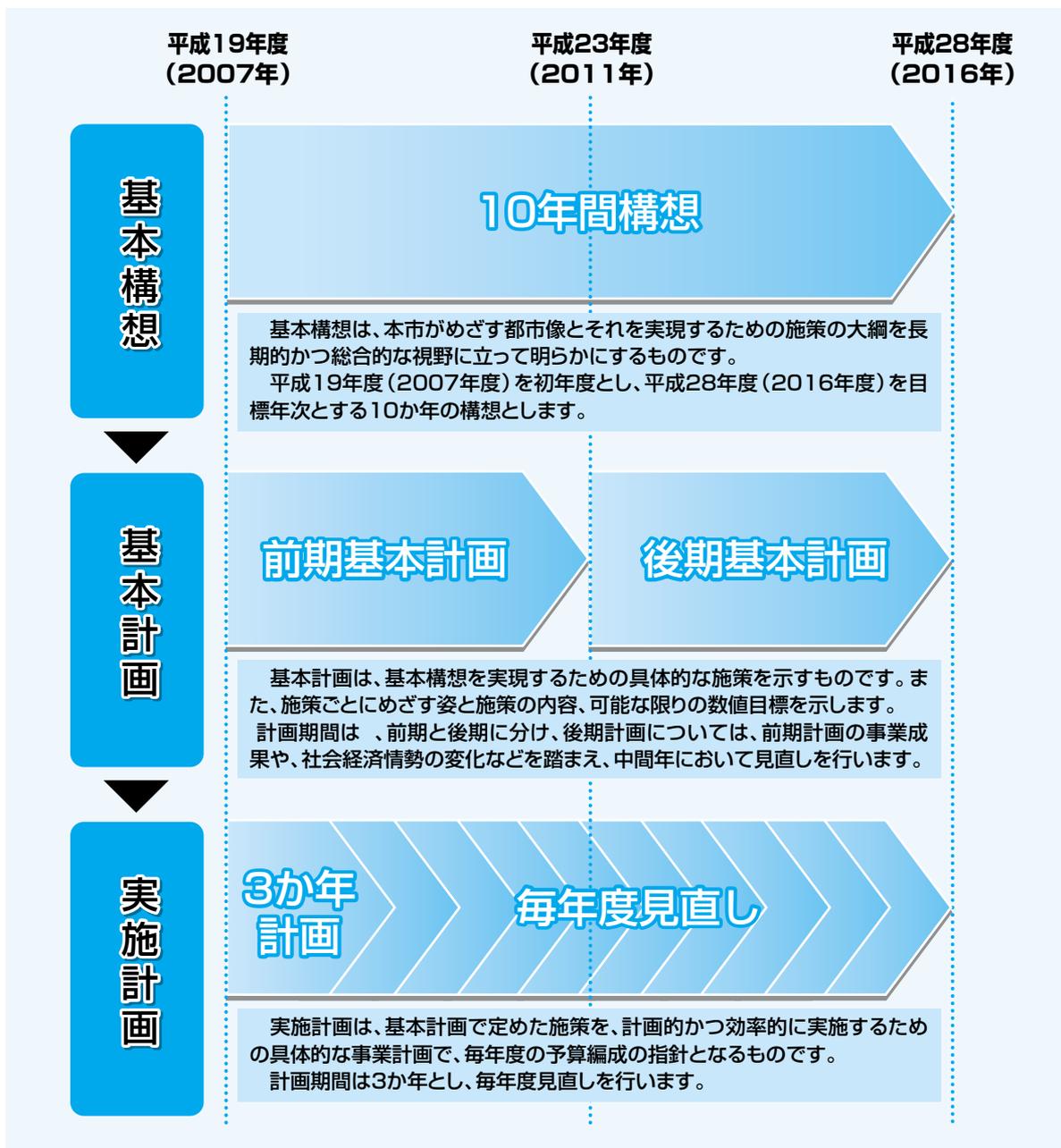
国と地方のあり方が見直される中で、国からの補助金、地方交付税等が、削減されてきています。加えて、景気拡大の地方への波及の遅れ、少子高齢化による人口構成の変化等の要因から歳入の増加は見込めない状況にあり、本市のみならず全国の多くの地方自治体は、厳しい財政運営を余儀なくされています。

一方、公共施策における市民のニーズは、ますます多様化・高度化し、行政だけで解決できない問題も増えてきています。健全財政を維持しながら、地域の課題にきめ細かく対応するためには、市民と行政が情報を共有し、ともにまちづくりに参加する「協働のまちづくり」によって自立性の高い地域社会をつくることが重要となっています。

本市における初めての総合計画となる本計画は、合併時に策定した「新市まちづくり計画（新市建設計画）」との整合を図りながら、社会経済環境の変化に的確に対応するため、本市がめざすべき今後10年間の方向性を明らかにしつつ、まちづくりの基本方針として策定するものです。

第2節 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されています。





第2章

市勢の概要

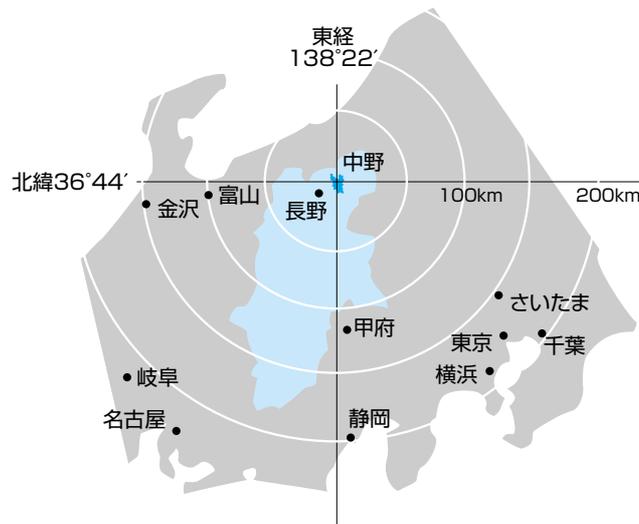
第1節 自然

(1) 位置

本市は、長野県の北東部に位置し、北は飯山市、木島平村、南は小布施町、高山村、東は山ノ内町、西は長野市、信濃町、飯綱町の2市、4町、2村に接しています。

市役所の位置は、東経138度22分、北緯36度44分、標高367mにあります。また、県都長野市からは、長野電鉄で長野駅から信州中野駅まで、J R 飯山線で長野駅から替佐駅まで、それぞれ約30分程度で結ばれています。

市の東西は約11 km、南北約16 kmで、南北に長く、面積は112.06km²となっています。



(2) 地勢

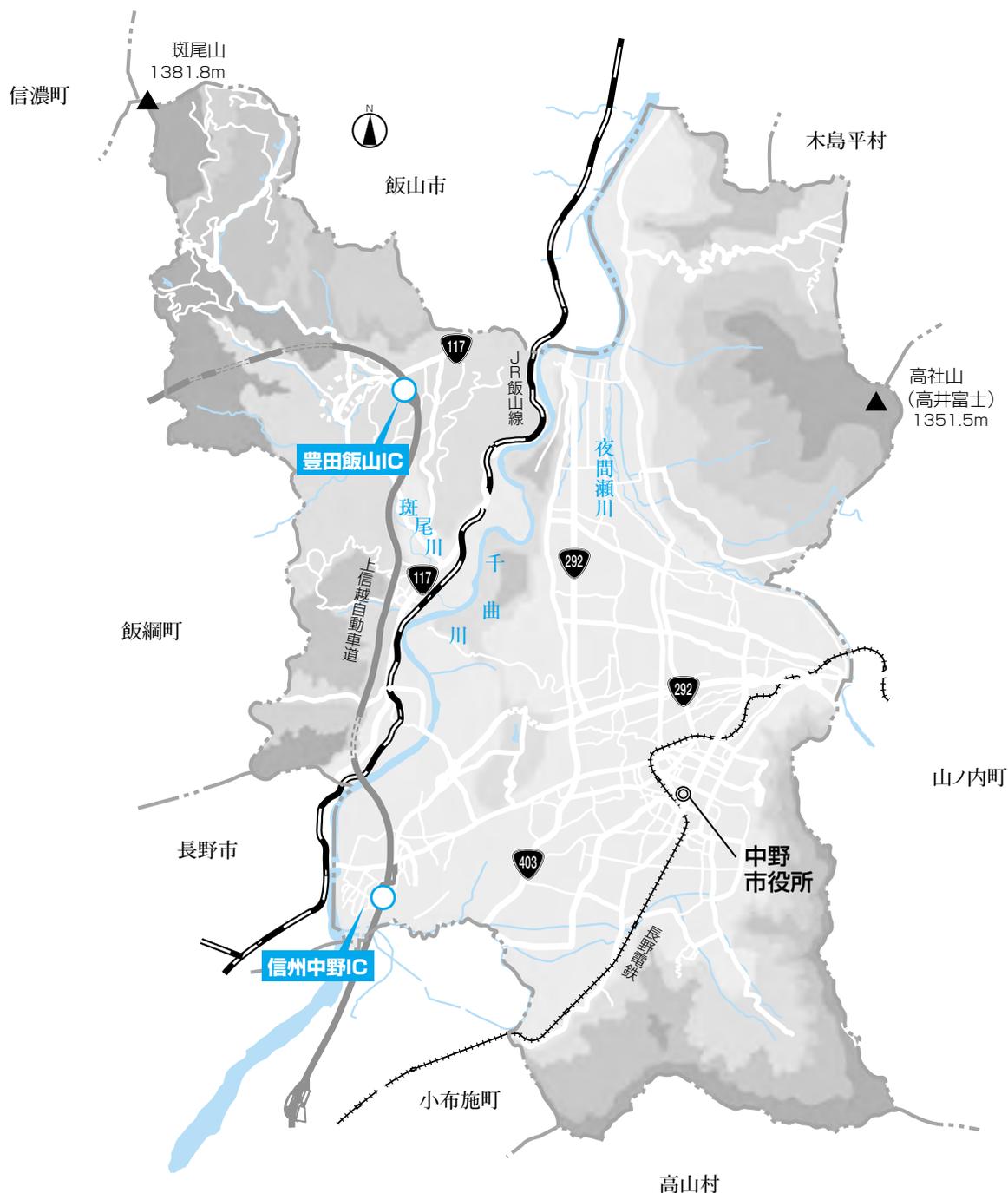
本市は、市のほぼ中央を流れる千曲川をはさんで、北東に高社山（1351.5m）、北西に斑尾山（1381.8m）の二つの象徴的な山を配しています。この二つの山裾や東部の山地を背景とする地域、千曲川がつくる河岸段丘や夜間瀬川が形成した扇状地に集落がつくられ、中野扇状地には市街地が広がっています。

高社山は、独立してそびえる美しい山で、「たかやしろ」と呼び親しまれ、古くから信仰の対象にもなっています。その裾野を夜間瀬川が「十三崖」を形成して北へ流れ、千曲川に注いでいます。中野扇状地の南には延徳沖低地が続き、さらに西南の善光寺平に連なっています。

また、斑尾山は、手のひらを広げたような5つの尾根からなっており、この間に4つの谷と多くの沢をもち、地勢は起伏に富み複雑で、これらの水を集めた班川は、斑尾川と合流し、千曲川に注いでいます。

東方には、上信越高原国立公園志賀高原が望まれ、西方には北信五岳が一望できる景勝に恵まれた地となっています。

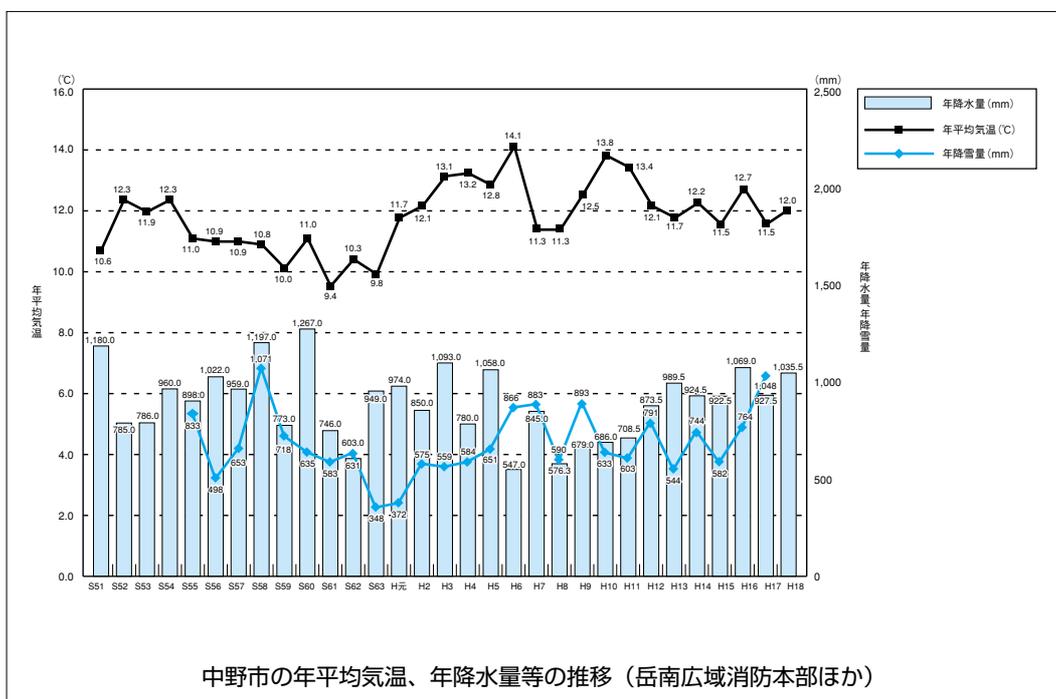
さらに、市内には上信越自動車道信州中野インターチェンジと豊田飯山インターチェンジの2つのインターチェンジがあり、高速交通網の整備により産業経済圏域やレジャー圏域が拡大し、北信州の中心都市として重要な位置を占めています。



(3) 気候

本市の過去30年間の年平均気温は、11.8℃、年間平均降水量は、約890mmとなっており、全国平均約1,700mmより少なくなっています。市域の大部分は、気温の年間差が大きく、冬期は-10℃以下にまで下がり、夏期は30℃以上にまで上がる内陸性気候となっていますが、地域によってかなりの違いがみられ、北部は、雪の多い日本海側の気候の特色を示しています。積雪量は、南北での差が大きく、集落地でも多い所では2mを越す所があります。

昼夜の気温差が大きく、降水量が比較的少ないことは、果樹栽培に適した気候となっています。



中野市の年平均気温、年降水量等の推移（岳南広域消防本部ほか）



第2節 歴史(沿革)

本市における歴史のあけぼのは、少なくとも約2万年前までさかのぼります。平成6(1994)年、高丘地区の沢田鍋土遺跡から、県内で最も古い段階のものと思われる石器群が発見されており、ナウマンゾウなどの大型動物を狩猟して暮らしていた旧石器時代の生活から本市の歴史は始まります。旧石器時代につづく、縄文、弥生、古墳時代と、先人の残した遺跡は、市内各所にみられます。

古代に入ると、中野氏、笠原氏の勅使牧が発達し、郷の形成を促進してきました。

鎌倉時代には、中野氏、笠原氏が活躍しますが、源氏系高梨氏の北方進出により、平家一族の笠原氏は滅び、時代は高梨氏に移ります。

高梨氏は、館を構えて城下町を形成して栄え、現在の本市の基盤をつくりました。やがて、戦国時代に入り武田信玄の信濃進攻による、上杉謙信との攻防の渦に高梨氏も巻き込まれていくこととなります。また、豊田地域においては、信玄の越後進攻の前線地として、今も城跡として残る替佐城が築されました。

江戸時代に入ると、中野村には幕府の陣屋が置かれ、幕府領は次第に拡大されていき、江戸時代中期以後は、中野地域の大半が幕府領となりました。以降、政治、経済、文化、交通の中心となり、天領中野の名を高らしめてきました。また、豊田地域は、江戸時代を通じて飯山藩の領地となっており、新田開発や用水堰の開さくが盛んに行われ、今日の農業の基盤となりました。

文化文政時代には、華やかな文化の花がひらき、この地方にも中央からの文化の流入が大きく浸透してきました。江戸から文人学者の来訪も多く、地元での地方文化を支えている人との交流により、文化が隆盛しました。

明治に入って、廃藩置県に伴い創設された伊那県の中野分局が中野村に置かれ、さらに明治3(1870)年には、伊那県から中野県が分れて、中野町に県庁が置かれました。

当時の政情不安と経済の混乱は、大規模な中野騒動を引き起こすこととなり、県庁を焼失し、明治4(1871)年、中野県庁を善光寺に移転し長野県と改称するという太政官布告が発せられ、長野町に県庁が移されました。

このように北信州の中心として栄えてきたことは、人・物・情報を集め、豊かな自然ともあいまって、伝統や文化を育む風土を形成し、現在に至るまで、多くの文化人を輩出してきました。

明治22(1889)年に町村制の施行により、町村合併が行われ、昭和29(1954)年には中野町を中心に、近隣8か村が合併して中野市となり、また、昭和31(1956)年には豊井村と永田村が合併し、豊田村が発足しました。そして、平成17(2005)年4月1日に、中野市と豊田村が合併し、新市「中野市」として新たな歩みを始めました。

第3節 産業

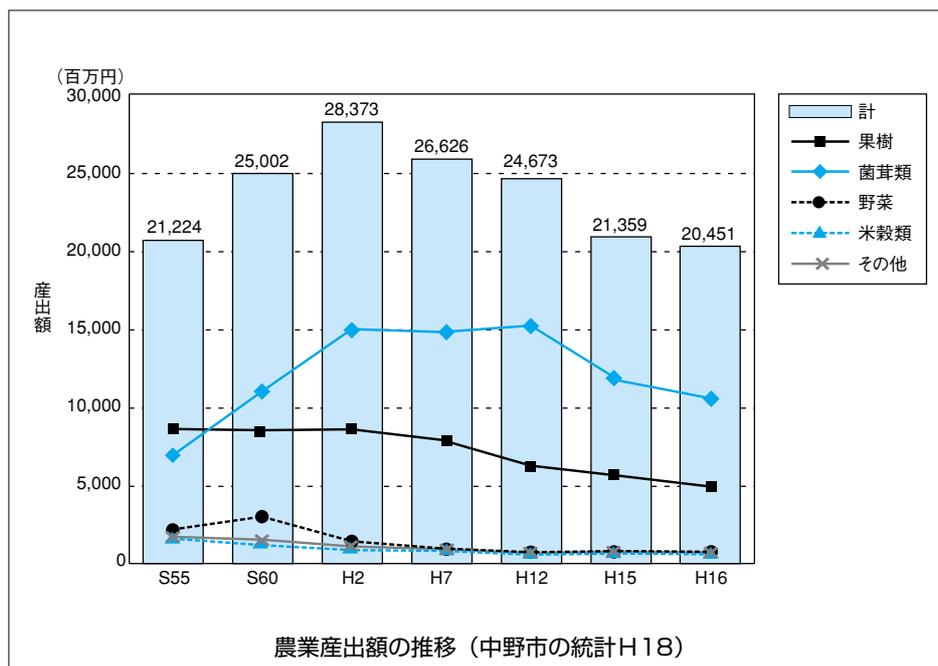
(1) 農業

本市の農業は、菌茸、果樹を中心に全国でも有数の園芸農業地帯として発展してきました。農家1戸あたりの耕地面積(64.4a)が全国平均(126.7a)を下回っている中で、付加価値を高めた施設型農業を積極的に展開し、生産性の向上に努めてきました。

特に、えのきたけの生産は、先人の先駆的な取り組みにより、全国第1位の生産量を誇っており、ぶなしめじ、なめこ、エリンギなどの菌茸類の生産も県内で上位を占めています。

また、果樹栽培に適した気候を生かし、積極的に畑地かんがい事業を推進するなど基盤整備に取り組み、ぶどうや桃、りんご、さくらんぼなどの果樹類の生産も盛んで、高品質の農産物は消費者に高い評価を受けています。

平成16年度(2004年度)の農業産出額は、約204億円で、近年ではやや減少傾向を示しています。品目別にみると、菌茸類が59.1%、果樹が26.1%を占めています。

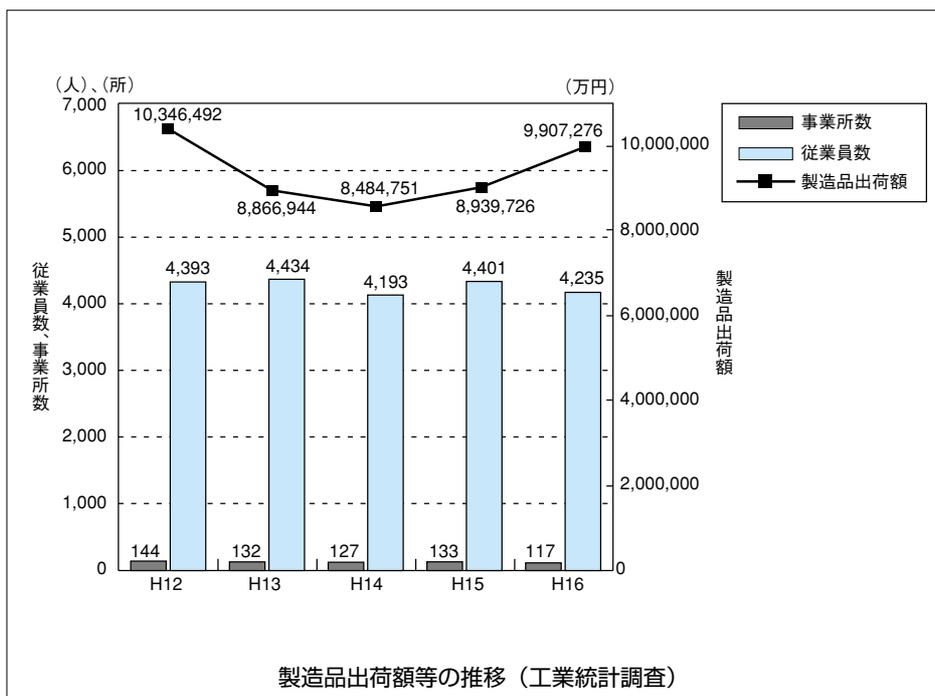


(2) 工業

本市の工業は、食料品製造などの地場産業や電子・精密・プラスチック加工を行う企業が多いという特徴があります。

平成16(2004)年の事業所数(従業員4人以上)は117事業所、従業者数は4,235人、製造品出荷額は、約990億7,000万円となっています。製造品出荷額を産業別にみると、電子50.4%、精密14.4%、食料11.9%、プラスチック7.1%の順で、この4業種で全体の83.8%を占めています。

従業員1人当たりの製造品出荷額は2,339万円で、県平均2,881万円をやや下回っています。

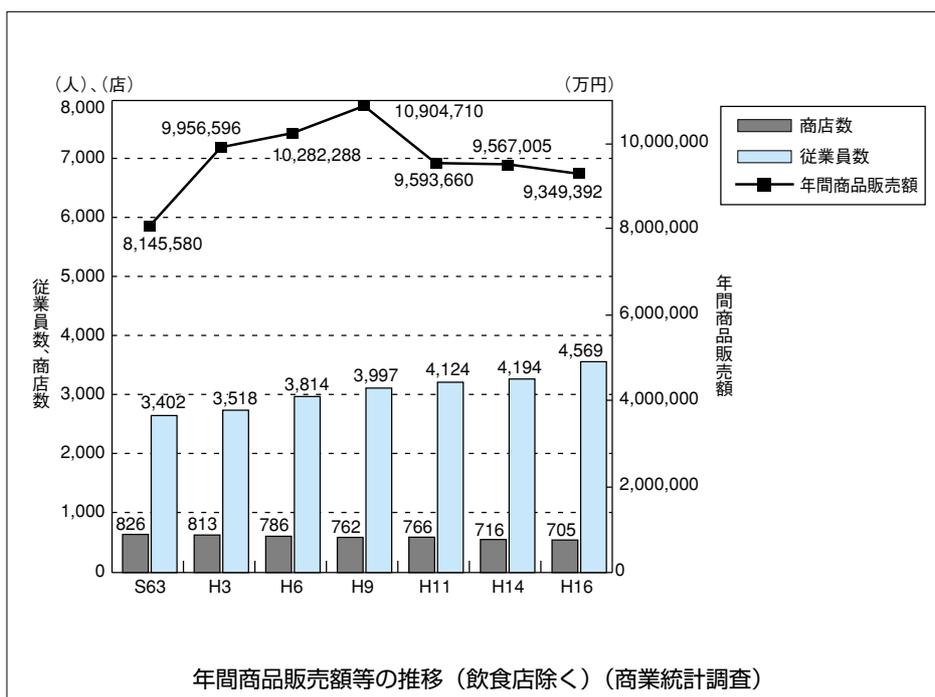


(3) 商業

本市の商業の商圈は、平成15年長野県商圈調査によると飯山市、山ノ内町、小布施町、木島平村、野沢温泉村、栄村、三水村（現飯綱町）まで広がっています。

また、商圈人口は117,757人で、大型店の出店により商圈、商圈人口とも拡大しており、北信広域圏における商業の中心地となっています。

平成16（2004）年の本市の商店数は705店、従業者数は4,569人、年間商品販売額は約934億9,000万円で、従業者数は増加していますが、商店数は減少しており、特に中小規模の商店が減少しています。

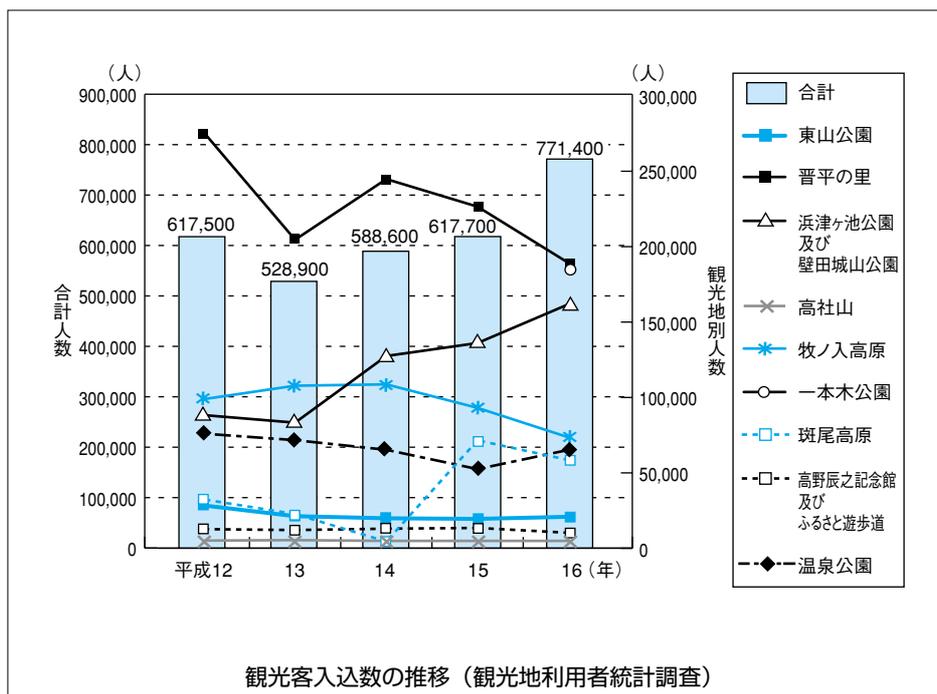


(4) 観光

本市の観光は、高社山・斑尾山・千曲川の自然やそれを背景とした農村景観、北信州の中心として栄えた歴史や中山晋平記念館・高野辰之記念館・日本土人形資料館などの文化施設、温泉施設や北信濃ふるさとの森文化公園、一本木公園など多様な観光資源を有しています。

また、新鮮でおいしい農産物をはじめ、味噌・醤油・酒・菓子などの特産物も数多くあります。

これらに加え、高速道路と2つのインターチェンジの効果もあり、平成16(2004)年には全国から年間約77万人の観光客が訪れています。





第3章 本市を取り巻く 主な情勢と課題

第1節 合併新市の一体的な発展

いわゆる「平成の大合併」で、平成14年4月には3,218あった全国の市町村数は、平成18年4月には1,820となりました。また、長野県の市町村数は、同期間で120から81に減少しています。

このような大きな流れの中で、本市も、平成17年4月に中野市と豊田村が合併し、新市「中野市」として発足しました。

合併により、旧市村が持っていた恵まれた自然や農産物、文化といった地域資源を一体的に活用し、自立した基礎自治体として持続的に発展できるまちづくりを進める必要があります。

第2節 少子高齢化と人口減少の時代

「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計）によれば、わが国の人口は、平成18（2006）年に1億2,774万人でピークに達した後、長期の人口減少過程に入り、平成62（2050）年にはおよそ1億60万人となるものと予測されています。

一方、平成17年の人口動態統計の年間推計では、既に出生数が死亡数を下回る自然減となっており、予測より早く人口減少に転じたことが明らかになっています。

長野県の人口は、平成14年から減少に転じ、平成16年には自然減となっており、国よりも早く人口が減少に転じています。

本市においては、平成15年から人口の減少傾向が現れており、平成17年国勢調査の速報では46,788人となり、平成12年と比較して1,057人（△2.2%）減少しました。

また、平成17年10月1日現在の老年人口比率は23.4%（毎月人口異動調査による推計値）で、全国（20.0%、人口推計月報による推計値）より高齢化が進んでいます。老年人口と年少人口は平成7年に逆転しており、平成28年には老年人口割合は27.9%に達し、市民の4人に一人は65歳以上となると推計されています。

少子高齢化と人口減少の影響は広範にわたりますが、とりわけ労働人口の減少による現役世代の負担増加、社会保障負担の増加などによる国全体の活力の低下が懸念されています。

人口減少時代に対応し、持続可能な地域社会を維持するために、子育て支援や高齢者等の

保健福祉の充実、就業の機会の拡大など、安心して子を産み、育て、暮らせる施策の展開が求められています。

第3節 安全・安心な暮らしの確保

自分や家族の健康への不安、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪の増加や自然災害など、生活において様々な不安を感じる市民が多くなっており、身近な場所での安心・安全の確立が地域における喫緊の課題となっています。

本市は、県内の市レベルで比較すると、これまでは農村型の世帯構成となっていましたが、核家族化や、高齢者の夫婦のみ世帯・一人暮らし世帯の増加などにより1世帯あたりの人数が減少し続けており、都市型の世帯構成に移行してきています。

全国的に地域住民の絆が希薄化し、コミュニティの維持が問題となっていますが、本市においては、区などの地域コミュニティが比較的良好に保たれていることから、引き続き維持していくことが重要です。

子どもたちの健全な成長、若者の自立、高齢者や障害者のケアなどに対して家庭や地域がしっかりと見守り、防災や防犯等の地域の安全を確保していくため、行政とともに適切に対処していく地域力が求められています。

第4節 地域経済の活性化

わが国の経済は、バブル崩壊後の長期の低迷を脱し、回復過程にあるといわれていますが、景気回復は未だ地方に波及しているとは言えず、本市の経済は依然厳しい状況におかれています。

本市の農業は、先人の努力によりめざましい発展を遂げてきましたが、消費者ニーズの多様化、産地間競争の激化などにより価格低迷が恒常化し、経営環境が厳しくなっています。また、農家の高齢化もあいまって農業離れが進んでおり、遊休荒廃農地が増加するなど、活力の低下が懸念されています。

本市の中心市街地は、地理的にも歴史的にも北信州の経済・文化の中心として、都市機能を集積させてきましたが、交通・情報の発達による郊外店舗の立地増加や生活圏の拡大を背景に、徐々に空き店舗が増加し、商業地としての賑わいが失われてきています。

農業を起点とした経済活性化を図りつつ、商業、工業、観光など各分野の地域資源がかか

わり合いながら相乗効果を発揮して、新たな価値を創り出し、まちの活力を維持・充実させていくことが求められています。

第5節 循環型社会への取組み

私たちの社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄によって豊かさを求めてきましたが、その結果、石油などの天然資源の枯渇、廃棄物の増大や処分場の不足、不法投棄や有害物質の発生など、深刻な社会問題に直面しています。

さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊*、酸性雨*、森林の減少など、地球規模での環境破壊は、人類の生存の根幹にかかわる問題として、早急に取り組むべき重要な課題となっています。

このような環境問題に対応し、環境と共生する社会を構築するためには、限りある資源を大切にし、環境にやさしい循環型社会に転換していかなければなりません。

環境負荷の少ない市民生活を推進し、身近な農地や里山を活用する中で、本市のかけがえない地域資源である美しいふるさとの自然を守り、良好な生活環境を将来の世代へ引き継ぐ取組みが求められています。

第6節 高度ネットワーク社会への対応

I T革命と呼ばれる情報通信技術の飛躍的な発達は、社会の広範な分野に大きな変革をもたらしており、いまや情報通信基盤は電気、水道、ガスと並ぶ地域の重要なライフライン*と なってきています。

さらに、インターネットや携帯電話などにより、個人が気軽にどこにいても世界中とアクセスできる環境が整い、コミュニケーションの機会が飛躍的に拡大しており、情報のユビキタスネット社会*が徐々に身近なものになりつつあります。

用語解説

※オゾン層の破壊…地球を包む大気のうちオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生命を守っているが、冷却媒に使われるフロンによって破壊が進み、世界的に防止措置がとられている。

※酸性雨…一般に、水素イオン指数(pH)の値が5.6以下の降水。普通の雨に比べて酸性が10倍以上も強い。陸水の酸性化、土壌の変質、森林の枯死をもたらし、生態系に影響を与える。

※ライフライン…電気、ガス、水道、通信、輸送など都市生活の維持に必要な不可欠なもの。

※ユビキタスネット社会…情報通信技術が、日常生活の隅々まで普及することにより、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながり、利用できる社会。

そのため、情報通信基盤の利用条件の公平性を確保し、情報通信技術の活用による電子申請や行政情報の提供など、市民の利便性向上を図るとともに、多様な地域との交流・連携を促進することで、経済活動や市民の活動の範囲を拡大し、高度ネットワーク社会へ対応していくことが求められています。

第7節 多様な主体が参加する地域主権の時代

地方分権の推進により、国と地方自治体の役割分担が見直され、市町村は市民に最も身近な基礎自治体として、自らの責任と判断で市民のニーズに主体的に対応していく地域主権の時代*となっています。

また、行政が担ってきた様々な公益的サービスについて、その提供主体となりうる多様な主体（団体、NPO*、企業など）が登場し、あらためてその重要性が認識され始めています。

「自助、共助、公助」の原則のもと、まちづくりにかかわる多様な主体の参画を促し、市民と行政それぞれの役割分担と連携による「協働のまちづくり」を進めていく必要があります。

第8節 行財政の健全経営

右肩上がりの経済を背景に、行政のサービス領域は拡大を続けてきましたが、経済の低成長化や人口減少時代の到来など、時代の変化により国全体の財政が悪化し、国と地方を合わせた公債残高は700兆円を超えており、財政状況は危機的な段階に至っています。

国においては、この状況に対応するため財政再建を進めていますが、地方交付税や国庫補助負担金の削減などにより、地方財政は厳しい運営を迫られており、本市も大きな影響を受けています。

施策展開における選択と集中を徹底し、行財政改革を進めて財政健全化を図ることにより、市民サービスを持続的に提供可能な行財政システムを構築する必要があります。

用語解説

※地域主権の時代…これまで、国に集中していた権限を、住民により身近な地方自治体に移して、地域のことは地域で決めるしくみをつくるとした時代の流れ。

※NPO…非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

そのため、情報通信基盤の利用条件の公平性を確保し、情報通信技術の活用による電子申請や行政情報の提供など、市民の利便性向上を図るとともに、多様な地域との交流・連携を促進することで、経済活動や市民の活動の範囲を拡大し、高度ネットワーク社会へ対応していくことが求められています。

第7節 多様な主体が参加する地域主権の時代

地方分権の推進により、国と地方自治体の役割分担が見直され、市町村は市民に最も身近な基礎自治体として、自らの責任と判断で市民のニーズに主体的に対応していく地域主権の時代*となっています。

また、行政が担ってきた様々な公益的サービスについて、その提供主体となりうる多様な主体（団体、NPO*、企業など）が登場し、あらためてその重要性が認識され始めています。

「自助、共助、公助」の原則のもと、まちづくりにかかわる多様な主体の参画を促し、市民と行政それぞれの役割分担と連携による「協働のまちづくり」を進めていく必要があります。

第8節 行財政の健全経営

右肩上がりの経済を背景に、行政のサービス領域は拡大を続けてきましたが、経済の低成長化や人口減少時代の到来など、時代の変化により国全体の財政が悪化し、国と地方を合わせた公債残高は700兆円を超えており、財政状況は危機的な段階に至っています。

国においては、この状況に対応するため財政再建を進めていますが、地方交付税や国庫補助負担金の削減などにより、地方財政は厳しい運営を迫られており、本市も大きな影響を受けています。

施策展開における選択と集中を徹底し、行財政改革を進めて財政健全化を図ることにより、市民サービスを持続的に提供可能な行財政システムを構築する必要があります。

用語解説

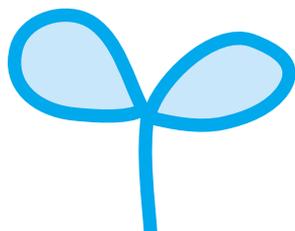
※地域主権の時代…これまで、国に集中していた権限を、住民により身近な地方自治体に移して、地域のことは地域で決めるしくみをつくるとした時代の流れ。

※NPO…非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。



第2編

都 市 像 と 構 想 の フ レ ー ム





第1章

都市像

新市まちづくり計画（新市建設計画）において定めた新市の将来像を踏まえ、都市像を次のように定めます。

緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち

- まちづくりにおいては、市民一人ひとりが主役であることを自覚するとともに、お互いが連携し、地域が一体となって豊かな生活を実感できるまちづくりを進めていくことが重要です。
- 「緑豊かなふるさと」という表現には、唱歌「故郷（ふるさと）」に代表される恵まれた自然環境と景観を大切にし、自然との共生を根幹として充実した人生を送るという意味が込められています。
- 「文化が香る」という表現には、国文学者「高野辰之」、作曲家「中山晋平」、「久石譲」など多くの文化人を輩出し、音楽や美術など文化芸術を理解し高めていく市民性ととも、土びなや各地に伝わる民俗芸能など伝統文化を受け継ぎ、郷土の誇りを大切に育む心を育て、住民同士が交流していくという意味が込められています。
- また、築き上げてきた多種多様な生涯学習機会を生かし、文化・歴史・芸術の香り高いまちづくりを進めていきます。
- 「元気なまち」という表現には、この地に住み、働き、勤勉と努力で新しい価値を創造し、自助自立の未来を築きながら、元気に歌声を合わせるように協力し合うという意味が込められています。
- まちづくりの主役である市民が行政との役割分担の中で、住民自治を確立し、自主的な活動や交流・連携により、様々な取組みに挑戦し、地域の活性化と福祉の向上を実現していきます。
- また、農業・工業・商業・観光サービス業など特色ある産業が連携して新しい取組みのもと、全産業の活性化を実現していきます。
- こうしたことから、『緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち』を本市がめざす都市像とします。



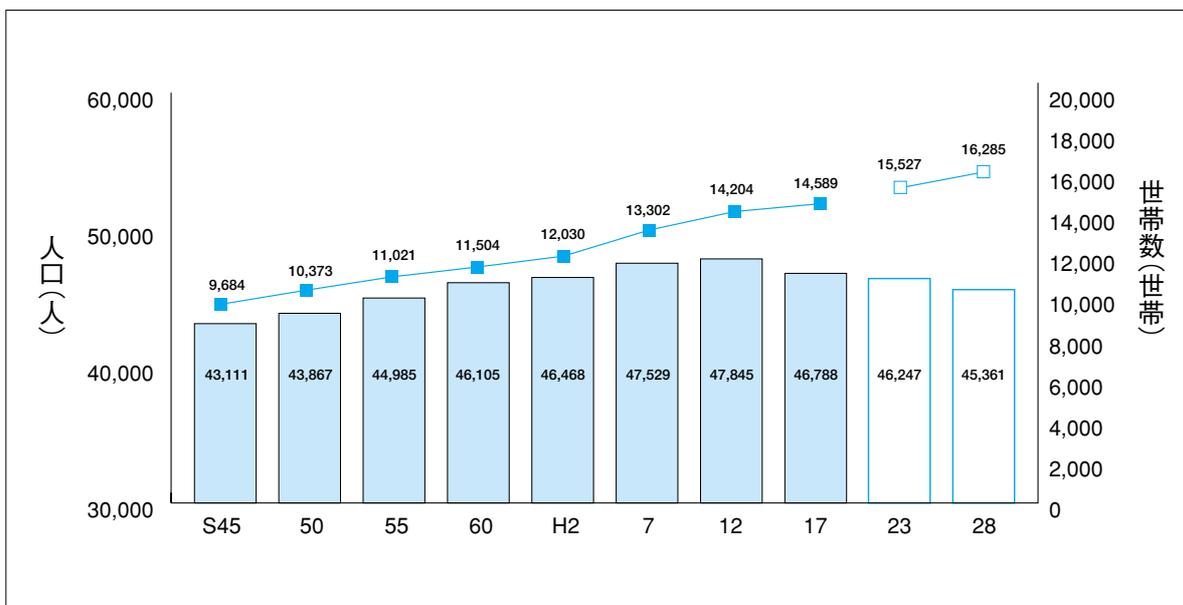
基本構想のフレーム

構想の目標年次、平成28(2016)年の人口等を、次のように想定します。

区分	実績値		推計値		
	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年	
	2000年	2005年	2011年	2016年	
総人口	47,845	46,788	46,247	45,361	
年齢3区分別人口	0-14歳	7,768	7,194	6,889	6,498
	15-64歳	29,976	28,879	27,747	26,195
	65歳以上	10,101	10,715	11,610	12,668
	0-14歳割合 (%)	16.2	15.4	14.9	14.3
	15-64歳割合 (%)	62.7	61.7	60.0	57.7
	65歳以上割合 (%)	21.1	22.9	25.1	27.9
世帯数	14,204	14,589	15,527	16,285	
平均世帯人員	3.37	3.21	2.98	2.79	

※平成17年は人口と世帯数のみ国勢調査速報値で、年齢3区分別人口はコーホート要因法による推計値。

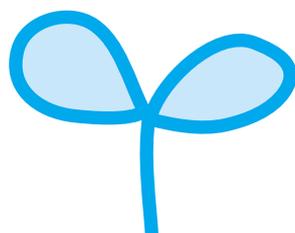
※平成23年、28年はコーホート要因法による推計値。





第3編

施策の大綱





第1章

市民一人ひとりに開かれた 市民参加と協働のまちづくり

第1節 市民と連携した防災・危機管理対策の徹底

地震や風水害などの自然災害は予測が難しいため、日頃からの備えと災害発生時において迅速に対応できる体制を整える必要があります。

また、災害から市民の生命や財産を守り、被害を最小限にとどめるため、行政、市民、事業者などが一体となって防災対策を進め、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

そのため、地域防災計画に基づき、市民に対する防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など、日ごろから防災に対する備えを保ちつつ、火災や災害発生時に迅速、適切に対応できる組織体制の強化を図るとともに、情報伝達手段の充実を進めます。

また、高齢者、障害者などの災害弱者に対する配慮を図ります。

さらに、万一の災害発生時における被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の一層の充実、危険箇所の点検・改修、ライフラインの確保を図るとともに、消防車など消防施設の整備を推進します。

第2節 情報公開・情報共有のまちづくり

地域主権時代のまちづくりにおいては、市民によるまちづくりへの主体的な取り組みや、市政への市民参画が重要となっています。

そのため、情報公開制度の積極的な活用により、プライバシーの十分な保護のもと、様々な行政情報の公開を進めるとともに、インターネット、広報誌、CATV*など、各種情報媒体の活用により広報広聴を充実させ、市民との情報共有を進めます。

また、市民ニーズに的確に対応するため、アンケートや市民意見提出手続の活用など市民参加を推進します。

さらに、地域情報化計画に基づき情報通信環境を整備し、地域の情報化を推進します。

用語解説

※CATV…一般のテレビ放送や衛星からの電波を一括受信し、専用ケーブルを使って各家庭に配信するシステム。チャンネル数が増え、安定した画像が得られる。有線テレビ。

第3節 公益を推進する多様な担い手の育成と連携促進

情報化や国際化の進展、環境問題への関心の高まりなど、社会経済環境が大きく変化し、多文化共生のまちづくりや循環型社会の構築などの社会的課題が現れています。また、少子高齢化と核家族化の進行は、地域の居住者の減少や構成の変化をもたらし、価値観や生活スタイルの多様化と新たなニーズを生んでいます。

こうした様々な分野で進んでいる社会的変化は、これまでの公共領域の運営の仕組みを見直し、まちづくりの手法を再構築する必要があることを意味しており、地域コミュニティの維持増進と、公益を担う多様な主体が相互に連携し、公益的課題に取り組むまちづくりが求められています。

そのため、地域コミュニティ活動を支援するとともに、公益を支える多様な主体の育成と連携強化を促進します。

また、都市間交流・国際交流などの様々な市民交流を進めます。

第4節 自助自立の行財政運営と行政サービスの向上

地方分権一括法の施行により、中央集権型行政システムから国と地方とが対等協力関係の新しい行政システムへと移行しつつあります。

地方自治体は、国と地方の役割を明確にし、地域経営への市民等の参加の拡充を図りながら、自己決定・自己責任のもとで、市民の視点に立った効率的な行政運営をすることが求められています。

そのため、行政改革大綱に基づき、組織の簡素合理化、職員の資質向上や人事管理の適正化など、行財政の効率化を進め、地域主権に対応した戦略的な行政運営を推進します。

また、窓口対応の充実や情報技術の活用により、市民ニーズに対応した行政サービスの向上を図り、市民満足度を高める行政運営を進めます。

さらに、周辺市町村との緊密な連携を保ちながら、公共施設の共同設置、事務事業の共同処理等、広域行政を推進します。

第5節 長期的展望に立った財政運営

本市の財政状況は、国の構造改革[※]の推進、経済環境の変化などにより、市税や地方交付税といった基礎的な収入が減少しており、抜本的な財政収支の改善が必要となってきています。

そのため、市の歳入の柱である市税の適正な賦課徴収に努めることはもとより、公平性・公正性に基づく使用料等の受益者負担の見直しなど、地域主権時代に対応し、自主財源の確保、かん養に努めます。

また、コスト意識の認識を高め経常的な行政コストを抑制するとともに、長期的な視点に立った上で、必要性、効率性、有効性に配慮し、民間活力の活用なども含めた施策の適切な選択により、計画的な財政運営を進めます。

さらに、次世代への過度な負担をかけないように、基金の適正管理や市債の抑制を図りながら、合併に係る財政支援措置等を最大限に活用し、基礎的財政収支（プライマリーバランス[※]）の均衡のとれた健全な財政運営に努めます。

用語解説

※国の構造改革…経済や財政、行政、社会の各分野において個性と能力が発揮できるように世の中の仕組みを時代に合わせようとする国の取組み。

※基礎的財政収支（プライマリーバランス）…国や地方自治体などの基礎的な財政収支で、一般会計において、歳入総額から起債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスをいい、均衡が保たれていることが望ましい。



第2章

思いやりと地域の連帯で支える 健康福祉のまちづくり

第1節 人生の年代に応じた健康づくり

健康であることはすべての人の願いであり、市民一人ひとりが幸せを実現するための最も重要な条件の一つであることから、健康づくりに対する関心はますます高まる状況にあります。

生活が豊かになる中で、生活環境の変化等により、食生活や生活習慣の乱れ、運動不足やストレスなどにより、中高年層を中心とする生活習慣病の増加がみられます。

「自分の健康は自分で守る」という自覚をもって、健康づくりに自発的に取り組むことが重要であり、市民誰もが健やかな生活を送れるよう、各種健康診査や保健予防の充実を図るとともに、年齢や体力等各人の状況に応じた健康管理や健康づくりに取り組むことが必要です。

そのため、生涯を通じて健康づくりについての知識の普及啓発や、家庭、職場、地域における健康づくりの実践機会の充実等を推進します。

また、地域医療体制の充実を促進します。

第2節 長寿時代の安定したシニア社会づくり

平均寿命が延び、長い老年期をもう一つの人生として生きる時代を迎え、誰もが住み慣れた地域の中で交流を保ちながら、「その人らしい」生活がおくれるよう、生きがいを持ち、また、自立した生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

そのため、温泉利用の推進や各種講座の開催、高齢者福祉施設の整備、社会参加や健康づくり、憩いの場の充実など、生きがい活動を促進するための各種事業の充実を進めます。

また、地域の高齢者が安心して生活できるよう、地域包括支援センター*での介護や福祉等に関する総合的な相談支援体制を充実するとともに、介護状態にならないよう介護予防事業を推進します。

用語解説

*地域包括支援センター…保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士が中心となり、地域の高齢者に必要な支援や援助を総合的に行うところ。

第3節 地域が支えあう福祉体制の確立

住み慣れた地域での生活志向が高まる中で、誰もがともに安心して真に充実した生活を送ることができるようになるためには、公的な福祉サービスの充実と、住民同士が互いに協力し支え合うことが必要となっています。

そのため、福祉施設の整備と、福祉サービスの向上を図ります。また、社会福祉協議会や民生・児童委員などと連携しながら、地域住民、ボランティア団体やNPO法人等、様々な立場の団体や市民が行う社会福祉活動を支援するとともに、相互に協力し効果的に地域福祉にかかわることができるような環境づくりを促進します。

第4節 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

日常生活や社会活動を阻害している障壁（バリア）を取り除き、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、お互いに尊重し合いながら普通の生活を送ることができるまちづくりが求められています。

そのため、歩道の段差解消など、市内の都市基盤や公共施設などのバリアフリー^{*}化を推進します。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、情報のバリアフリー化を推進します。

さらに、ユニバーサルデザイン^{*}による、誰もが生活しやすい環境づくりを促進します。

用語解説

※バリアフリー…高齢者や障害者が日常生活や社会生活を営む上で、不便な障壁（バリア）となるものを除去すること。公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者等の利用にも配慮した設計のこと。

※ユニバーサルデザイン…製品・建物・環境を、障害、年齢、性別等人が持つそれぞれの違いを超えてあらゆる人が利用できるように、はじめから考えてするデザインのこと。

第5節 医療保険制度・介護保険制度の安定的運営

今日の少子高齢化の進展や医療の高度化、医療の高額化に対応するため、市民の生命と健康を支える医療・介護制度の充実が求められていることから、保険料（税）の大幅な増大が懸念されます。

そのため、社会全体で支えあい、将来にわたり、安定的に保険制度が存続し機能することを基本に、医療費の適正化や介護予防サービスの充実等により、各種保険事業の健全化を推進します。



第3章

子どもの元気をふるさとの未来につなげるまちづくり

第1節 健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減・解消、子どもの疾病予防などを目的とした健康教育及び健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

また、父親、母親がともに子育てを担うことへの意識の啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを推進します。

さらに、母子保健医療提供サービスの水準を向上させるとともに、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させ、児童虐待の発防止への取組みを推進します。

第2節 子育て家庭を支援する仕組みづくり

これまでの国民の意識として、男性は仕事、女性は家庭という考えを持つ人が大多数を占めていました。また、社会の構造もそれに適応したシステムになっていた部分が多かったことは否定できません。

これからは男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てるという意識の醸成を図り、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることが大切です。それにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ることも可能と考えられます。

そのため、女性の社会進出の増加に伴い、子育てをしながら働きやすい環境づくりを一層推進し、さらに、子育てをすることにより享受する喜びを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域資源の連携が効果的に、十分に発揮できる仕組みづくりに努めます。

第3節 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

平成元年、国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）において、

「児童に関するすべての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」（第3条）とされています。

そのため、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会実現に努めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、被害にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。

第4節 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

次代を担う子どもが、豊かな心と健やかな体を育み、生きる力を身につけるため、幼稚園や保育園、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域のもつ教え、育てる力を総合的に高め、それぞれが本来持っている力を生かし、地域社会全体で子どもを育てる必要があります。

そのため、家庭においては、基礎的な人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育の充実や親子のふれあいを促進する取組みを進めます。

学校においては、社会生活の基礎を身に着け、個性を生かす学校教育や、向上の心を育む教育を推進するとともに、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などの機会を充実させ、子どもが自らの意思で挑戦する機会の充実を図ります。

また、将来親となる若い世代に対しては、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策を推進します。

第5節 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、快適な居住空間や安心して活動できる生活空間が必要となります。

子どもや子育て家庭に配慮した生活空間の整備に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

また、子育てにおいて男女が相互に協力しあう意識の醸成を図るために、広報及び啓発活動を積極的に推進します。



第4章

地球環境との共生と 豊かな心の人間社会づくり

第1節 生活環境の保全と自然保護の推進

市民一人ひとりの日常生活に起因する都市生活型公害として、自動車交通による大気汚染や騒音・振動をはじめ、生活排水等による水質汚濁や廃棄物の焼却から発生する有害物質による大気汚染などが懸念されます。

市民が健康で安全に生活できる環境を保つためには、様々な角度からの公害防止対策が必要です。

そのため、状況を的確に把握し、事業者等に対する啓発、指導により、公害の発生源対策と未然防止を促進します。

また、自然は、私たちの身近にある貴重な資産であり、将来にわたって大切に保護していかなければなりません。

そのため、水辺や里山の保全などにより、多様な野生動植物が生育できる環境や自然景観の保持等、自然保護施策を推進し、暮らしの中で自然とふれあえる環境の保全を図ります。

第2節 資源循環型社会の構築

地球規模の問題となっている温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする様々な環境問題については、市民、事業者、行政それぞれが、環境とのかかわりについての理解を深め、自主的に環境保全に取り組む必要があります。

そのため、身近な生活における環境負荷に対する意識の啓発を行うとともに、資源・エネルギーの効率的な利用や、アイドリングストップ運動*などの推進により、地球にやさしい環境づくりを推進します。

用語解説

*アイドリングストップ運動…自動車の駐・停車における不必要なエンジン使用の中止を訴える運動。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出を抑制できる。

ごみの減量化と再資源化意識の啓発や、情報提供を充実させるとともに、適正な収集処理業務の一層の効率化を推進するなど、市民、事業者、行政が一体となって分別収集を徹底し、生ごみの堆肥化やリサイクル（再生利用）推進など、持続可能な資源循環型社会の構築に努めます。

第3節 市民生活の安全・安心への取組み

市内の交通事故件数は、道路交通の量的拡大や高齢者人口の増加、社会・経済活動の24時間化などのため依然として高水準で推移しています。

また、犯罪の発生状況は、街頭犯罪等*の増加や全国的に子ども、高齢者等の社会的弱者が数多く被害にあっています。

加えて、消費生活は便利で豊かになった反面、架空請求や高齢者を狙った悪質な訪問販売等、消費者をめぐるトラブルや被害が増えつつあります。

そのため、各種啓発活動や情報提供を行う中で市民の交通安全・防犯意識の高揚を図るとともに、警察等関係機関・団体、地域等と連携をしながら、安全・安心な生活環境づくりを推進します。

第4節 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

男女共同参画社会基本法や長野県男女共同参画社会づくり条例などにより、法令の整備は進みましたが、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められています。

男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりをめざした施策を進める必要があります。

市民一人ひとりが、長い歴史や習慣の中でつくられた性差による差別を認識し解消するため、情報や学習機会の提供、人材育成のための事業を実施し、男女が互いに認めあい、尊重し、いきいきと生きる社会づくりに努めます。

用語解説

※街頭犯罪等…市民のみなさんが身近に不安を感じる車上ねらい・自販機ねらい・ひったくり・自転車盗・オートバイ盗・自動車盗・器物損壊（街頭犯罪）のほか、侵入窃盗などの侵入犯罪のことをいう。

第5節 人権が尊重される明るいまちづくり

「人権のないところには平和は存在しない。今や人権尊重が平和の基礎である。」ということが世界の共通認識になってきていますが、今でも、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害をもつ人、子ども、在住外国人などに対する差別や偏見が根強く存在しており、国民一人ひとりの人権意識の高揚が求められています。

そのため、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る」ことを基本理念として、明るく住みよいまちづくりを進めます。



第5章 産業が連携し、新しい価値を生み出すまちづくり

第1節 個性が輝く多彩な農業・林業の里づくり

農業は本市の基幹産業であり、農業を起点とした地域経済の活性化を進める必要があります。

活力と個性ある園芸産地として、本市の基幹作物である、きのこ、ぶどう、アスパラガスといった農産物の生産性の向上と品質管理を徹底するとともに、各農家・JA・行政が連携して、付加価値の高い作物への転換、農業技術の向上、市場情報の的確な把握などを通じて、ブランド性を高めた売れる農業を推進します。

そのため、需要動向に即した彩り豊かな農業生産を展開し、鮮度・品質・安全性に優れた農産物づくりを推進するとともに、消費者に、本市の農産物を積極的にPRし消費拡大を推進します。

また、地理的条件を生かした地域特産物の生産を促進するとともに、消費者ニーズに対応した新作物・新品種・新技術の導入を推進します。

さらに、新規就農者への農業技術支援を行い、後継者の育成に努めるとともに、担い手の確保と経営安定化を図るため、経営相談や制度資金活用、遊休荒廃農地の解消、農地の利用集積等に努め経営支援を進めます。

また、農林道や農業用排水路などの施設は、地域の創意工夫による多様な取組みを奨励しながら適正な維持管理に努めるとともに、施設整備・森林整備については農村環境や景観を保全しながら整備を進めます。

第2節 戦略的な観光・交流産業のブランドづくり

北陸新幹線や上信越自動車道などの広域的な交通網の充実や、情報通信基盤の高度化によって、多方面からの観光客の入り込みが一層高まることが期待されます。

本市は、千曲川と田園風景に代表される豊かな自然とともに、神社仏閣等の歴史的文化遺産や伝統工芸をはじめ、北信濃ふるさとの森文化公園一帯、バラの「一本木公園」、音楽を基調とした文化施設の「中山晋平記念館」「高野辰之記念館」、温泉施設の「ほんぼこの湯」「も

みじ荘」「まだらおの湯」など多くの観光資源を有しており、それら観光資源を生かした観光の展開が求められています。

そのため、既存の観光施設の整備充実や、市全体で花のまちづくりを推進するなど、観光資源の魅力を高めるとともに、バラまつりなどの各種イベントの充実を図ります。

また、信州なかの観光協会と連携し、積極的な観光宣伝を行うとともに、温泉施設、観光施設を巡る観光ルートの周知・活用による観光のネットワーク化を推進します。

さらに、農業体験ツアーなどの観光農業のPRなどを行い、観光需要の変化に対応した新たな資源の開発を推進します。

第3節 地域を担う地元商業・工業の振興

近年、経済環境や消費動向の変化により、企業や商店の経営は厳しい状況にあります。

また、自動車社会の進展などにより、住民の生活圏の拡大や郊外への大型店の進出を背景に、中心市街地の空洞化が生じています。

そのため、中心市街地活性化基本計画に基づき、環境の整備や空き店舗対策などを関係団体と連携して実施し、中心市街地の活性化を図ります。

また、商工業団体への支援、経営相談の充実などを通じて、商店の経営力の強化を推進するとともに、情報技術を活用した販路拡大を促進します。

工業においては、高速交通網や恵まれた自然環境など、本市の優れた特性を十分活用し、競争力のある工業の振興を図ります。

第4節 新たな産業の創出と育成

長く続いた景気の低迷や国際化、高度情報化などの経済環境の変化に伴い、この地域にある豊かな自然などの資源と産業を連携させ、新たな価値を生み出す産業の創出と育成が求められています。

そのため、新技術開発などの奨励・援助や先端企業の誘致の推進など、恵まれた自然環境や上信越自動車道などの有利な交通条件を生かして、消費者ニーズを的確にとらえた、時代の変化に対応できる商工業の振興を図り、各分野において創造性のあふれる事業の展開を支援します。

第5節 活力を生む人材育成と雇用の安定

経済の低成長化や少子高齢化、雇用形態の変化による雇用の不安定化など、雇用環境は大きく変化しており、厳しい経済社会を生き抜くための有能な人材の育成、確保が必要となっています。

そのため、中野地域職業訓練センターや中高高等職業訓練校を拠点として、より高い技術の習得など、人材育成や能力開発のための職業訓練を促進し、地域産業を担う人材育成を推進するとともに、職業相談室の活用などにより、再就職等雇用の安定を図ります。

また、次代を担う新規就職者・就農者や意欲ある高齢者の職場などへの定着や技術指導などを支援するとともに、豊かさを実感できる勤労者福祉の充実を推進します。



第6章

地域が育て地域が守る 教育と文化のまちづくり

第1節 心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育

多様で複雑化する社会にあって、時代の変化に適切に対応しながら、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていく力を持ち、活力ある地域を築き、支えていく意欲と実践力を備えた人づくりが求められています。

そのため、快適な集団生活の中で、児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに、家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進します。

また、情報化や国際化など、新たな時代に対応した教育の充実や地域に古くから伝わる伝統文化、産業などを学び、郷土を誇りに思う心を育てる教育を推進するとともに、安全・安心で、地域に開かれた学校づくりを進めます。

さらに、いじめや不登校をはじめ、児童生徒の様々な行動に応じたきめ細かな支援体制を充実するとともに、特別に支援を必要とする子どもたちが、将来の社会参加に向けて自立していけるよう一人ひとりの個性に配慮した教育を推進します。

また、高等学校以上の教育については、地域に密着した魅力ある高校づくりを促進するとともに、就学を奨励します。

第2節 学びふれあう社会教育・生涯学習

自由な時間の増大に伴い、市民のライフスタイルや意識が変化し、生涯学習への関心が高まる中、多様な学習ニーズに対応した環境づくりが必要となってきています。

そのため、市民の学習活動を支える役割を担っている公民館、図書館、歴史民俗資料館をはじめとする生涯学習施設では、各施設の機能のネットワーク化を進めます。

また、体験学習、各種講座の開催や、学習資料の充実を図るとともに、地域づくりを支援する世代間交流やボランティア活動を促進します。

さらに、生涯学習基本構想を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたり、自分にあった学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばし、その学習成果が適切に生かされる環境づくりを推進します。

また、多種多様な生涯学習活動を支援し、その基幹的な役割を果たす公民館、図書館などの整備に努め、生涯学習社会の基盤づくりを推進します。

第3節 地域の歴史・文化の保存と活用

本市には、先人たちにより培われた地域の歴史や文化を伝える様々な歴史資料や、伝統行事などの文化的な遺産が数多く残されています。

地域の歴史や文化を理解することは、ゆとりと潤い、誇りを実感することができ、新たな地域文化を創造し、心豊かな生活を実現する礎となります。

また、伝統行事などの地域文化は、私たちに元気を与え、地域を活性化させて魅力ある地域づくりを推進する力を持っています。

そのため、歴史資料や文化的な遺産を、市民共有の文化財としての意識を深めつつ、地域の歴史や文化に触れ、文化財の保護・活用に参加できる環境づくりを推進し後世に伝えるとともに、その活用に努めます。

第4節 文化芸術の振興

市民一人ひとりが心豊かな生活を営み、活力ある地域社会を実現するうえで、文化芸術は大きな役割を果たします。

そのため、文化芸術の振興と新たな文化の創造を図るための基本的な方針等を定め、文化芸術振興施策を推進します。

また、文化芸術に対する市民の関心や理解を深め、市民の自主的な文化芸術活動を促す市民組織の設立や、その支援に努めます。

さらに、関係団体のネットワークなど、文化行政充実のための体制を整えるとともに、文化芸術活動の拠点となる施設の検討や整備に努めます。

第5節 豊かな人間性を育むスポーツの振興

ライフスタイルの変化や、健康志向の広がりに伴い、日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむ市民が増えています。

また参加目的も、健康・体力づくりのほか、地域におけるコミュニケーションを深めたり、競技を観戦して楽しむことなど、スポーツ活動も多様化しています。

そのため、誰もが生涯にわたって幅広く気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう体育施設等の環境整備を推進します。

また、地域、教育機関、団体などと連携し、多くの市民が参加できる各種教室や大会を開催するとともに、スポーツ団体の育成や指導者の養成に努め、スポーツの振興を図ります。



第7章 安全・快適で 機能的な都市基盤づくり

第1節 都市像にふさわしい土地利用の推進

本市は、交通の要衝にあり、古くから人、物、文化が交流し、北信州の中心的都市として発展してきました。

都市基盤の整備や経済活動の拡大、高速道路の2つのインターチェンジの開通の影響などを受けて、土地利用の動向は急速に変化しつつあります。

また、近年の農村集落における宅地化の進行や遊休荒廃農地の増加、さらには市街地における低・未利用地の増加が進んできていることから、土地を大切に有効利用していくための調整を図っていく必要があります。

そのため、経済の活性化との調和を図りつつ、これまで継承してきた農地や里山、水辺などの豊かな自然環境を今後も大切にしながら、都市像の「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」にふさわしい土地利用を進めます。

第2節 広域交流と連携を支える幹線交通網の整備促進

広域的な視点に立った、商業、文化、行政、観光など、様々な機能を連携させる道路交通網を強化することにより地域の活性化を図り、施設・資源の相互利用や地域間の交流が円滑に行えるよう、都市基盤の整備を推進します。

そのため、本市を縦貫する北陸新幹線の早期開通及び上信越自動車道の整備を促進します。

また、本市の特性を勘案した連携強化や隣接市町村との交流を促進するため、国道や県道など広域的な幹線道路の整備を促進します。

さらに、鉄道及びバス等公共交通の有効活用を促進します。

第3節 安全で快適な都市基盤整備の推進

均衡ある都市の発展をめざすため、市内全域にわたる自然的・社会的条件を検討し、都市計画区域、用途地域及び都市計画道路の見直しを行いながら、都市計画マスタープランを策定し、都市施設の整備を総合的に推進します。

快適な市民生活の維持・向上や安全のため、住宅の耐震化、生活道路の整備、除雪体制の整備、河川の改修及び築堤工事の促進など基盤整備を推進します。

また、幅広い交流や憩いの場となる水辺や公園の整備充実に努めるとともに、景観育成を図ります。

さらに、環境保全や快適な市民生活の確保のため進めてきた、公共下水道や農業集落排水事業は、全処理区で供用が開始となったことから、今後は水洗化率の向上を図ります。

第4節 水の安定供給と水資源の保全

水の惑星といわれる地球、それだけ多くの水が存在する地球でも、私たちが生活水として利用できる水はわずか1%弱といわれています。

この貴重な水資源の長期的な保全と安全で良質な水道水の安定的な供給は、市民生活にとって欠かすことのできない極めて重要な課題です。

今後も将来の水需要を的確に把握し、水の安定供給のため水源の拡充に努めるとともに、地震、豪雨、渇水などの災害時においても、生活基盤としてのライフラインの確保を図る必要があります。

そのため、老朽化した施設・設備の整備の推進、枯渇傾向の見られる地下水や水質の不安定な水源の現状調査の実施などとともに、近隣市町村等関係機関と協調しながら水源地域の保全に努め、安心して飲める良質な水の供給を進めます。

第5節 公共施設等の効率的な維持管理

公共の建物、道路や河川などの公共施設は、市民生活に係るそれぞれの目的のもとに設置されています。

そのため、適正な受益者負担により、効率的な維持管理を図るとともに、利便性を高め十分利用されるよう運営を進めるとともに、適時適切な維持補修により、施設の使用年数を最大限に延ばし、トータルコストを最小限とします。

また、建替えにあたっては、将来人口や地域の特性やバランス、そして財政事情を考慮しながら、統合整備を検討するとともに、ランニングコストまで含めた総合的な経費を考慮した計画に努めます。

さらに、市民サービスの向上に十分配慮しながら、指定管理者制度の導入を進めるとともに、PFI*などの新たな整備方式も研究します。

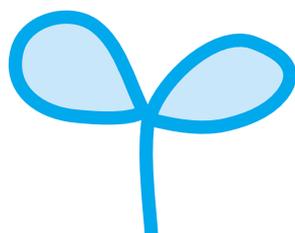
公園や水路など身近な公共施設に対し、市民が主体的に維持管理を行う活動への支援を推進します。

用語解説

※PFI…低コストで質の高い行政サービスを提供するため、公共施設の建築や維持管理について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う行政手法。

第4編

構 想 実 現 の た め に





第1章

協働のまちづくり

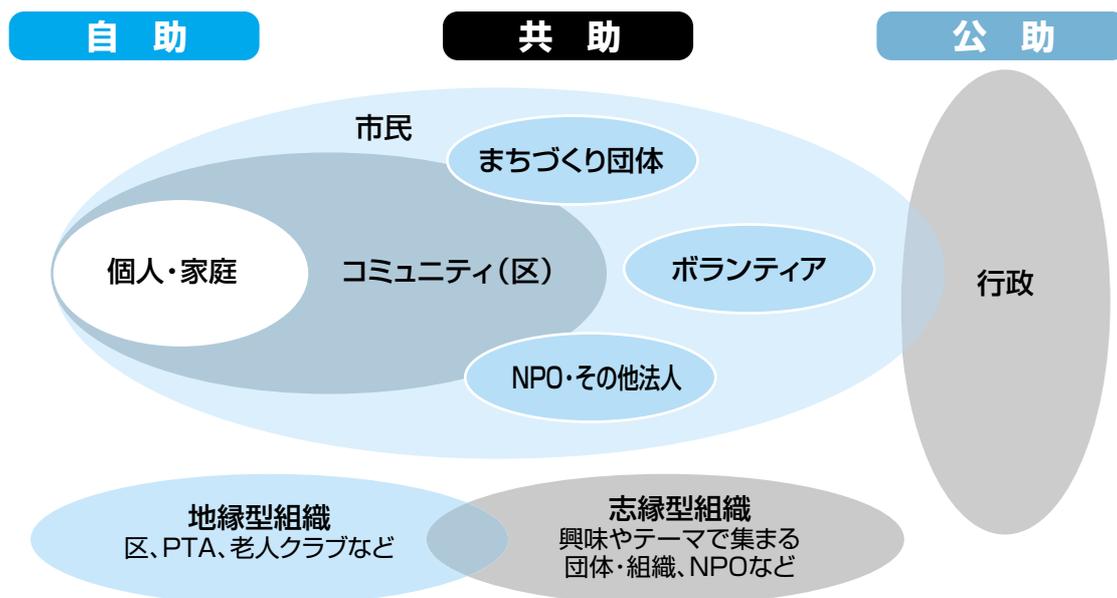
第1節 多様な主体による協働のまちづくりの推進

地域主権時代のまちづくりは、自己決定、自己責任の原則のもと、市民、地域等が行政とともに地域の経営に責任をもってかかわることが求められています。

いま市民ニーズは、一人ひとりの状況に応じたきめこまやかな対応や少子高齢化の進行等に対応する課題、災害や防災への身近な対応の確保など、多様化、複雑化し、様々な公益的課題が生じています。

一方、公益を担う多様な主体（市民、区、NPO、ボランティア、企業等）による社会貢献活動への参加意欲が高まり、様々な課題に自発的に取り組み、解決していこうという気運が広がりつつあります。

区などの地縁型組織のほか、それぞれの公益的課題に取り組む市民等の志縁型組織を含む多様な主体が、行政と役割を分担したり、ともに課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。



【自助】自分の責任で、自分自身が行うこと

【共助】自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

【公助】個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政が行うこと。

第2節 それぞれの役割

「自助、共助、公助」の原則のもと、公益を担う多様な主体と行政とが、それぞれが担うべき役割について、互いの特性を踏まえたうえで見直し、そして認め合い、協働のまちづくりに向けた共通認識をもつ必要があります。

(1) 市民一人ひとりが担う役割

市民は、公的サービスの「受け手」であり、また市政に発言する権利を持つ「主権者」であるとともに、さらには居住地域の諸活動の「担い手」でもあります。自らできることを考え、行動することが、市民一人ひとりの役割といえます。生活する地域をよりよくするため、区やボランティアの活動に参加、協力することが期待されています。

(2) 地縁型組織が担う役割

区や自治会、コミュニティ組織などの地縁型組織は、地域生活に密着する課題に包括的に取り組み、住民自治、地域の相互扶助などにおいて大きな役割を果たしています。

近年、市民意識の変化や高齢世帯の増加など地域をめぐる環境は変化しており、地域コミュニティ活動の維持と活力向上が求められています。より自主的な活動を進めるとともに、公益的課題に対応する団体等との連携を促進します。

(3) 志縁型組織が担う役割

ボランティア団体やNPOなど、課題やテーマで集まる志縁型組織は、新たな公益的課題に対応する役割を持ち、行政や企業とは異なり、すばやく、きめこまやかな公益的サービスを提供できます。また活動を通じ、喜びや生きがいを見つけ、雇用の機会を生み出すことも期待されます。

公益事業の提供主体として、活動の責任と成果が求められるとともに、財政的に自立しながら、継続的な活動が期待されています。

(4) 企業が担う役割

これからの企業には、企業活動における環境負荷の軽減や、地域社会への貢献が求められています。

また、企業個々の特徴などを生かしたまちづくり活動への参加、地縁型組織や志縁型組織との連携、活動資金の寄付等により、地域課題の解決に貢献することが期待されています。

(5) 行政が担う役割

協働とは、行政が市民等と共通の目標に向かって、互いの役割を認識し、対等な立場で協力して活動することです。協働のまちづくりを進めていくため、行政は次の役割を果たしていきます。

① 協働を進める仕組みづくり

分かりやすい情報提供を進め、より広範な市民参画を図り、地域主権時代にふさわしい「協働のまちづくり」の仕組みの構築を推進します。

② まちづくりのための人材育成の推進

まちづくりの様々な過程に参画する機会をつくり、協働のまちづくりを推進する人材の育成を図るとともに、地域主権時代にふさわしい職員の育成を推進します。

③ 市民感覚をとり入れた行財政改革の推進

本計画に基づき施策や事業の「選択と集中」を進めるとともに、行財政改革を徹底し、スリムで効率的、効果的な行政システムに転換し、市民が真に必要とする行政サービスの提供を推進します。

④ 地域経済の活性化

本市が自立した地域として持続的に発展していくために、地域経済の活性化が必要です。そのために地域経済団体と連携し、地域資源を生かした「中野」ブランドを確立し、競争力と付加価値を高めて活性化を図ります。

⑤ 総合調整機能の重視

市民生活を支える基礎的行政サービスを安定的に行いつつ、あらゆるサービスを市が主体となって行う方向から総合調整機能を重視する方向へと、サービス提供のあり方の転換を進めます。

さまざまな協働のかたち



※ 網掛け部は行政の関わり度合いを示しています。

B型：市民の活動や事業を行政がサポート



C型：初動段階から協働

～事業の企画・実施までを市民と行政が協働で行う場合～



D型：行政が実施する事業への参加・参画

～行政が市民の参加・参画を呼びかける場合～



取り組み例

- 文化芸術の振興
- 各種生涯学習活動の促進
- 花のまちづくり
- 青少年育成活動
- 農道・水路等の維持管理
- 森林の保全・里山の整備
- 交通安全の推進
- 遊休荒廃農地施策
- 各種イベントへの参加
- 景観形成・美化活動
- ごみの減量・再資源化
- 公害防止対策
- 商店街活性化
- 福祉ボランティア活動
- 保健補導活動
- 新規就農者支援
- 消防・水防活動

上にあげた例のように、協働の取組みはすでに様々な事業で行われています。「協働のまちづくり」は、これらの取組みを拡大し、多様な主体が参加することで、公共サービスの多様化と質的向上をめざすものです。市民と行政の円滑なパートナーシップを確立し、共に公益的課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。



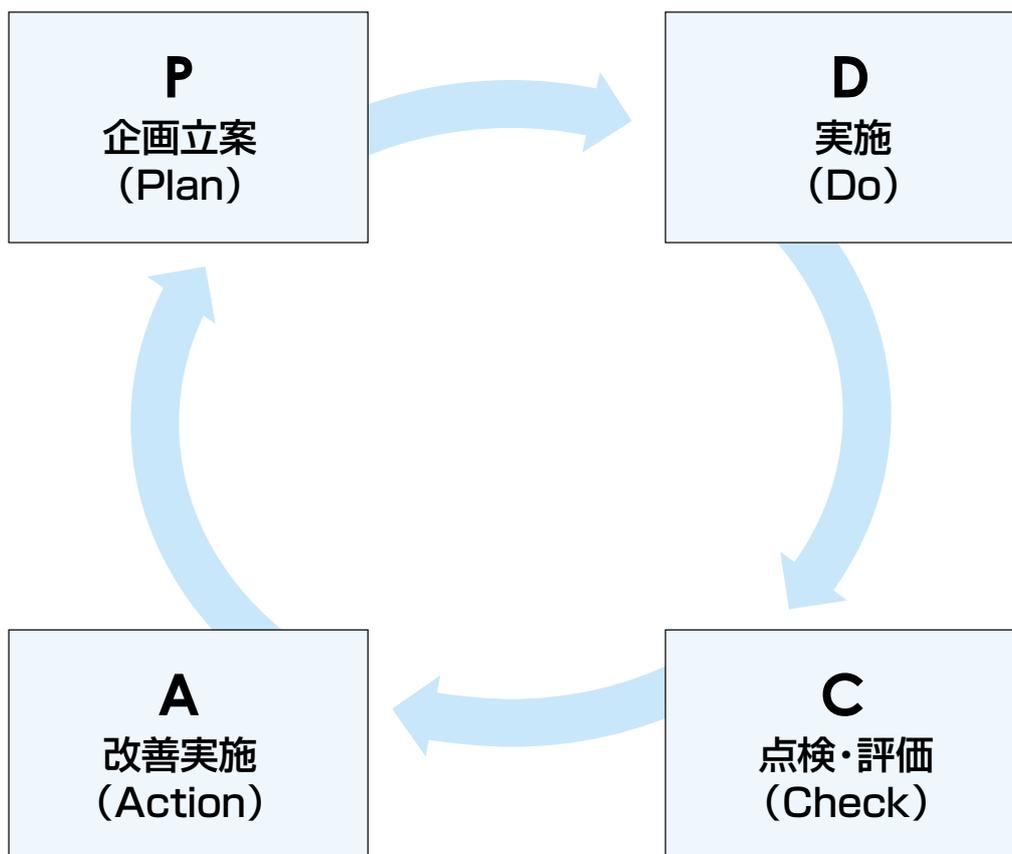
第2章

進行管理の徹底

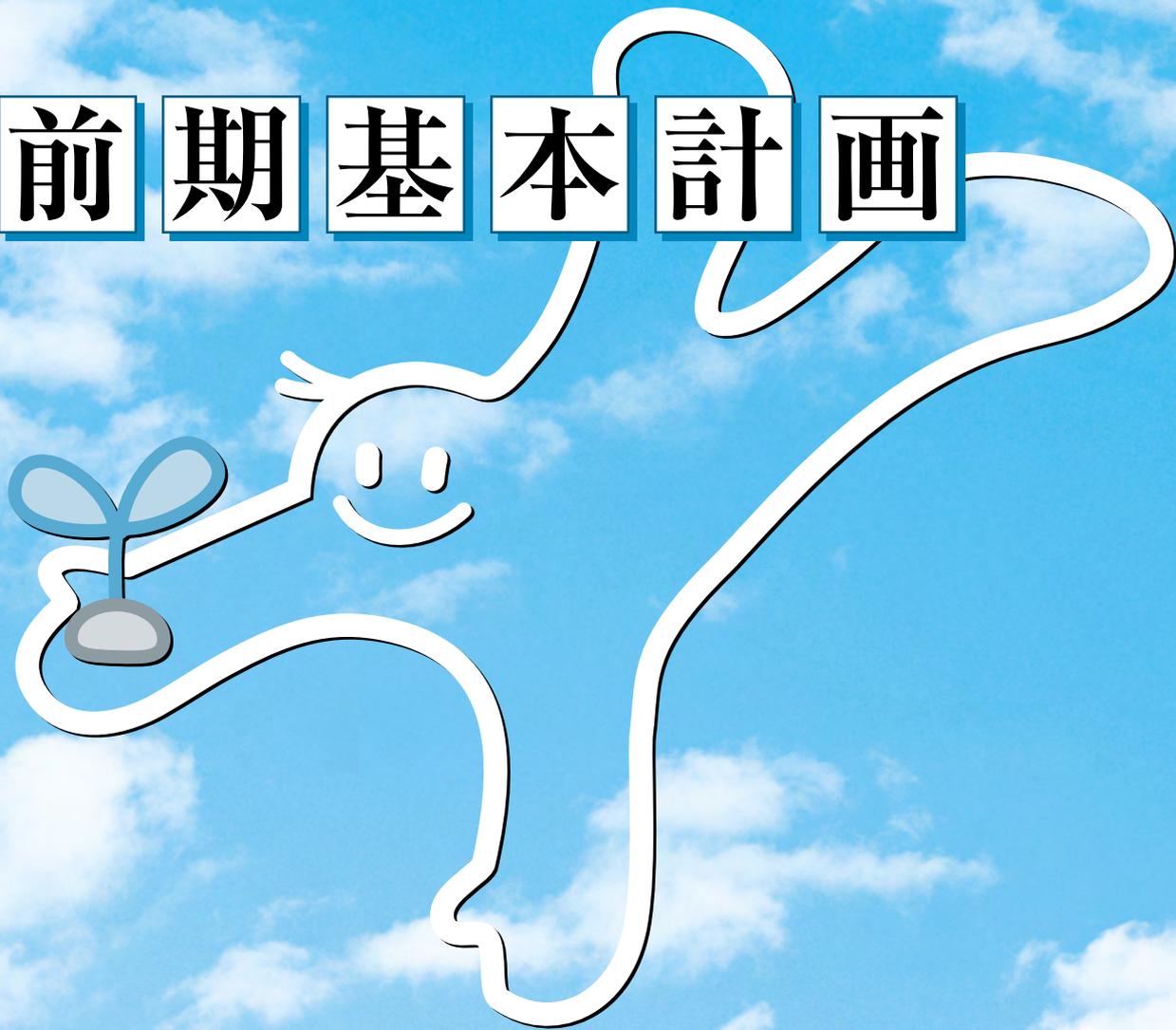
地域主権時代のまちづくりにおいては、市民に、よりわかりやすい行政運営を進めるため、目標を数値化した計画の進行管理を行い、施策に対する成果を評価するとともに、市民に対し情報提供していく必要があります。

企画立案（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善実施（Action）というマネジメントサイクルをあらゆる事業に適用し、構想の実現に向け取組むとともに、市民に分りやすく公表していきます。

PDCAサイクル



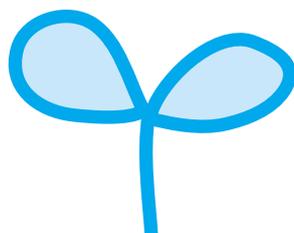
前期基本計画



目標年次 平成23年度

第1編

リीडィングプロジェクト



リーディングプロジェクト

市民のための基礎的な行政サービスは、様々な市民要望に基づいて行われるため、迅速確実で、効果的な市民サービスの提供に向け、部署を設け各分野を縦軸とした組織化がなされ、担当ごとに事務事業が行われています。これが基本計画の体系です。

行政運営は、このように市民生活を支える基礎的な事務事業を恒常的に行っておりますが、前期基本計画期間においては、本市の都市像に向け、広範で、相乗的な効果が生まれる3つのプロジェクトを先導的に行うことで、市全体の活性化と市民生活のさらなる向上を図ることといたしました。

3つの先導的なプロジェクトは、各部門を横断的に横軸でつなぎ、各部署の専門的な力を結集し、総合力を発揮するものとします。さらに、これらの事業は、より広範でより大きな効果を上げ、十分に目標を達成するためには、市民の理解と協力が欠かせない事業でもあります。都市像実現に向け、市民の協力をいただき、協働してリーディングプロジェクトに取り組むものとします。

リーディングプロジェクトの位置付け



戦 略

1

～一人ひとりが芸術家 文化が香る信州中野～

「文化芸術」プロジェクト

主な取組み項目

(1) 文化芸術活動の総合的推進

- ・文化芸術振興を総合的に進めるための市条例を制定します。
- ・文化芸術に親しみ創造していくため、市民共有の基本方針を策定します。

(2) 市民組織の設立

- ・市民の参画を得て、文化芸術振興事業団（仮称）を設立します。
- ・市民の多彩で自主的な文化芸術活動を支援します。

(3) 文化施設の整備

- ・老朽化の進む市民会館に代わる、新たな文化施設を整備します。

(4) 既存施設の有効利用

- ・文化芸術活動の促進のため、既存の公共施設の有効な利活用を図ります。
- ・多岐にわたる公共施設を活用し、多くの市民とともに、優れた芸術文化に触れる機会を創ります。



戦略
2

～ここで働く 私たちのふるさと信州中野～

「産業誘発」プロジェクト

主な取組み項目

(1) 企業誘致・産業立地の促進

- ・工場や事業所などの企業誘致を進めます。
- ・市民による起業・創業や市内企業による技術革新・経営改善を支援します。
- ・幹線道路沿道など交通条件を生かした経済活性化を促進します。

(2) 農業を起点とした産業振興策の実施

- ・農業経営基盤を確立することにより、売れる農業を推進します。
- ・遊休荒廃農地の保全耕作や、地域営農を促進するための組織を整備します。
- ・地産地消の拡大や農産物のブランド化を市民とともに進めます。

(3) 観光誘客資源の開発

- ・本市の自然や歴史・文化に根ざした魅力ある地域資源を掘り起こし、観光・体験資源の充実を図ります。
- ・信州なかの観光協会と連携し、様々な形で観光誘客資源の開発を促進します。

(4) 公益的分野での経済活動の促進

- ・環境保護、保健福祉、地域活性化などの公益的分野における経済活動（コミュニティビジネス）を促進します。



戦略
3

～グッド・コミュニケーション 信州中野～

「高度情報化」プロジェクト

主な取組み項目

(1) 地域情報化計画の策定・推進

- ・地域情報化計画を策定し、本市の情報化を総合的に推進します。

(2) 地域情報基盤の整備

- ・光ファイバー伝送路による地域情報基盤を整備し、本市における高速通信環境の構築を促進します。
- ・中野地域と豊田地域における有線テレビの一体的運用を図ります。

(3) 情報通信技術（ICT）を活用した電子自治体の推進

- ・市公式ホームページなど、インターネットを利用した行政情報の提供を推進します。
- ・有線テレビ施設・有線放送電話施設等との連携により、広報広聴の充実を推進します。
- ・電子申請、電子届出システムを構築し、行政事務の電子化を進めます。
- ・情報通信技術の活用により、防災や防犯など市民の安心・安全の確保を図ります。
- ・行政サービスにおける様々な分野への情報通信技術の活用について研究します。

(4) 情報通信技術（ICT）の利用促進

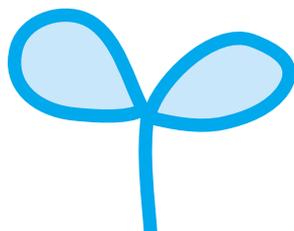
- ・市民誰もが情報通信技術の進歩を暮らしの中に生かし、適切に利用できるよう普及促進を図ります。





第2編

施 策 の 展 開





第1章 市民一人ひとりに開かれた 市民参加と協働のまちづくり

第1節 市民と連携した防災・危機管理対策の徹底

第1項 危機管理体制の整備

現状と課題

本市は、地域防災計画に基づき、市民の防災意識の普及、啓発や防災行政無線の整備、活用による、地域住民に迅速な情報伝達を図る体制づくりを進めています。

火災や災害発生時に迅速、適切に対応できる組織体制の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

また、国民保護計画に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態へ対処する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 地域防災計画の整備と活用

- ・情勢に応じ、地域防災計画の見直しを行い、市民の生命、身体と財産を災害から保護する体制づくりを進めます。

(2) 防災事業の推進

- ・市民への防災意識の普及・啓発を推進し、防災訓練を実施します。
- ・非常災害時に備え非常食、飲料水等の計画的備蓄を進めます。
- ・迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線の整備を推進します。

(3) 国民保護計画の整備と活用

- ・国民保護計画に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態に対処し、市民の生命、身体、財産を保護します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
食料品等の備蓄率	地域防災計画に定める計画値に対する充足率	平成17年	100%	100%	

第2項 消防救急体制の整備

現状と課題

各種災害は、都市化の進展に伴いますます複雑・多様化し、救急需要も増加傾向を示しています。

そのため、総合的かつ広域的な消防防災体制の確立と、市民と行政が一体となった消防活動が必要となり、市民の防災意識の普及、徹底と予防消防の強化や消防団の充実と自主防災組織の育成を進める必要があります。

また、救急救助体制の高度化を推進する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 火災予防

- ・防火思想の啓発、防火団体の育成や予防査察を推進し、火災予防に努めます。

(2) 消防力の充実

- ・消防団活動の活性化を図ります。
- ・消防水利や、消防車両等の整備を計画的に進めます。
- ・大規模災害等には、緊急消防援助隊*や近隣消防本部等と連携し、被害の拡大防止を図ります。

(3) 救急救助業務等の高度化

- ・救急救助資機材の整備充実を進め、救急救命士の養成や市民への救命講習を行い救命率*の向上を図ります。

(4) 水防体制の充実

- ・水防技術の向上や資材の充実に努めます。

(5) 広域消防の促進

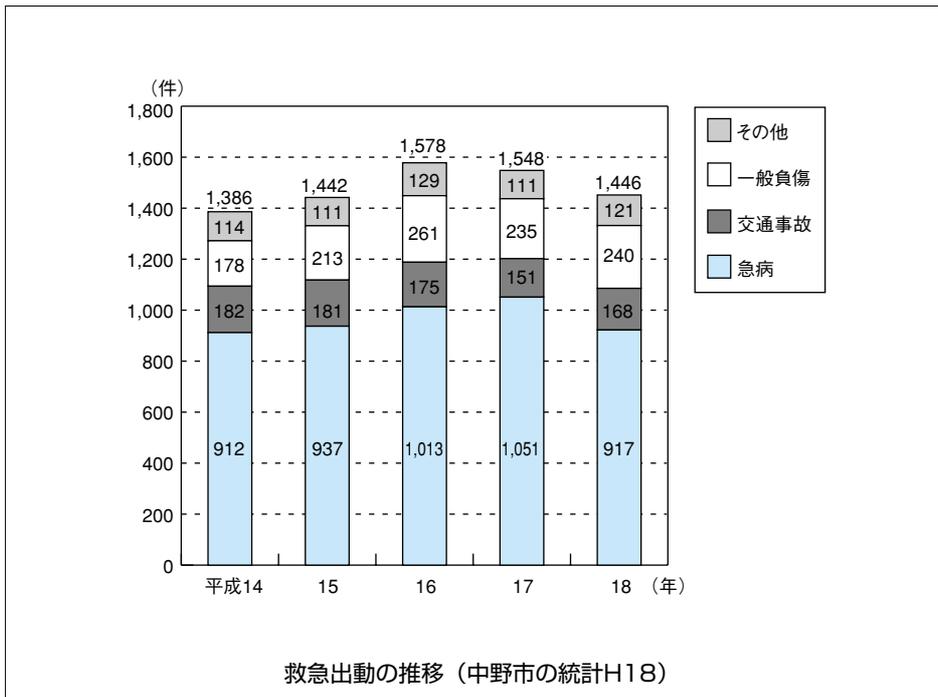
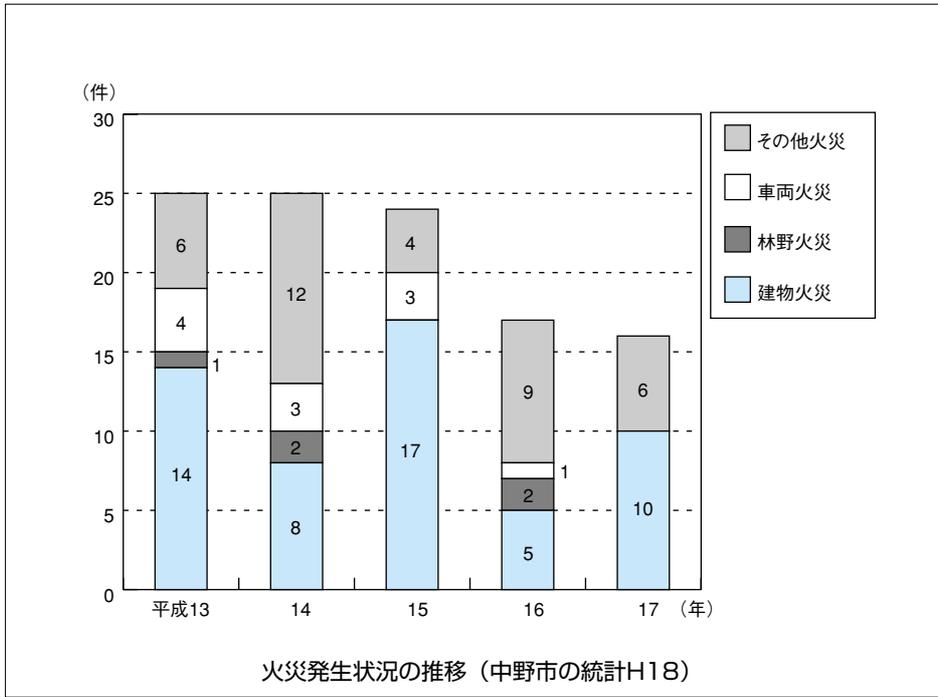
- ・人口30万人規模の広域消防を目標に、広域再編について研究します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
火災件数	火災件数	平成17年	20件	無火災をめざす	現状値の内訳 中野市16件、山ノ内町4件
救命率	心拍再開の人数÷心原性心肺停止者の人数	平成17年	6.9%	20%	

用語解説

※緊急消防援助隊…大規模災害時に指揮、消火、救急、救助、特殊装備、航空部隊等があり、全国で3,400隊39,000人が登録され、災害時の派遣要請に対応している。(平成18年4月1日現在、岳南広域消防組合では、消火2、救急1、救助1の4隊18人を登録)

※救命率…心拍再開の人数÷心原性心肺停止者の人数



第2節 情報公開・情報共有のまちづくり

第1項 情報公開制度の適切な運用

現状と課題

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づいて、個人の権利利益の保護を前提に、市民に広く情報を公開し、行政の透明化を進めています。

引き続き、情報公開制度及び個人情報保護制度の活用を推進する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 情報公開制度の活用

- ・情報公開条例に基づき、公文書を公開することにより、市政の公正な執行と市民の市政に対する理解と信頼を図ります。

(2) 個人情報保護の推進

- ・個人情報保護条例に基づき、市の機関が保有する個人情報を適正に管理することにより、個人の権利利益の保護を図ります。

第2項 情報通信基盤の整備

本市は、合併により中野地域と豊田地域との間で情報基盤に格差を生じています。テレビ放送は市民生活に欠くことのできない情報媒体であり、平成23年に完了する地上波のデジタル化は、更に格差を拡大する恐れがあります。

CATV網の整備を通じ地域格差を解消するとともに、高速インターネット通信環境を整えることで、地域のIT時代への対応と電子自治体の構築など、地域情報化を図る必要があります。

(1) 情報通信基盤の整備促進

- ・市内の情報格差是正、高速通信環境整備並びにCATVの高度化のため、情報通信基盤の整備を促進します。

(2) コミュニティ放送*の一元化の促進

- ・行政情報の伝達手段として、中野地域と豊田地域の情報通信基盤の一元化を促進します。

用語解説

※コミュニティ放送…人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域内での、わが街自慢のお祭りやスポーツ大会等のイベントをはじめ、保育所、学校の行事等身近な話題を取り上げた番組放送、地域放送。

(3) 地域情報化の推進

- ・ 地域情報化計画に基づき、情報化を推進します。
- ・ 情報の受発信基地として、情報センターの充実を進めます。
- ・ 情報通信基盤の様々な分野での利活用について、研究します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
高速通信環境の世帯カバー状況	利用可能な状況にある地域	平成17年	一部地域	市内全域	

第3項 広報広聴の充実

現状と課題

本市は、広報活動として「広報なかの」の発行、広報写真の掲示、施設見学等を実施し、また、有線放送、CATVを活用した市政報告を行っています。

開かれた市政の推進、市民の市政への参加意識を高め、市政により親しんでいただくため、ホームページを活用するなど、多様な広報活動と幅広い広聴活動を推進する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 広報の充実

- ・ 「広報なかの」、庁内報等の刊行物により、広く市民に市の施策の周知徹底を図ります。
- ・ 暮らしの便利帳を発行し、事務手続き、公共施設の案内をすることにより、利便の向上を図ります。

(2) 広聴活動の推進

- ・ ホームページを活用した情報発信や、出前ザ集会等の実施で、広く市民の意見を聴くことにより、市民ニーズに対応した行政サービスの向上を図ります。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
「広報なかの」を読んでいる市民の割合	市民意識調査（広報誌を「よく利用する」と答えた市民の割合）	平成17年	44.3%	50.0%	
公式ホームページアクセス数	年間アクセス件数	平成17年	103,765	120,000	

第4項 市民参加の推進

現状と課題

人口減少時代を迎え、厳しい財政状況の中では、市民一人ひとりが地域の課題を主体的に考え、取り組むことが求められています。

そのため、施策の企画、立案段階はもとより、評価、見直しの各段階で市民の参加を進める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 市民参加機会の拡大

- ・市民各層から意見、提案をより多く求めるため、公募委員など、審議会等の構成員の見直しを進めます。
- ・市民懇談会等の開催やアンケート、市民意見提出手続（パブリックコメント）の活用により、市政への参画を推進します。



第3節 公益を推進する多様な担い手の育成と連携促進

第1項 地域コミュニティ活動の支援

現状と課題

住民自治の強化のため、区長会事務、区長会が行う給付事業の支援等を行うことにより、自治会活動の支援を行っています。

また、公会堂等の新築、改築、増築等の支援を行うとともに、地縁団体^{*}の認可申請指導、認可事務を通じ、引き続き地域コミュニティ活動の支援を図っていく必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 住民自治の推進

- ・区長会事務、区長会給付事業に補助し、自治会活動の支援を行います。
- ・公会堂等の新築、改築、増築等の支援を行います。
- ・地縁団体の認可申請指導、認可事務を行い、地域コミュニティ活動を促進します。

(2) コミュニティ活動の推進

- ・地縁型組織である、区、PTA、老人クラブなどのコミュニティ活動やその活性化を進める事業を支援します。

第2項 多様な主体の連携強化

社会・経済情勢の変化により、価値観やライフスタイルが多様化し、これまでのような行政中心では対応できない新しいニーズが生まれてきています。一方、行政は、財政面からサービスを選択集中化することが求められています。

そのため、地域の多様な主体との連携を強化し、公益を担う主体の多元化を図る必要があります。

(1) 公益を担う団体等の育成支援の推進

- ・自立的な活動を推進するとともに、多元化に向けた支援を行います。

用語解説

※地縁団体…日常生活のレベルにおいて住民相互の連絡等地域的共同活動を行っている自治会、町内会等と呼ばれる町や字の区域等一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいい、団体の申請に基づき市長の認可を得られれば、財産権等の権利義務が得られる。

(2) 公益を担う団体等の連携強化の推進

- ・ボランティア団体やNPOなど公益を担う団体のネットワーク化を推進します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
NPO法人団体数	認証通知による	平成17年	9団体	14団体	
ボランティア連絡協議会加入者数	社会福祉協議会登録数	平成17年	団体30 個人22名	団体35 個人30名	

第3項 都市間交流・国際交流の推進

現状と課題

本市は、作曲家中山晋平を通じてゆかりのある宮城県仙台市、大分県竹田市と音楽姉妹都市を、茨城県北茨城市と姉妹都市を、また、合併前の豊田村の交流を通じ静岡県磐田市と友好都市の提携をしています。様々な分野で交流を進め、交流都市双方の活性化に繋げる必要があります。

経済のグローバル化等から、本市においても外国人登録者数が増え、生活面でも国際化が進んでいます。日常や市民レベルでの交流を推進し、国際性あふれた市にしていく必要があります。

(1) 都市間交流の推進

- ・音楽姉妹都市、姉妹都市、友好都市等との交流を様々な分野で推進します。
- ・物産の相互販売ルートの開発や、相互消費のためのPRを促進します。
- ・広く市民レベルの都市交流を推進します。

(2) ふるさとゆかりの人との交流の推進

- ・本市出身者等との交流を推進します。
- ・ふるさと情報を発行し、連携を強めます。

(3) 国際交流の推進

- ・国際交流を支援するグループの育成強化を推進します。
- ・国際感覚を持つ人材の育成を支援します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
市内高校が実施する学生ホームステイプログラムの受け入れ家庭	受け入れ実績（市の補助金を受けたもの 隔年で受け入れ）	平成16年	5世帯	隔年で 5世帯ずつ	

第4節 自助自立の行財政運営と行政サービスの向上

第1項 計画的で効率的な行政システムの構築

現状と課題

本市は、合併を選択しましたが、厳しさを増す財政状況、地方の自己責任の進展、行政課題の多様化のなか、合併後も留まることなく行政改革を進めるとともに、様々な行政課題へ取り組むことが求められています。

合併による財政措置の続く合併後10年間に、行政組織のスリム化、歳入歳出構造の改善をすすめて、地域主権時代に対応できる、しっかりした行政運営体制を構築する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 総合行政の推進

- ・総合計画に基づき、総合的、長期的な行政運営を推進します。
- ・新市建設計画に基づき、合併時の計画を推進します。
- ・各分野の計画については、総合計画及び新市建設計画との整合を図ります。

(2) 行政改革の推進

- ・行政改革大綱に基づき、持続的な行政運営に向けた改革と改善を推進します。
- ・行政評価制度を導入し、P D C Aサイクル*による成果志向の行政運営を進めます。
- ・定員適正化計画に基づき、適正な職員数の管理を進めます。
- ・市民ニーズの変化に即応するため、柔軟で効率的な組織機構の見直しを進めます。

(3) 政策形成に向けた調査・研究の推進

- ・行政課題の抽出、施策検討・形成に向けた調査・研究を進めます。
- ・行政課題の抽出や評価、施策等を検討する資料を得るため、各種統計調査を実施します。

(4) 広域行政の推進

- ・地域主権時代に対応した広域行政を推進します。
- ・周辺市町村との緊密な連携を保ちながら、公共施設の共同設置、事務事業の共同処理等を推進します。

用語解説

※P D C Aサイクル…①計画 (Plan) を立て、②実行 (Do) し、③評価 (Check) して、④改善 (Action) に結び付け、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みのこと。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
職員一人当たりの市民数	人口(4月1日)÷職員数	平成17年	97.1人	104.3人	平成22年定員適正化計画目標値
集中改革プランによる改革取り組み数(累計)	集中改革プランによる改革取り組み数(累計)	平成18年	117	140	

第2項 行政サービスの向上

現状と課題

変化の激しい社会情勢の中、行政需要は多様化、高度化するとともに、対応や変革へのスピードも求められ、市民の行政サービスのあり方や質に対する要望は多様化しています。

これらの要望に応えるため、市民対応はもちろん、公平性や透明性を確保して、利便性の高い、市民の求める行政サービスを常に把握し、提供する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 職員の資質向上

- ・市民サービス向上のため、職員の応接や多様な行政課題に対応できる能力向上のための職員研修を進めます。

(2) 電子自治体の構築

- ・在宅での申請や効率化など、市民の利便性向上を図る電子自治体の構築を推進します。

(3) 新たな市民ニーズへの対応

- ・市民ニーズを常に把握し、迅速な対応に努めます。
- ・庁舎機能等について研究します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
電子申請可能な手続きの割合	インターネットで手続きが完了できる申請書等の割合	平成18年	0%	50%	平成22年全国目標値
住民基本台帳カード発行枚数	年度末発行累計枚数	平成17年	97枚	560枚	

第5節 長期的展望に立った財政運営

第1項 計画的な財政運営

現状と課題

国の三位一体の改革や景気低迷による市税収入の伸び悩みなど、収入の減少傾向が見込まれる中であっても、市民ニーズの多様化や地域主権に起因する地方裁量の高まりにより、広範囲な行政サービスの提供が求められています。

国は、歳出・歳入一体改革として継続して地方歳出を抑制する方針であることから、長期的視点に立ち、重点的な事業実施、計画的な財政運営を行う必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 長期財政計画に基づく財政運営

- ・総合計画、行政改革大綱（実行計画）等に基づき、長期財政計画を策定し、堅実でバランスのとれた財政運営を行います。

(2) 健全な財政運営の推進

- ・基金の計画的な積み立て、取り崩し、運用を行います。
- ・計画的な市債の発行と、借換債の活用を図ります。
- ・基礎的財政収支（プライマリーバランス）*の、均衡のとれた財政運営を推進します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
財政力指数（普通会計）	基準財政収入額÷基準財政需要額	平成17年	0.481	0.495	
基金残高（普通会計）	各基金残高の積み上げ	平成17年	57億円	31億円以上	

第2項 財政基盤の充実

多様化する市民ニーズに応えるため、常に税・財政制度の動向に注視し、市税の適切な賦課徴収に努めるとともに、使用料等の受益者負担について適切な見直しを行うなど、自主財源の確保・かん養に努めています。

用語解説

※基礎的財政収支（プライマリーバランス）…国や地方自治体等の基礎的な財政収支で、一般会計において、歳入総額から起債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスをいい、均衡が保たれていることが望ましい。

今後も、次世代にも希望の持てる財政運営とするため、将来的な市債負担の軽減、基金財産の継承を図っていく必要があります。

施策項目・施策内容

- (1) 市税の適切な賦課徴収
 - ・公平性・公正性に基づく適切な賦課徴収を行います。
 - ・税の公平性を確保するため、収納率の向上に努めます。
- (2) 使用料・手数料等の見直し
 - ・市民の公平性・公正性の観点から、受益者負担の原則に基づく見直しを行います。
 - ・行政コストを基にしたわかりやすい料金を設定します。
 - ・新たな特定財源の確保に努めます。
- (3) 次世代への負担軽減
 - ・市債発行の抑制、市債残高の縮小に努めます。
 - ・基金の適正運用に努めます。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
市税収納率(現年課税分)	収入済額÷調定額	平成17年	97.4%	98.0%	
市債残高(普通会計)	既発債の元金残高の積み上げ	平成17年	219億円	178億円以下	
実質公債費比率(普通会計)	国の算出方式による	平成17年	13.67	17.22	



思いやりと地域の連帯で支える健康福祉のまちづくり

第1節 人生の年代に応じた健康づくり

第1項 健康づくりの推進

現状と課題

少子高齢社会の中で、生涯を通じて健康に生活することは市民の願いであり、健康に生活していくことは、いきいきとした生活をおくるための基本です。

しかし、生活様式の多様化等に伴う栄養の偏りや運動機会の減少、さらには、変化の激しい現代社会において、ストレスが増大しつつあります。

そのため、一人ひとりが自ら栄養、運動、休養のバランスのとれた積極的な健康づくりを実践していく必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 生活習慣の改善

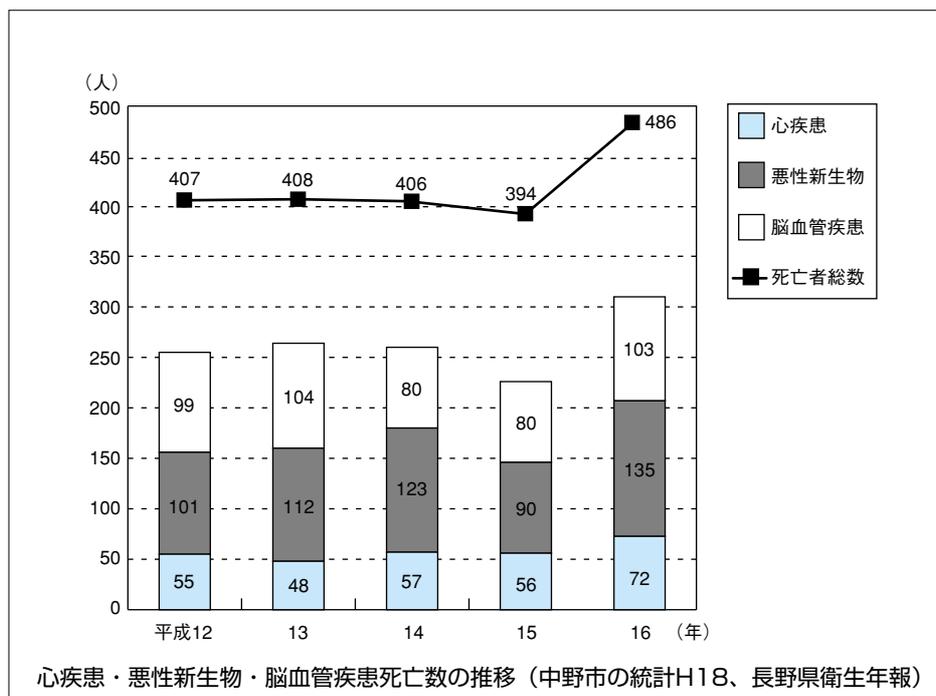
- ・ 栄養、運動、休養を基本として、食生活改善や運動習慣等の健康教育を推進します。

(2) 疾病予防の推進

- ・ 各種健康診査や、糖尿病、脳卒中、歯周病等の生活習慣病の予防のための健康教育を実施し、生涯を通じた健康づくりを推進します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
いきいき健診実施率	受診者数÷申込者数	平成17年	73.19%	80%	





第2項 地域医療体制の充実

現状と課題

近年、市民の健康水準は向上してきていますが、健康に関する意識はまだ十分とは言えず、特に生活習慣病の予防が大切とされています。

自己の生活習慣病の管理と、地域医療に対する理解と認識を深めることが重要となっており、社会環境の多様化、複雑化に伴い、疾病構造の変化が生じて、医療需要も多様化しています。

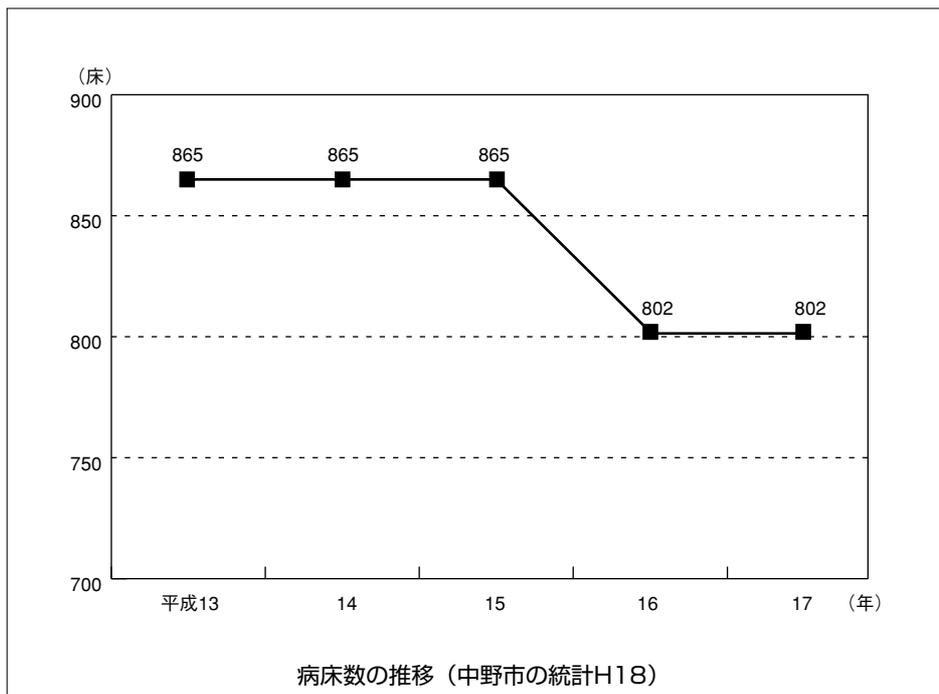
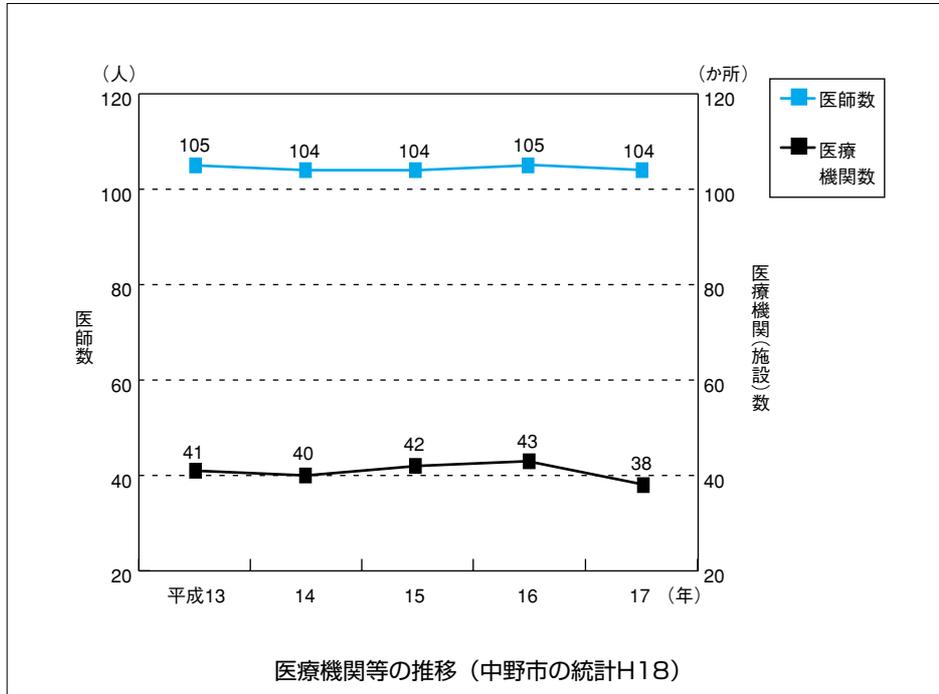
市民が、常に安心して医療サービスを受けることができる、総合的な地域保健医療体制や救急医療体制を充実していく必要があります。

(1) 保健、医療、福祉の連携強化

- ・市民のライフスタイルが大きく変わり、健康に対するニーズも多様化していることから、さらなる連携強化を図ります。
- ・安心して医療サービスを受けることができるよう、医師の確保対策をはじめとする総合的な地域保健医療体制の充実に努めます。

(2) 救急医療体制の整備、充実

- ・広域的な視点から、中高医師会等の協力を得て、緊急医療体制の充実に努めます。



第2節 長寿時代の安定したシニア社会づくり

第1項 高齢者の生活支援

現状と課題

高齢化・核家族化の進行により、保健福祉サービスを必要とする人は増加し、その需要は多様化しており、何らかの障害があっても、住み慣れた地域社会のなかで生活していくことを望む人が増えています。

こうしたニーズに対応するためには、壮年期からの健康づくりを推進するとともに、高齢者の生活を支える自立支援サービスを充実する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 家族介護者への支援

- ・介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減等を行います。

(2) 自立生活への支援

- ・高齢者が、自ら地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅生活の支援を推進します。

(3) 高齢者福祉施設の効率的運営、整備

- ・既存施設の維持管理に努めるとともに、指定管理者制度の導入により、効率化とサービスの向上を図ります。
- ・高齢者福祉施設整備の支援を行います。

第2項 高齢者の生きがいづくり

高齢者の社会参加と生きがいの充実をめざし、活力ある地域社会をつくるために、老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援や高齢者センター、さんさん館、帯の瀬ハイツ、屋内ゲートボール場の利用、活用等に努めてきました。

今後も、高齢者の自主的な生きがい活動を支援するとともに、自らの生活機能向上を図るなど、積極的に社会活動に参加できる環境づくりを進める必要があります。

(1) 活躍できる環境の整備

- ・シルバー人材センターを支援し、長年培ってきた豊かな知識や経験を生かすための就業機会の提供を促進します。
- ・高齢者の外出・社会参加を進めます。

(2) 健康と生きがいづくりの推進

- ・ 老人クラブ活動支援、趣味のグループの育成等を図り、自主的な活動、ボランティア活動を促進します。
- ・ 高齢者に交流の場を提供し、健康保持と社会参加のため各種施設の活用に努めます。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
さんさん講座の受講者数		平成17年	99人	120人	

第3項 介護支援

現状と課題

地域においてできる限り自立した日常生活を継続できるようにするには、要介護状態をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう「介護予防」が重要となっています。

そのため、介護、福祉、健康等さまざまな面から支援する中核機関である「地域包括支援センター」において、介護予防事業及び総合相談支援等の包括的支援事業を積極的に実施し、安心して生活できる環境を整えていく必要があります。

(1) 介護予防事業の実施

- ・ 一般高齢者及び特定高齢者*に対し、介護予防事業を推進します。また、広報・CATV等を活用し、介護予防に関する知識の普及を図ります。

(2) 包括的支援事業の実施

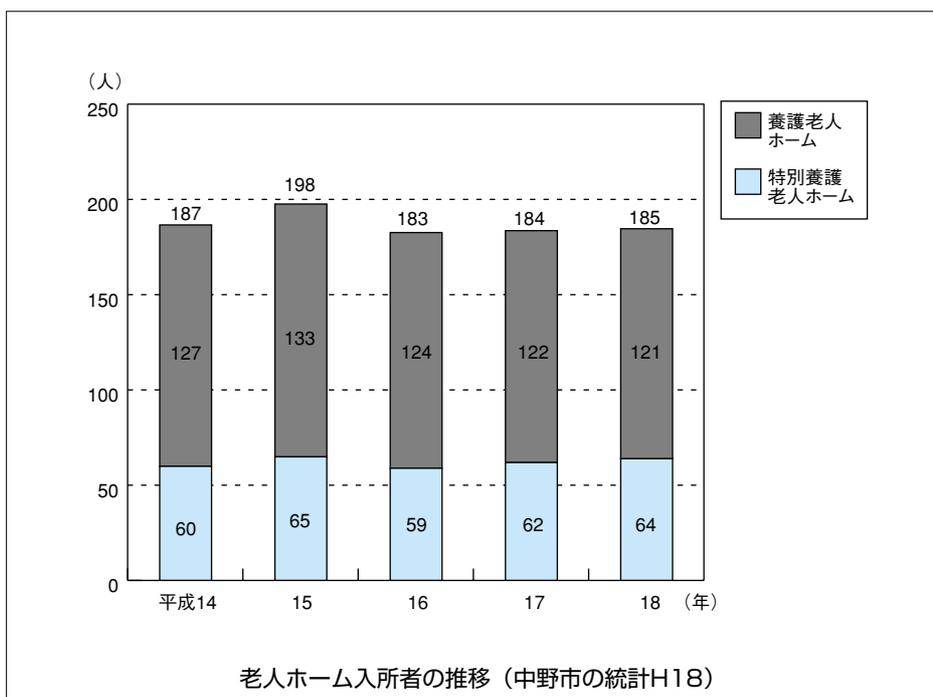
- ・ 自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の向上を目的に、介護予防プランを作成します。
- ・ 介護サービス以外の生活支援サービスとの調整、高齢者虐待の早期発見・防止、権利擁護等の相談支援事業を行います。
- ・ 高齢者一人ひとりの状態変化に対応した長期ケアマネジメントを後方支援する、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。

用語解説

*特定高齢者…要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
65歳以上の介護認定者割合	介護認定者数 ÷ 65歳以上人口（第1号被保険者数）	平成17年	14.3%	15.3%以下	



第3節 地域が支えあう福祉体制の確立

第1項 自立した生活の支援

現状と課題

様々な就労形態や核家族化等により近隣との付き合いが少なくなり、地域での支え合う力が弱くなってきており、公的サービスだけでは対応できないニーズが増えてきました。

そのため、在宅サービスの充実が求められるとともに、市民と行政等がお互いに協力して、新しいニーズに対応できる地域をつくる必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 在宅サービスの充実、整備

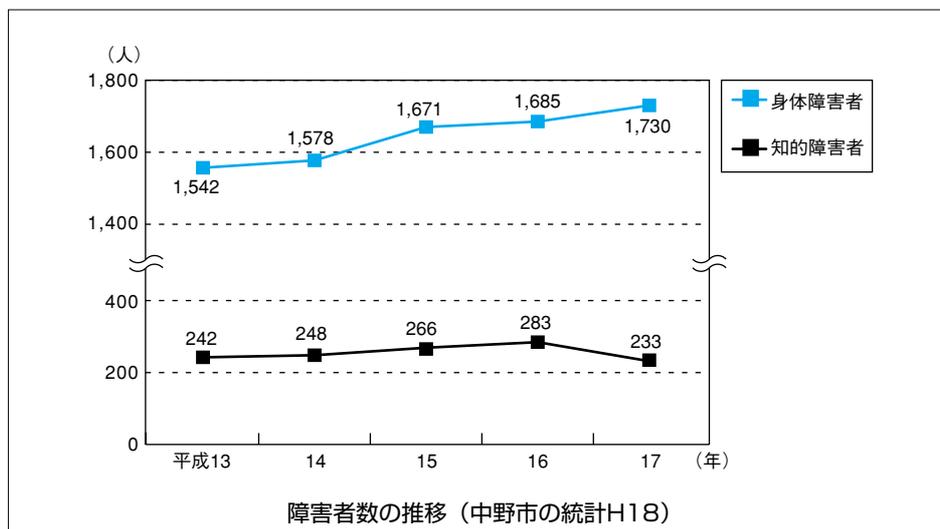
- ・健康で文化的な生活を営むため、生活困窮者、障害者等の生活を支援します。
- ・母子家庭等の自立のための相談事業を行います。
- ・社会就労センターを利用する者の生活向上及び更生を図るため、社会就労センターの事業運営と施設整備に努めます。
- ・交通弱者対策の具体的な実施方策について検討します。

(2) 福祉活動団体との連携

- ・相談支援体制の充実のため、民生・児童委員等との連携強化を図ります。
- ・福祉ボランティア団体や個人ボランティアとの、相互の連携を図ります。
- ・地域福祉推進のネットワークづくりなどのために、社会福祉協議会の活動を支援します。

(3) 防災・避難対策の推進

- ・障害者や要援護高齢者の災害時の防災・避難について、「中野市障害者等防災・避難マニュアル」に基づき、防災・避難の支援協力体制を推進します。
- ・高齢者等の住宅に対し、除雪等を行い災害防止に努めます。



第2項 障害者福祉の充実

現状と課題

障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、社会のあらゆる活動へ参加、参画することが求められており、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れが大きく変化してきています。

そのため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

施策項目・施策内容

(1) 生活支援体制の整備

- ・ 障害者の社会参加促進や障害児の健全育成を推進します。
- ・ 既存施設の適正な維持管理に努め、指定管理者制度の導入により、効率化とサービスの向上を図り、障害者の自立や社会復帰を支援します。

(2) 在宅サービスの充実

- ・ 在宅の重度心身障害児・者及び家庭介護者の支援を行います。
- ・ 障害者が地域で自立して生活ができるよう支援します。
- ・ 障害者等へ手当を給付し、経済的に支援します。

(3) 障害者自立支援法に基づく事業の推進

- ・ 障害福祉サービス事業等を行います。
- ・ 地域生活支援事業を推進します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
グループホーム、ケアホームの利用者数		平成17年	31人	40人	



第4節 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

第1項 ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備

現状と課題

ノーマライゼーション*の理念に基づく社会の実現が求められています。

そのため、障害者や高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」をめざして、住宅・建築物や歩道等ではバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインに配慮した環境の整備をする必要があります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、障害のある人が、パソコンやインターネットなどを活用することで、コミュニケーションの拡大が見込まれるため、情報のバリアフリー化*を進める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

- ・重度身体障害者等の日常生活の自立とともに、介護者の負担軽減を図るために、住宅改修への支援を行います。
- ・市道の新設工事や改良工事にあわせて、歩道の設置・段差切り下げや盲人用点字ブロックの施工など、順次整備を進めます。
- ・高齢者及び障害者に配慮した民間の建築物の整備に対して助成し、高齢者等の社会参加を促進します。

(2) 情報のバリアフリー化

- ・パソコン講座等の充実により、情報処理能力の向上を図るとともに、情報提供者による情報のバリアフリー化を促進します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
住宅改良促進事業助成件数	年間助成件数	平成17年	16件	20件	
やさしい歩道づくり事業改修済歩道延長（累計）	マウントアップ歩道の改修を実施した延長	平成17年	827.7m	1,994m	

用語解説

※ノーマライゼーション…「障害のある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく住み慣れた家庭や地域で互いに尊重しあいながら、普通の生活ができるようにする。」という考え方。（障害者や高齢者等社会的不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。）

※情報のバリアフリー化…障害者や高齢者が、パソコンやインターネットなどの情報技術を利用する際に起こりうる様々な障害を取り除く方策のこと。

第5節 医療保険制度・介護保険制度の安定的運営

第1項 国民健康保険事業の安定的運営

現状と課題

医療技術の進歩や被保険者と高齢者の増加により医療費が増加する一方、景気低迷等による国民健康保険税収入が減少しているため、国民健康保険財政は大変厳しい状況であり、財政基盤の一層の安定化が必要となっています。

そのため、国民健康保険税の収納率の向上や負担の適正化、医療費適正化対策等を推進し、国民健康保険財政の健全化を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 国民健康保険制度の運営

- ・税負担の公平性を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めるとともに、国民健康保険税の見直しを行います。
- ・国民健康保険財政の長期安定のため、財政調整基金のかん養に努めます。

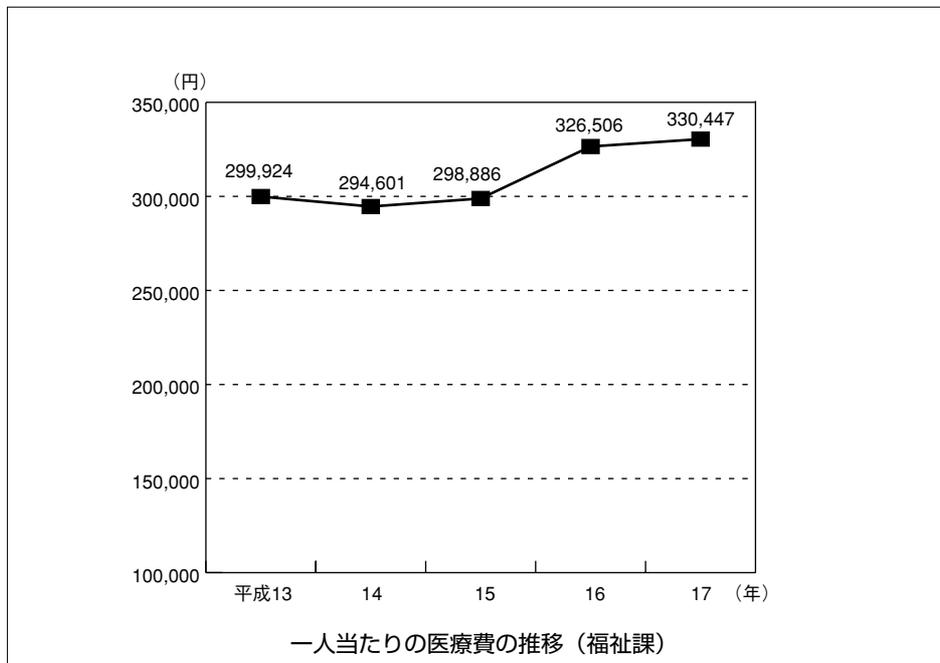
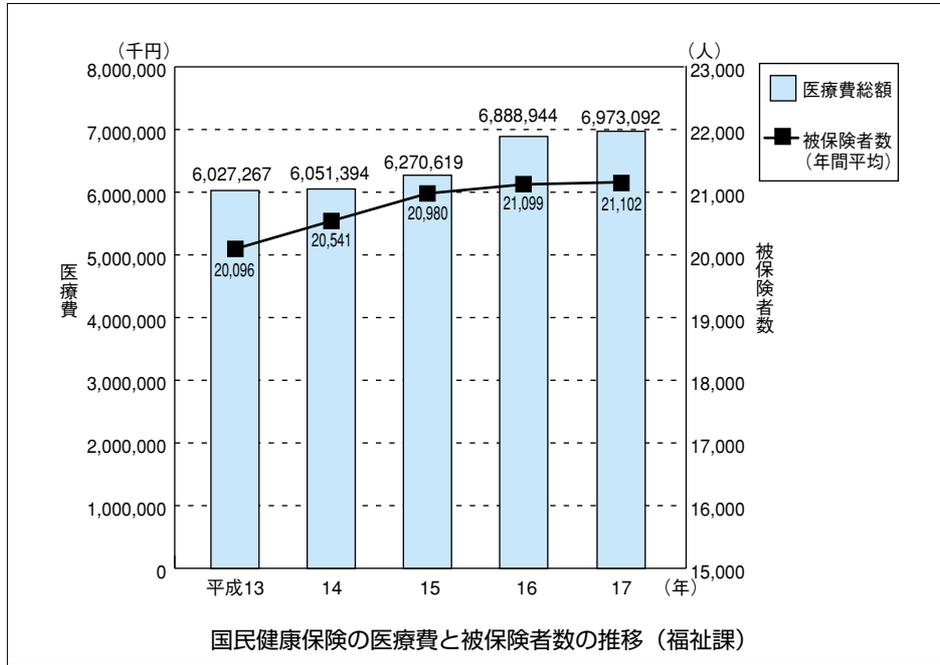
(2) 医療費の適正化

- ・医療費適正化のため、レセプト点検を行います。
- ・被保険者の資格確認など、適正な保険給付に努めます。

(3) 保健事業の推進

- ・生活習慣病予防等の保健事業を推進します。
- ・疾病の早期発見と早期治療を図るため、人間ドック受診者に対し健診費用の一部を助成します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
国民健康保険税収納率	現年度分	平成17年	93.3%	95%	
一人当たり医療費	診療総費用額÷被保険者数	平成17年	330,447円	372,000円	



第2項 介護保険事業の安定的運営

現状と課題

介護を必要とする要介護認定者は年々増加しており、このため介護サービスの利用による介護保険給付費も増え続けています。また、必要なサービスの確保・質の高いサービスの提供が必要となっています。

介護保険制度を安定的に運営するために、介護予防事業等を通じ、要介護者を重度化させない取り組みや、介護給付費の適正化、効率化を推進し、また、利用者が安心してサービスが受けられる体制を築く必要があります。

施策項目・施策内容

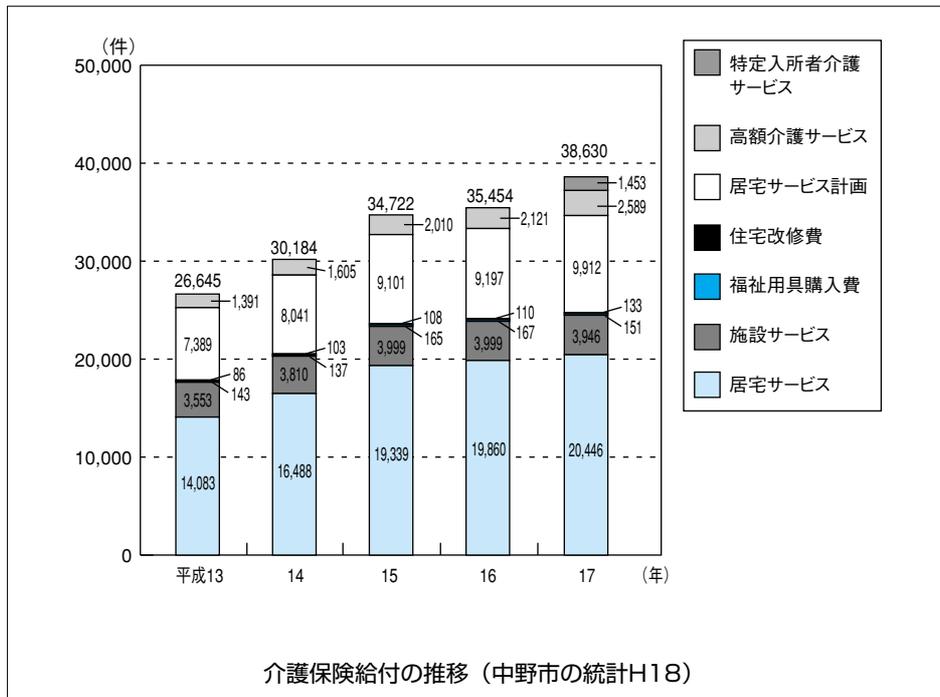
(1) 介護保険制度の運営

- ・公正・公平な介護認定の実施をするとともに、介護保険計画に添った事業の実施と健全な保険財政の運営を行います。
- ・介護保険料の収納率の向上に努めます。

(2) 利用者の相談体制等の充実

- ・介護相談員派遣事業を充実します。
- ・広報誌・パンフレット等による制度の啓発、周知を行います。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
介護保険料収納率	現年度分特別・普通徴収の収納率	平成17年	99.2%	99.5%	
一人当たり給付額	65歳以上（第1号被保険者）の者に対する一人当たり給付費	平成17年	206千円	264千円	



第3項 老人保健医療事業の安定的運営

老人保健医療を取り巻く状況は、高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対するニーズの多様化・高度化など、大きく変化しています。

こうしたなか、超高齢社会を展望した新たな高齢者医療制度が、平成20年度から創設される予定であり、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とすることが求められています。

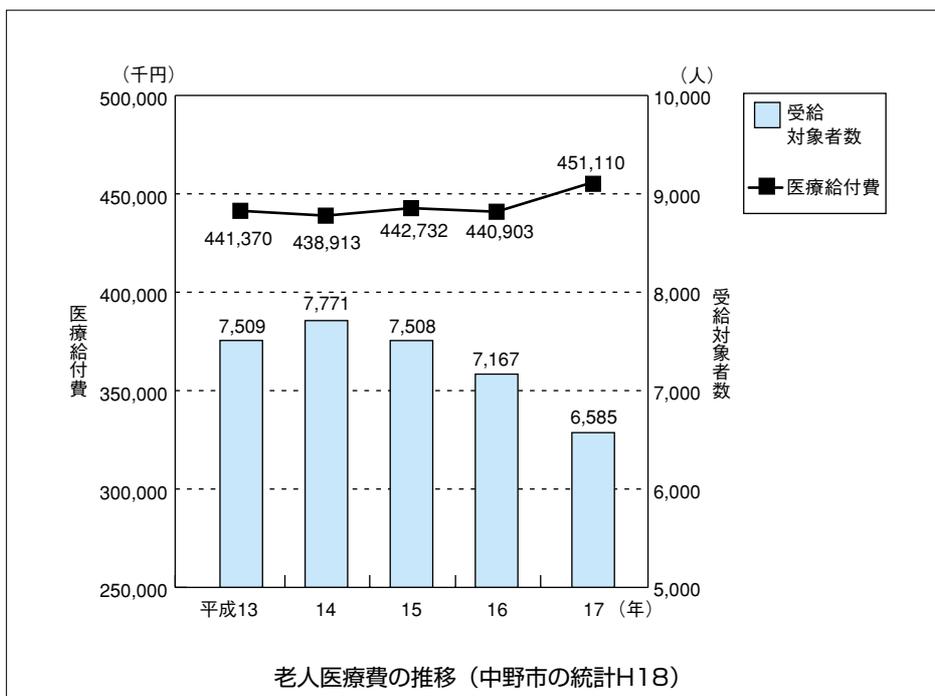
(1) 老人保健医療制度の運営

- ・老後における健康の保持と、適切な医療の確保を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度への移行

- ・後期高齢者医療制度による安定的な運営を図ります。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
一人当たり医療費	診療総費用額 ÷ 受給者数	平成17年	664,592円	794,000円	





子どもの元気をふるさとの未来につなげるまちづくり

第1節 健やかに生み育てる環境づくり

第1項 安全な妊娠及び出産への支援

現状と課題

女性の一生の中で、妊娠、出産、産じょく期は心身ともに大きく変化し、これに加えライフスタイルの変化を要求されるためとても重要な時期です。

そのため、安全で快適な出産に向けたきめ細かな健康管理への支援をはじめ、妊娠、出産、育児に対する不安の軽減を図る心のケアが必要です。

また、子育てについての知識、親になるための準備として育児について学ぶ機会の確保が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 妊婦一般健康診査の実施

- ・妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦の健康診査を行います。

(2) マタニティクラスの開催

- ・夫婦や家族が、妊娠、出産、育児について楽しく学びながら、その時期をうまく乗り越えられるよう仲間づくりや育児不安の解消の場として教室を開催します。

(3) マタニティマーク*の普及

- ・妊娠初期は、外見では妊婦とわかりづらいことから、マタニティマークを身につけることにより周囲に妊娠していることを知らせ、妊婦への配慮を促します。

(4) 不妊治療に対する支援

- ・不妊治療を行っている夫婦の不安の軽減を図るため、支援を行います。



マタニティマーク

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
妊婦一般健康診査受診率	受診者数÷対象者数	平成17年	92.5%	96%	

用語解説

※マタニティマーク…妊産婦が交通機関等を利用する際に妊産婦であることを示し、周囲に配慮を求めやすくするもの。

第2項 育児不安の軽減と虐待発生予防

現状と課題

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報のはん濫等を背景に、母親の多くは、妊娠、出産、育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩んでいます。

また、親の精神的未熟さや、親自身の精神的な問題や生活上のストレス等により、様々な要因が錯綜して、わが子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。

子どもの健全な発育、発達を促すためには、乳幼児期において愛情あふれる良好な親子関係の確立が何より重要です。

施策項目・施策内容

(1) 子育て情報の提供

- ・子育て家庭向けに、行政及び地域が実施している子育て支援事業や、子育てに関する情報を提供します。

(2) 出産後の不安の軽減

- ・出産後、特に保健指導を必要とする産婦及び新生児に対し、支援を行います。

(3) 育児不安に対する相談

- ・育児不安や、我が子への虐待不安を感じている母親等の育児相談を行います。

第3項 子どもと母親への健康支援

乳幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

そのため、疾病の予防対策として、好ましい食習慣や、生活リズムの確立への支援等を進め、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を充実させる必要があります。

(1) 乳幼児健康診査の実施

- ・乳幼児の健康保持増進を図り、発育や発達の状況を確認し、医療等の適切な援助を行うため、乳幼児の健康診査を行います。

(2) 母子保健訪問相談事業の実施

- ・妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及と、疾病等の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦、新生児等に対し、保健師等による家庭訪問指導を行います。

(3) 予防接種の実施

- ・感染症の予防を図るため各種予防接種を行います。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
乳幼児健康診査受診率	受診者数÷対象者数（7か月健診）	平成17年	91.9%	98%	

第4項 食育の推進

現状と課題

朝食の欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせなどから心の健康問題が心配されています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野、教育分野、農業分野をはじめとする様々な分野が連携し、乳幼児から思春期までの発達段階に応じ、食に関する学習機会や情報の提供が必要です。

また、食事づくり等の体験活動や、土とふれあい、自然を学び、農業を地域の産業として理解できるように取り組みを進める必要があります。

(1) 栄養指導の実施

- ・乳幼児とその保護者に、栄養指導を行います。

(2) 学校給食、保育所給食における地産地消の推進

- ・食材に市内産の農産物を使用し、安全・安心でおいしい食事の提供により、子どもたちの食と地域農業への関心を高めます。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
栄養指導実施回数		平成17年	60回	60回	

第5項 家族全員による子育て活動の促進

現状と課題

家族全員で子育てをしていくことは、特定な家族に偏りがちな子育ての負担を軽減し、子どもの人格形成にも好影響を与えと考えられます。

そのため、家族参加の行事や体験活動の充実、講習会の開催等により、家族全員による子育てを促進し、また、子どもが喜怒哀楽を感じ情緒の安定を育み、他人に対する尊敬や思いやりを持てるような子育てが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 「家庭の日」の推進

- ・親子の絆やふれあいを深め、ぬくもりのある家庭づくりのため「家庭の日」*を推進します。

(2) 子育てに関する学習機会の提供

- ・子どもが心豊かに育つための学習機会を提供します。

(3) 父親を対象とした子育て活動の促進

- ・父親に対して、育児の知識や技術を身につけ、父親同士で情報交換できるような機会を提供します。

(4) 保育参観等の実施

- ・保育所では、家族をはじめ地域の高齢者が子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、地域ぐるみで子育て支援を促進します。

用語解説

※「家庭の日」…家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについてあらためて考える機会としてもらうため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

第2節 子育て家庭を支援する仕組みづくり

第1項 地域社会全体で子育て家庭を支援

現状と課題

わが国の家族構成は、今後ますます「2世代世帯」の増加が見込まれます。

このことから、核家族化の進行や少子化等に伴う育児の孤立化により、家庭において子育てをしている専業主婦等の育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子育て支援センターを中心とする支援

- ・地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、専門スタッフを配置した子育て支援センター等において、育児相談や情報提供等を行います。

(2) 子育てサークル等の拡充

- ・乳幼児を持つ親同士が自由に交流するための場として、また、情報提供、ボランティア育成、ネットワークづくりを進めます。

(3) ファミリーサポートセンター事業の実施

- ・育児の援助が必要な人からの依頼に応じ、育児の援助ができる人を紹介する相互援助活動の橋渡しを行います。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
子育て支援センター利用者数		平成17年	24,155人	30,000人	
ファミリーサポートセンター利用者数		平成17年	102人	150人	

第2項 経済的な支援の取組み

失業率の上昇や地域経済の低迷等により、家計に占める子育てに係る負担の割合が増えており、出生率の低下原因の最も大きな理由に、「子育て費用の負担の増大」が挙げられています。

そのため、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子育て家庭への経済的支援

- ・児童手当の支給、乳幼児医療費の助成を行います。
- ・保育所の保育料を国の徴収基準額よりも軽減します。
- ・経済的理由で就学困難な児童や生徒の保護者に対し必要な援助を行います。
- ・奨学金や奨学基金による援助を行います。
- ・幼児教育や幼稚園就園に対し補助を行います。
- ・特別支援学級に就学する児童や生徒の保護者に対し就学援助を行います。
- ・経済的理由で入院助産が困難な妊産婦に対し、入所措置をし、援助を行います。

第3項 家庭生活と職業生活の充実

現状と課題

子育てに関する不安感や負担感として、配偶者の協力や理解の不足が挙げられており、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識の啓発を図ることが必要です。

また、若い世代が安心して家庭を築き、子どもを産み育てることができるようになるためにも、経済的に自立した生活への支援が求められています。

(1) 男女共同参画社会づくりの推進

- ・各種講座や研修を通し、子育ての男女相互協力への人材育成と啓発を行います。

(2) 雇用対策の推進

- ・職業相談室の充実を図ります。
- ・中高高等職業訓練校及び中野地域職業訓練センターの運営に対し助成を進めます。
- ・雇用確保人材育成事業等を推進します。

第4項 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

近年は、女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実等により、出産後も保育所等を利用して就労を継続する傾向が強くなっており、さらに、就労形態も多様化していることから、日曜日・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは短時間勤務等の人が利用できる多様な保育サービスが求められていくと思われます。

そのため、多様化する保育ニーズに対するきめ細かな対応への期待に応え、保育所職員個々の専門性を高めるとともに、安全な施設で、安心して保育を行う必要があります。

また、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっている中、放課後や長期休業時に児童が健全に過ごすことができる環境整備が必要となっています。

施策項目・施策内容

(1) 多様な保育サービスへの対応

- ・保護者の勤務時間等に対応するため、長時間保育の充実を推進します。
- ・保護者の負担軽減や就労形態に対応するため、一時的保育、休日保育を実施します。
- ・病気回復期の児童を支援するため、病後児保育事業を委託により促進します。
- ・児童の個性を豊かに育む環境を提供するため、老朽化した保育所の整備を進めます。

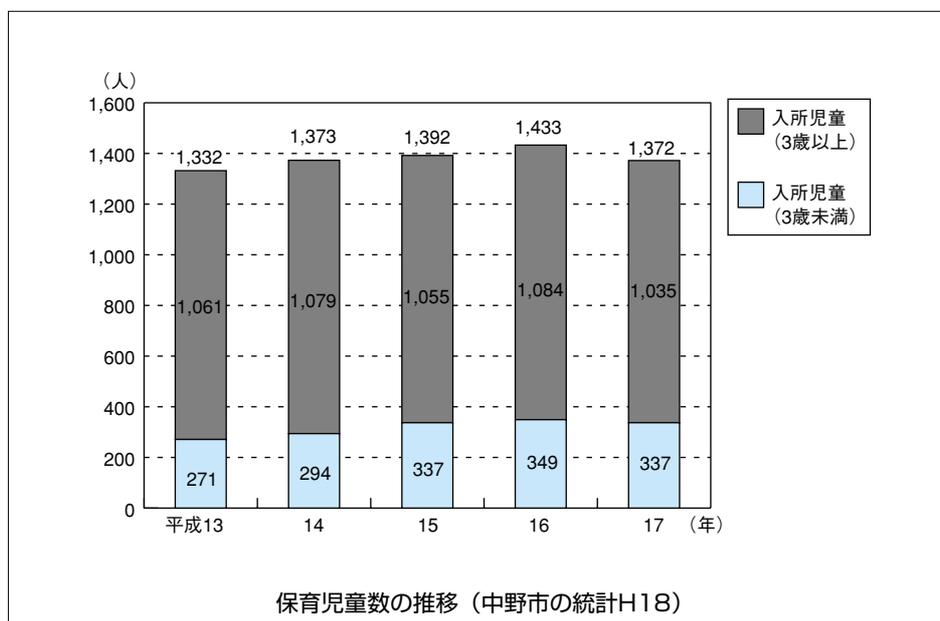
(2) 保育サービスの質の向上

- ・保育所職員研修等を実施します。
- ・保育所に苦情相談窓口を設置し、苦情相談に対応します。
- ・認可外保育施設の児童の処遇向上を図るため、運営費等を補助します。
- ・地域のお年寄りと積極的に交流します。

(3) 放課後の児童の健全な育成

- ・児童クラブ、放課後児童教室、児童センターを開設します。
- ・地域における児童の遊び場の整備を支援します。
- ・障害児の自立支援の促進を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
長時間保育利用者数		平成17年	290人	310人	
待機児童数		平成17年	0人	0人	



第5項 特別な援助を要する家庭への支援

現状と課題

母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援が特に求められており、ひとり親家庭の子どもに対しても、一般家庭の子どもと同じように養育され、家庭生活が送られるよう福祉の充実に努める必要があります。

また、発達障害を含む障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から成年期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制が求められています。

施策項目・施策内容

(1) ひとり親家庭への支援

- ・ 経済的自立や生活意欲の助長を図るための母子福祉資金の貸付けや医療費の一部の助成等経済的支援を行います。
- ・ 生活支援のための人材派遣を行います。
- ・ 母子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言を行います。
- ・ 生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。
- ・ 暴力により緊急に保護する必要がある母子の支援を行います。

(2) 障害のある子どもへの支援

- ・ 時間単位で介護サービスを提供します。
- ・ 日常生活の利便を図るため、補装具や日常生活用具の給付・修理を行います。
- ・ 福祉手当や特別児童扶養手当を支給します。
- ・ 身体介護等日常生活の支援や集団生活への適応訓練を行います。
- ・ 障害児保育や特別支援学級就学援助等を行います。



第3節 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

第1項 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

現状と課題

「児童の権利に関する条約」は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を定め「子どもの最善の利益」の確保をめざしています。

しかし、虐待やいじめ、不登校、援助交際など、子どもを取り巻く問題はより一層深刻化している現状です。

そのため、「子どもの権利」を尊重する気風を醸成する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 子どもの権利を尊重する気風の醸成

- ・毎年5月5日（こどもの日）から一週間の「児童福祉週間」において、児童福祉のスローガン等を広報等で周知し、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題への社会喚起を行います。

第2項 子どもを見守る地域社会の連携

本市は、次代を担う子どもたちの健全育成に向けて、各種育成事業や有害環境の浄化活動に、関係団体と連携して取り組んでいます。

子どもたちが、地域で健やかに暮らせるまちづくりを実現するために、子どもに関わる情報を的確に収集・提供できる体制の整備を図るとともに、ボランティア団体や学校、行政等も含めた関係団体の連携のあり方についての検討が必要です。

(1) 青少年対策事業の実施

- ・少年補導活動や有害環境の浄化活動を実施します。
- ・地域の連携を深めるため、青少年問題協議会、市民集会の開催や街頭啓発活動等を行います。
- ・地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等の活動を支援します。

第3項 子どもに関する相談体制の充実

現状と課題

虐待、非行、不登校等様々な問題を抱える子どもや家庭に対し、各種相談機関が、当事者への助言、専門機関への紹介、児童福祉施設への入所相談・支援事業を行っています。

しかし、子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を築く必要があります。

これらの事業をより充実させるため、相談者のプライバシーを保護するための環境整備、相談員の資質の向上、また、相談機関が一層の連携を図りお互いの情報収集・情報の提供や協力依頼ができるネットワークの構築が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子ども相談室の開設

- ・児童に関する日常生活の悩み、心配ごとに関する相談や問題解決を支援する総合窓口として子ども相談室を設置します。

(2) 保育所等における子育て相談室の開設

- ・保護者の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児の子育て相談を行います。

(3) 教育相談の実施

- ・いじめ、不登校等で悩んでいる児童・生徒に対し相談に応じます。

(4) 子どもサポートネットワークの設置

- ・問題行動を起こす児童及び虐待が心配される児童の早期発見や適正な保護を図るため、関係機関がサポートチームを編成して対応し、地域における支援システムづくりを行います。

第4節 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

第1項 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

現状と課題

家庭や地域を取り巻く社会状況が様々に変化し、子どもに関わる人々の意識や核家族化によるライフスタイルも変化している中で、少子化により子どもの数が減り、子どもが大切にされる反面、社会性の不足や人間関係の希薄化が指摘されています。

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、自然体験、芸術・文化体験を通しての遊びや学習をすることや、子どもたちが主体的に課題を発見し自主的に取組める環境づくりが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供

- ・地域や公民館・図書館等において、研修会や子どもたちが主体的に取り組める生活体験・自然体験、芸術・文化体験等の場づくりと機会を提供します。

第2項 思春期の心と身体健康づくり

思春期は一生の中で身体的、精神的変化が最も大きい時期であり、思春期特有のこころの問題は近年の社会環境の変化を反映して深刻化しており、これらを解決していくのは非常に困難になっています。

そのため、乳幼児期からの心身ともに健やかな子育てについての取組みの強化と、こころの問題を抱える子どもとその家族への支援が求められています。

また、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康等の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育の関係者の連携を一層強化し、家庭、学校、地域における効果的な総合支援が必要です。

(1) 健康教育・相談事業の実施

- ・地域、学校等を訪問し、健康教育を行うほか、個々のケースに対応し、家庭訪問を実施します。

(2) 心の健康相談事業の実施

- ・心の問題に対して、精神科医による個別健康相談を行います。

(3) 学習機会の提供

- ・子どもたちが早いうちから子育てを考えていく学習機会の提供を行います。

第3項 子どもの活動を支援する施策

現状と課題

子ども期は、その後の人格を形成する最も重要な基礎時期にあり、今後の人生を左右する大切な時期であることを認識し、子どもの生活の場・成長の場である家庭、学校、地域社会等において、周囲の大人が支え、支援していく必要があります。

子どもの育成にかかわる家庭、学校、地域の連携協力を今以上に推進し、また、それぞれが本来持っている役割について再点検するとともに、その育成機能を向上させていく必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 青少年健全育成会等への支援

- ・地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等への支援を推進します。

(2) P T A 活動の実施

- ・保護者及び教師が連携を密にし、研修会の開催、各種集会に参加し、教育環境の向上を図ります。

第4項 魅力ある学校教育の推進

少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や、子どもへの過干渉・過保護といったマイナスの側面をもたらす可能性があります。

このような中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、家庭や地域との連携を図りながら心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

(1) 小・中学校教育の充実

- ・第6章第1節第1項に記載のとおり。

(2) 関連機関との連携強化

- ・幼稚園、保育所と小学校・中学校の連携に努めます。

第5節 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

第1項 快適な生活空間の整備

現状と課題

安心して子育てをするためには、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、「トイレ」や「食事場所の不足」「買い物や用事の合間に遊ばせる場所の不足」「歩道の段差」「授乳する場所や必要な設備」等があります。

公共施設を中心に誰もが子育てがしやすいよう環境を整備し、子どもを育てる家庭に配慮したまちづくりが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子育てしやすい環境づくり

- ・公共施設を中心に、市民ニーズに対応した環境整備を推進するなど、子育てしやすい環境づくりに努めます。

第2項 子どもの安全・安心の確保

近年、学校等への通学途中や学校を発生場所とする事故や犯罪が増加しています。

子どもの安全を守るためには、交通ルールを身につけ交通事故に遭わないように交通安全教育を行うとともに、通学路等の防犯に配慮した環境整備を進め、学校、地域、関係機関の一層の連携により、地域ぐるみで危険予防に取り組む必要があります。

(1) 安全の確保

- ・家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯活動の充実に努めます。

(2) 防犯対策事業の実施

- ・通学路の環境整備を図るため防犯灯整備への支援を行います。
- ・通学・通園時間を中心に青色防犯パトロールを実施し、犯罪被害の未然防止に努めます。

(3) 交通安全教育関係事業の実施

- ・家庭、学校、地域等において相互の連携を図り、季別の交通安全運動を中心として、関係機関や団体と一体となって運動を推進します。

- ・小学生を対象に正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。
- ・保育所等において、交通安全教室を開催します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
防犯ブザー配布率	配布数÷小学1年生の人数	平成18年	100%	100%	

第3項 子育ての男女相互協力への応援

現状と課題

「子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない」や「子育てに関しての配偶者の協力が少ない」「配偶者と子育てに関して意見が合わない」と感じている市民が少ないながらも、固定的な性別役割分業の是正を図ることが課題となっています。

女性の社会進出が進む中で、男女が協力し合い、子育てを行うことが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 男女共同で行う子育てへの支援

- ・固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう、意識改革を図ります。
- ・各種講座や研修を通し、男女共同の子育てへの啓発を行います。

(2) 女性相談窓口の設置

- ・専門の女性相談員が、子育て中の悩みを抱えている女性に対し相談を受け、共に解決の道を探します。



地球環境との共生と 豊かな心の人間社会づくり

第1節 生活環境の保全と自然保護の推進

第1項 環境衛生の向上

現状と課題

浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、下水道事業区域及び農業集落排水事業区域以外の区域において浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付していますが、引き続き、下水道区域外における浄化槽の普及促進に努め、環境衛生の向上を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 浄化槽の普及

- ・中野市生活排水等施設整備計画（下水道マップ）*に基づき、下水道区域外における浄化槽の普及促進と適正な維持管理の啓発に努めます。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
下水道区域外における浄化槽の処理人口割合	(生活排水処理状況等調査) 合併処理浄化槽等による処理人口 ÷ (総人口 - 下水道処理区域内人口 - 農業集落排水施設供用可能人口)	平成17年	32.9%	45.1%	

第2項 自然環境の保全

本市は、千曲川や里山をはじめとする、豊かな自然資源を持っています。

そのため、市民、事業者、行政の協働により自然とふれ合うことのできる水辺や里山の保護、保全を図る必要があります。

また、地域、家庭、学校において、環境保全について学び、多様な野生動植物が生育できる自然環境の保護活動を推進する必要があります。

用語解説

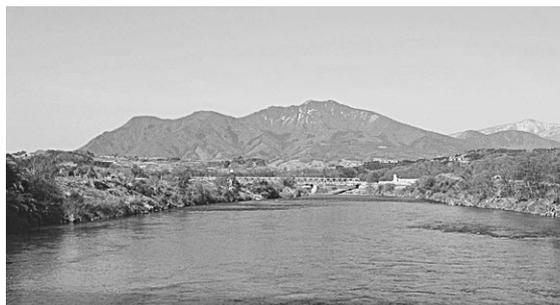
*中野市生活排水等施設整備計画（下水道マップ）…全市水洗化の手法を定めた下水道等の整備計画。

施策項目・施策内容

- (1) 協働作業の推進
 - ・市民や事業者等との協働により、水辺や里山など、自然資源の保全を推進します。
- (2) 自然観察会等の実施
 - ・千曲川周辺地域の野生動植物の観察等を実施します。
- (3) 野生動植物の保全
 - ・野生動植物の生態系の保全に努めます。
- (4) 市民ぐるみの環境保全の推進
 - ・地域、家庭、学校における環境保全活動を推進します。
 - ・環境情報の収集、発信の仕組みづくりを推進します。
 - ・環境保全活動のリーダーや、推進員の育成を図ります。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
自然観察会等開催数	年間開催数	平成17年	2回	3回	



第3項 環境美化の推進

衛生自治会を中心とした月例清掃、市民大清掃等により、環境美化に対する市民意識の高揚が図られてきています。

美しい環境づくりは、市民一人ひとりの美化意識と組織の充実強化が必要です。

- (1) 美化運動の推進
 - ・衛生自治会及び環境美化実践団体を支援し、地域の環境浄化活動と、市民の環境美化意識の高揚に努めます。
 - ・学校、PTA、育成会活動等を通じて環境美化の啓発と意識の高揚を図り、実践活動を支援します。

第4項 生活環境の保全

現状と課題

工場や事業所に起因する大気汚染物質の排出、悪臭、排水による水質汚濁、建設作業現場等での騒音・振動等は事業者の努力や行政の規制・指導により改善されてきました。

しかし、市民一人ひとりの日常生活に起因する自動車交通による大気汚染や騒音・振動、油漏れによる水質汚濁といった生活型公害が依然として問題となっています。

また、廃棄物の不法投棄など、個人のモラルや社会経済構造に根差した問題も生じており、公害苦情件数が年々増加しています。

生活環境の保全のため、環境汚染の未然防止と監視体制の充実を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 水環境の浄化

- ・工場、事業所等への排水処理施設の設置、適正な維持管理の指導を推進します。
- ・地盤沈下等の被害を未然に防ぐため、無秩序な地下水の汲み上げ防止を促します。
- ・浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めます。
- ・下水道や農業集落排水施設の排水処理施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 水質・騒音等の検査及び測定の実施

- ・水質汚濁防止のため河川及び池沼等の水質検査、自動車交通騒音の測定を実施します。

(3) 監視体制の充実と啓発

- ・公害防止のため関係機関と連携して監視・巡視体制の充実を図ります。
- ・公害防止指導員の研修会を実施し、公害の未然防止を図ります。
- ・環境公害の未然防止のため、啓発活動を行います。

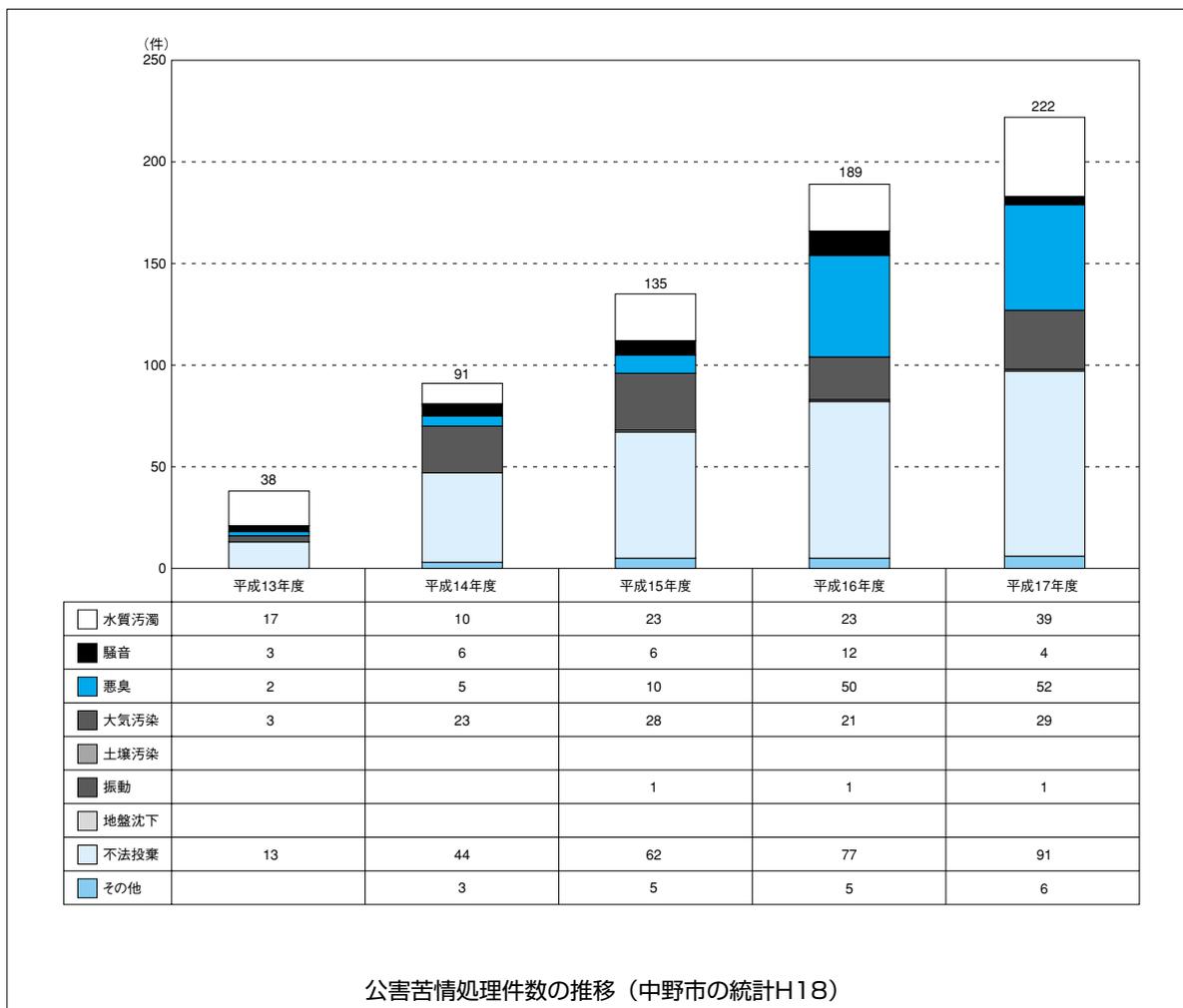
(4) 公害発生の処理

- ・工場、事業所等による公害発生においては、適切な指導を行い、早期改善を促します。
- ・公害に関する苦情相談に対し、関係機関との連携強化を図り、適切な処理に努めます。



指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
主要河川のBOD*の基準値達成か所の割合	主要河川の測定23か所	平成18年	87%	90%	



用語解説

※BOD…Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、水の汚れを表す指標の一つ。

第2節 資源循環型社会の構築

第1項 資源循環の推進

現状と課題

生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、可燃ごみを中心にごみの排出量は年々増加しています。

そのため、資源の有効活用や環境への負荷の低減など、将来にわたって良好な環境を形成するため、ごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また、廃棄物の適正処理により、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源循環型の社会への転換を進めていく必要があります。

施策項目・施策内容

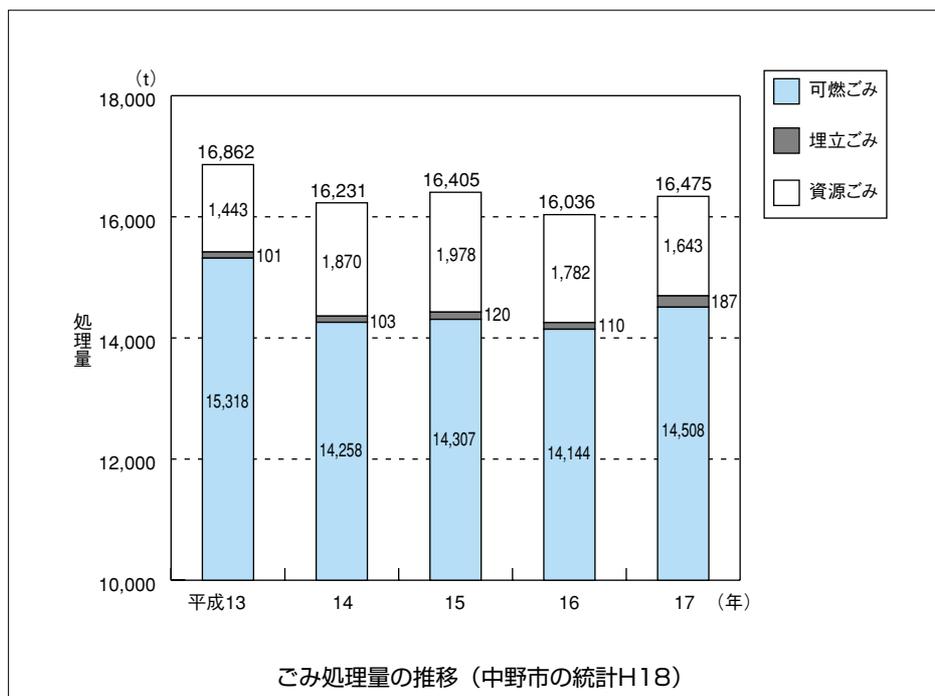
(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

- ・ごみの減量とリサイクルの意識の高揚を図るため、啓発活動や情報提供を推進します。
- ・分別収集の徹底により、資源物の再生利用の拡大を推進します。
- ・生ごみの堆肥化や、団体等が行う資源物回収活動を支援します。

(2) 適正な廃棄物処理の推進

- ・細分化する分別収集を円滑にするため、市民の分別意識の高揚に努めます。
- ・不法投棄や、違法な野外焼却を防止するため、定期的なパトロールを実施します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
市民一人当たりの可燃ごみ排出量	可燃ごみ排出量÷総人口	平成17年	309kg	229kg	一般廃棄物 処理計画 平成22年目標値
リサイクル率	(資源化量+集団回収量)÷(市回収量+集団回収量)	平成17年	15.2%	34.9%	一般廃棄物 処理計画 平成22年目標値
不法投棄及び違法な野外焼却件数	不法投棄及び野外焼却実態調査	平成17年	120件	96件	



第2項 地球環境問題への対応

現状と課題

地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする環境問題は、その影響が一つの国や地域にとどまらず、地球規模の生態系を損ない、人類の生存基盤を脅かす問題となり、私たちの生活に大きな影響を与えつつあります。

人間の社会活動が、地球環境に大きな負荷を与えていることを充分認識し、顕在化する地球環境問題の解決に向け、環境負荷の低減を図る必要があります。

そのため、行政、市民、事業者が一体となった総合的な環境対策を推進していく必要があります。

(1) 地球環境保全対策の推進

- ・ 環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。
- ・ ISO14001*等の普及啓発を図り、環境マネジメントシステム*の導入を促進します。

用語解説

※ISO14001…国際標準化機構（ISO）が定めた環境に関する国際規格。自主的・積極的な環境保全のための行動が求められる。

※環境マネジメントシステム…環境に配慮した組織運営を行うための仕組み。

(2) 省エネルギーの推進

- ・ エネルギーの消費量を減らすため、生活様式の転換に向けた啓発、省エネルギー機器・クリーンエネルギー機器の利用拡大や導入を促進します。

(3) 環境負荷低減活動の推進

- ・ アイドリングストップ運動を推進します。
- ・ 低公害車の導入を推進します。
- ・ フロン回収を促進します。
- ・ バイオディーゼル燃料*の使用を推進します。

(4) 自然エネルギーの有効活用

- ・ 太陽光等を利用した、環境にやさしい新エネルギーの活用を研究します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
ISO14001認証取得事業所数(累計)	商工会議所調べ	平成17年	9事業所	10事業所	
市施設の二酸化炭素の総排出量	平成16年度比で10%削減	平成16年	6,573,843kg	5,916,458kg	地球温暖化防止実行計画 平成22年目標値



用語解説

*バイオディーゼル燃料…植物油から作られた環境にやさしい新ディーゼル燃料。

第3節 市民生活の安全・安心への取り組み

第1項 交通安全の推進

現状と課題

交通安全計画に基づき、関係機関・団体と連携しながら交通安全を推進していますが、道路交通の量的拡大、高齢化の進展に伴い、今後、交通事故は一層増加することが懸念されます。

そのため、市民が安全かつ円滑に通行できるような交通環境づくりと市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の未然防止に努める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 道路交通環境の整備

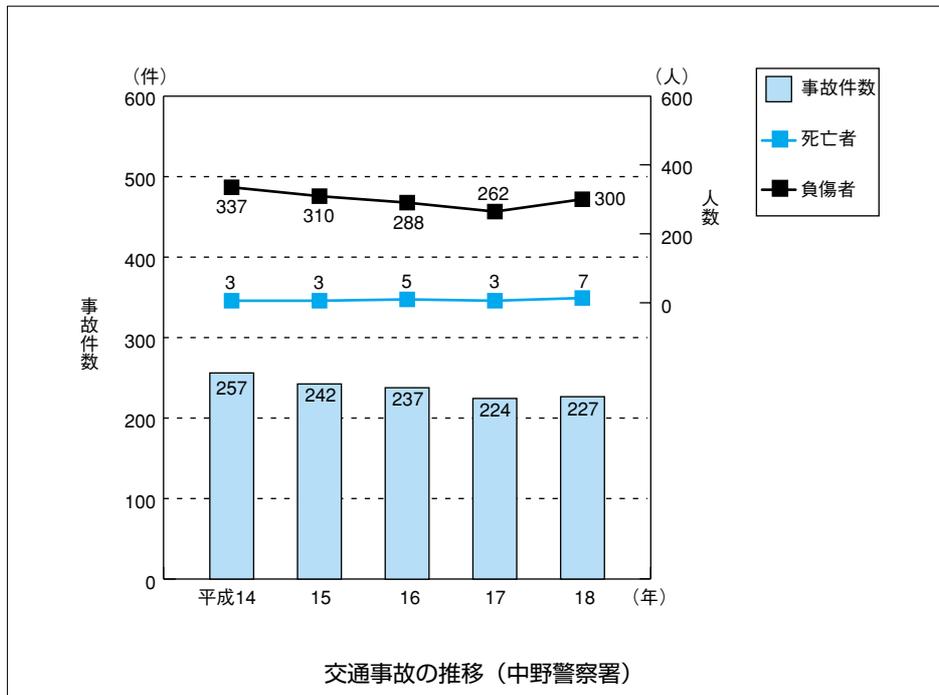
- ・歩道整備及びガードレール、カーブミラーなど、交通安全施設の整備に努めます。
- ・信号機、横断歩道など、交通安全施設の整備を促進します。
- ・歩道と車道の段差の解消など、交通弱者にやさしい道路交通環境づくりに努めます。

(2) 交通安全啓発・教育の推進

- ・交通死亡事故抑止を最重要課題に、家庭、学校、地域等において相互の連携を図り、季節別の交通安全運動を中心として、関係機関や団体と一体となって運動を推進します。
- ・交通安全意識を高めるために広報啓発活動を推進します。
- ・関係機関・団体と連携して、参加、体験、実践型の交通安全教育を推進します。
- ・小学生を対象に、正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
交通事故による年間死傷者数(市内)	中野警察署調べ(暦年)	平成17年	265人	225人	
シートベルト着用率(年間平均)	シートベルト着用調査による	平成17年	91.8%	97.0%	





第2項 防犯対策の推進

現状と課題

犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、知能犯罪被害の増加、市民の身近で起こる街頭犯罪の発生、子どもを取り巻く環境の悪化並びに少年犯罪の増加が懸念されるなど、治安情勢は依然として厳しい状況にあります。

そのため、犯罪を未然に防ぐ環境づくりと市民意識の高揚を図る必要があります。

(1) 防犯意識の高揚

- ・地域の連帯感を強めるとともに、関係機関・団体等との連携を密にし、防犯意識の高揚に努めます。

(2) 防犯対策の推進

- ・地域防犯活動の充実のため、防犯指導員活動の強化を図るとともに、地域ボランティアの育成に努めます。
- ・家庭、学校、関係機関、団体等と連携し、少年育成委員による巡回指導の強化を図り、少年の非行防止に努めます。
- ・青色回転灯装着車による防犯パトロールを行い、犯罪の抑止に努めます。
- ・市民生活の安全を確保するため、防犯灯整備への支援を行います。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
市で行う青色防犯パトロール回数	青色回転灯装着車による防犯パトロール実施回数（台数×実施回数）	平成18年	—	250回	平成18年10月開始

第3項 消費生活の安全

現状と課題

インターネットや携帯電話の普及により、販売方法が多様化し、架空請求や振り込め詐欺等をはじめとする、様々な消費者問題が依然として後を絶たない状況にあります。

最近では、巧妙化する手口のため、高齢者ばかりでなく若年層にも被害は広がっています。

次々と新しい手口による被害が発生していることから、最新の情報提供や相談業務を充実する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 消費者意識の高揚

- ・正しい知識を身につけるための学習を進めるとともに、消費者団体の育成と消費者への的確な情報提供を推進します。

(2) 消費生活相談窓口の充実

- ・相談業務の充実を図るため、窓口職員の知識を向上させるとともに、関係機関との連携を密にし、情報の最新化に努めます。

第4節 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

第1項 男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会づくりは、国において最重要課題のひとつと位置づけられ、男女共同参画社会基本法に基づき様々な施策が推進されてきていますが、長い歴史や習慣のなかで形づくられた性別による差別は依然存在しています。

すべての市民が、性別にかかわらずお互いの生き方を尊重しあい、個性豊かに生きられる社会をめざした意識改革や環境整備等を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 意識の改革

- ・ 固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう、意識改革を図ります。
- ・ 女性差別をなくすため、家庭、地域、事業所、学校における人権教育を促進します。

(2) 環境の整備

- ・ 職場における男女平等意識づくりや、子育て支援の充実など、女性が働きやすい環境づくりを促進します。
- ・ 政策や方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ・ 男女がともに社会活動へ参画する環境づくりを推進します。

(3) 自立した生活づくり

- ・ 男女がともに認めあい支えあうため、自立し行動できる力をつけることを支援します。

(4) 女性相談の実施

- ・ DV*をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
女性の公職参画割合		平成17年	30.5%	35%	

用語解説

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…女性が、夫や恋人等の身近な立場の男性から受ける様々な暴力行為のこと。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限等）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含める。

第5節 人権が尊重される明るいまちづくり

第1項 人権尊重社会の推進

現状と課題

部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害をもつ人、子ども、在住外国人等に対する差別意識や偏見は今なお、根強く存在しています。

そのため、日常生活のあらゆる場を通じて、人権尊重の意識高揚を図り、人権を普遍的なものとしてさらに広げていくため、学校、社会、企業等での人権教育の充実を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 人権擁護の確立

- ・人権擁護の確立に向け、あらゆる場を通じて啓発活動を進めるとともに、人権侵害についての相談体制を充実します。
- ・個人情報の保護に努め、市民の人権侵害の防止に努めます。
- ・すべての人が安心して暮らせるよう、生活環境の改善、就労・雇用の促進、健康福祉の増進等を図ります。

(2) 啓発・教育の推進

- ・人権尊重の共生社会を実現するため、あらゆる場を通じて、啓発・教育を推進します。
- ・学校教育、社会教育や企業人権教育等を通じ、人権尊重の意識の高揚を図ります。

(3) 社会参画の推進

- ・社会的に弱い立場にある者の社会参画を推進するため、啓発・広報活動を推進します。
- ・国籍や人種の違いを越えて交流を深め、国際理解の促進を図ります。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
地区人権教育懇談会開催区数	懇談会を実施した区の数	平成17年	74区	76区	



産業が連携し、新しい価値を 生み出すまちづくり

第1節 個性が輝く多彩な農業・林業の里づくり

第1項 競争力のある産地体制の構築

現状と課題

農業を巡る国際情勢の変化、新たな経営安定対策の創設、残留農薬のポジティブリスト制度*の導入など、農業と農産物を巡る情勢は大きく変わりつつあります。

そのため、本市の立地条件を生かしながら、消費者に愛される農産物づくりを拡大していく必要があります。

また、食の安全確保の観点から、環境保全型農業の更なる推進を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) ブランド性を高めた売れる農業の推進

- ・需給動向に即し、多品目のきのこ、野菜、果実、花きなどを総合的に供給する産地体制の確立を図ります。
- ・優良きのこ類の安定した産地として、品質とコスト管理の徹底による戦略的な経営を促進します。
- ・消費者ニーズに対応した新しい作物の導入、新品種の開発、普及、生産技術の革新等に対する支援を進めます。
- ・情報化の進展に対応した生産技術や農業経営を促進します。
- ・地理的条件を生かした特産物の生産を促進します。

(2) 環境保全型農業の推進

- ・環境に対して持続性の高い農業生産方式を導入する、エコファーマー*認定者数の増加に努めます。

用語解説

※ポジティブリスト制度…残留基準が設定されている農薬、すなわち「使用してよいもの」のみを一覧表にして示すという方式。その他の農薬は原則使用禁止となる。

※エコファーマー…堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式（持続性の高い農業生産方式）を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者の愛称。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
農業産出額	中野市農業生産額(推定)の概要	平成17年	205億円	211億円	
エコファーマー認定者数	知事認定を受けた農業者数	平成17年	261名	500名	

第2項 効率的な生産基盤の維持

現状と課題

今、地域や土地改良区等で、担い手不足や高齢化が進行し、これまで、良好に整備された農地や農道、かんがい排水施設等の資源を守る「まとまり」が弱まっています。

そのため、新たな整備のほか、地域の創意工夫による多様な取り組みを奨励するとともに支援し、適正な維持管理をする必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 生産基盤の整備

- ・緊急性等を勘案しながら、必要な農道、水路等の整備を進めます。

(2) 生産基盤の維持管理

- ・適時適切な維持管理を行い、良好な生産基盤を維持します。

(3) 地域への支援

- ・地域の創意工夫による多様な取り組みを奨励しながら、区や水利組合等を支援します。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業など、土地改良区への助成を行います。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
農振農用地区域面積	農業振興地域整備計画管理状況調査	平成17年	2,987ha	2,909ha	
農地流動化面積	利用権設定面積	平成17年	35ha	55ha	

第3項 遊休荒廃農地対策

現状と課題

遊休荒廃農地は、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少問題を背景として全国的な問題となっています。

土地集約的な農業構造となっている本市では、特に遊休荒廃農地の増加問題は深刻です。

そのため、農地の状況を的確に把握し、現在遊休化している農地の対策と遊休化を未然に防止する対策を同時に進める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 遊休荒廃農地の把握

- ・JA、農業委員会など、関係機関と連携して遊休荒廃農地の的確な把握に努めます。

(2) 遊休荒廃農地対策

- ・地域住民との話し合いを通じて、市民農園の設置、農地の流動化促進等条件に応じた的確な遊休荒廃農地対策を推進します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
耕作放棄地面積	農林業センサス	平成17年	497ha	480ha	
遊休荒廃農地対策事業活用済み面積	遊休荒廃地対策事業実施面積	平成17年	19.3ha	70.0ha	

第4項 担い手の確保と経営安定化

本市では、意欲ある農業経営体を「認定農業者」として認定し、経営基盤の整備や農業改善支援センターによる経営相談の拡充など、各種の支援策を行ってきました。

急速に進みつつある農業従事者の高齢化や、農業後継者の減少傾向のなかで、法人化の推進など、農業構造の適切な再編を図り、次世代を担う安定的な農業経営体づくりを進める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 担い手の確保

- ・新規就農者をはじめとした農業後継者の育成、支援を図ります。
- ・農業経営の法人化を促進します。

(2) 経営の安定化

- ・認定農業者など、意欲的に農業経営に取り組もうとする農業者の経営基盤の充実や経営体質の強化を関係団体とともに支援し、次世代を担う強力な経営体づくりを促進します。
- ・経営状況分析を行うことにより、経営管理能力の向上や企業的経営の確立に向けた取り組みを促進します。
- ・生産、販売、加工、農作業の請負など、多角的な経営手法を導入することにより、総合力の発揮できる農業経営を促進します。
- ・農業気象災害に対する迅速かつ的確な対応に努めます。
- ・害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、農業者や関係機関と共に被害対策を促進します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
認定農業者数	農業経営改善計画の認定を受けた農業者数	平成17年	431経営体	694経営体	
新規就農者数（年間）	北信農業改良普及センター調べ	平成17年	14人	17人	
農業法人数	認定農業者のうち法人の数	平成17年	62法人	67法人	

第5項 森林資源の維持と活用

本市は、木材価格の低下により林業が低迷する中、間伐等の森林整備を全国に先駆けて実施しています。

森林整備にあたっては、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進する必要があります。

施策項目・施策内容

- (1) 森林整備の推進
 - ・間伐等の推進により、森林資源の維持増進を推進します。
 - ・保全すべき松林に対し、松くい虫防除対策を実施します。
 - ・森林資源の大切さの啓発のため、市民との協働による森林整備を推進します。
- (2) 林道、森林公園等の維持管理
 - ・行政が行う林道、森林公園等の維持管理の他、市民との協働による維持管理を推進します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
森林面積	国土利用計画	平成16年	4,368ha	4,363ha	

第6項 多様なマーケティングの推進

現状と課題

近年の農産物の需給は、安定的な大量生産技術の普及や輸入の増大にともなう供給過剰により価格の低迷を招き、食生活の多様化や消費人口の減少等により需要量は今後さらに下降することが予想され、非常に厳しい状況にあります。

そのため、農業を維持・発展させていくためには、生産面でのコストの低減や商品価値の向上はもちろんのこと、生産者、関係団体、行政が連携して、マーケティングを推進する必要があります。

また、生産者個々の直接販売力の強化や協力体制の整備が必要となっています。

- (1) マーケティングの推進
 - ・消費者や実需者*との意見交換を行うなど、マーケティング活動等により、消費動向や流通形態の把握に努めます。
 - ・市内外のイベント等による農産物の消費宣伝活動やマスメディア、インターネットを利用した情報発信を推進します。
 - ・市民等から中野市農業の応援者を募り、情報発信やPR活動への参画を通じ、市民レベルでのマーケティング活動の充実に努めます。

用語解説

* 実需者…生産者（JA等）の直接販売先である卸売業者、小売業者（量販店等）、加工業者、中外食業者を指す。

(2) 多様な流通販売体制の強化

- ・青果物流通に対応する販売体制の整備を促進します。
- ・重点実需者の明確化及び連携の強化により、効果的な販売活動を促進します。
- ・他の農産物産地等との連携を強化し、相互の協力販売を推進します。

(3) 生産者の直接販売力の向上

- ・消費者ニーズの多様化に即応した生産販売体制の整備を促進します。
- ・直売所、観光農園による販売など、特色ある青果物等の販売を促進します。
- ・生産者自らが行う直接販売の拡充や、相互協力体制の整備を促進します。

指標

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
売れる農業HPアクセス数	年間アクセス件数	平成17年	20,930	30,000	

第7項 地産地消の推進

現状と課題

本市の農業は、大都市圏の市場出荷を中心に産地形成を図り発展してきました。

一方、消費者の食の安全安心に対する関心の高まりから、「地域で生産されたものを地域で消費する」地産地消の重要性が見直されており、地域内の生産・流通・消費も大切になっています。

また、生きる基盤である食生活のあり方が問題となるなか、「食」と「農」のかかわりや大切さが見直されており、食文化の継承を含め食育の推進が必要となっています。

(1) 地産地消の推進

- ・農産物の生産と加工品の流通を促進します。
- ・学校給食等における地域食材の利用推進を図ります。
- ・経営の総合力が発揮できるよう、個性ある農産物加工品について研究開発を促進します。

(2) 食農教育の推進

- ・学校等における食農教育活動を促進します。
- ・関係団体と連携し、食文化の継承など、地元の食材を使った料理の普及を推進します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
ギフトカタログ等利用件数	ギフトカタログ等の販売実績	平成17年	2,074件	3,800件	
農産物直売所等（JA関係） 年間売り上げ	JA中野市関係 （インショップ含む） 7か所 JA北信州みゆき関係 1か所	平成17年	3.2億円	3.4億円	



第2節 戦略的な観光・交流産業のブランドづくり

第1項 地域資源の戦略的活用

現状と課題

本市には、音楽を基調とした文化施設をはじめ、神社仏閣等の歴史的文化遺産や伝統工芸が数多くあります。

これらの歴史や文化に根ざした魅力ある観光資源を掘り起こすとともに、信州なかの観光協会と連携し、既存観光施設と結びつけた観光ルートの周知、活用を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 観光資源を生かした観光の展開

- ・ふるさとの森文化公園、一本木公園、中山晋平記念館、高野辰之記念館、日本土人形資料館、ぽんぽこの湯、もみじ荘、まだらおの湯など、既存の観光資源を生かした観光振興を図ります。
- ・「中野土人形」を生かした観光を推進します。

(2) 観光資源の発掘

- ・神社仏閣等の歴史的文化遺産の掘り起こしを進め、観光資源として活用します。

(3) 信州なかの観光協会との連携

- ・観光客のニーズに応えられるよう、観光情報の発信、観光ルートの設定等観光需要の変化に対応した観光の展開を推進します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
観光客入込数	観光地利用者統計	平成17年	766,800人	850,000人	平成26年100万人をめざす
観光消費額	観光地利用者統計	平成17年	13.0億円	13.9億円	

第2項 交流産業の展開

本市の基幹産業である農産物を活用したグリーンツーリズム*、農業体験ツアーなどへの取り組みと、味噌、酒、醤油など、他産業と連携した観光を推進するとともに、農産物産館「オランチェ」、「道の駅」などを利用した地元農産物の直売、PRなどを行い産業の交流を推進します。

施策項目・施策内容

(1) 観光資源の発掘

- ・きのこ、ぶどう、さくらんぼなどの農産物を活用し、観光農業や体験農業を推進します。
- ・味噌、酒、醤油など、他産業と連携した観光を推進します。

(2) 信州なかの観光協会等との連携

- ・観光協会等が計画する各種事業を支援し、観光客のニーズに応えられるよう、体験観光情報の発信等を積極的に行います。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
観光農園数	JA中野市サクランボ部会 観光部会員数	平成17年	23団体	28団体	



用語解説

※グリーンツーリズム…都市住民が農家民宿等に滞在し、余暇を過ごす旅行形態。

第3節 地域を担う地元商業・工業の振興

第1項 活力のある工業の振興

現状と課題

工業の現状は、近年の経済環境や消費動向の変化により経営は厳しい状況にあります。

この様な状況の中において、各企業の経営力の強化や情報技術を活用した販路の拡大が課題となっています。

特に、本市の優れた特性を十分活用し、高度情報化や国際化に対応した新産業の新規参入や独立、創業と、それを切り拓く想像性豊かな人材の育成により、競争力のある工業の振興が必要となっています。

施策項目・施策内容

(1) 工業団体への支援

- ・工業団体等への補助を通じ、各種事業や団体育成の支援及び相互協力体制の強化に努めます。

(2) 経営相談、経営指導の強化

- ・経営の安定と近代化を図るため、経営指導相談員等による経営相談、技術指導等の支援を行います。
- ・経営体質改善、経営能力向上、工業経営診断、人材育成等の支援を行います。

(3) インターネット等情報技術を活用した販路拡大

- ・販路拡大や展示会等出展への支援を行います。
- ・市のホームページ等での商品、企業等の紹介による支援を行います。

(4) 新技術開発等の奨励・援助

- ・新技術開発等を奨励するため、学術機関との共同研究、特許等の取得、創業等への支援を行います。

(5) 融資制度の活用

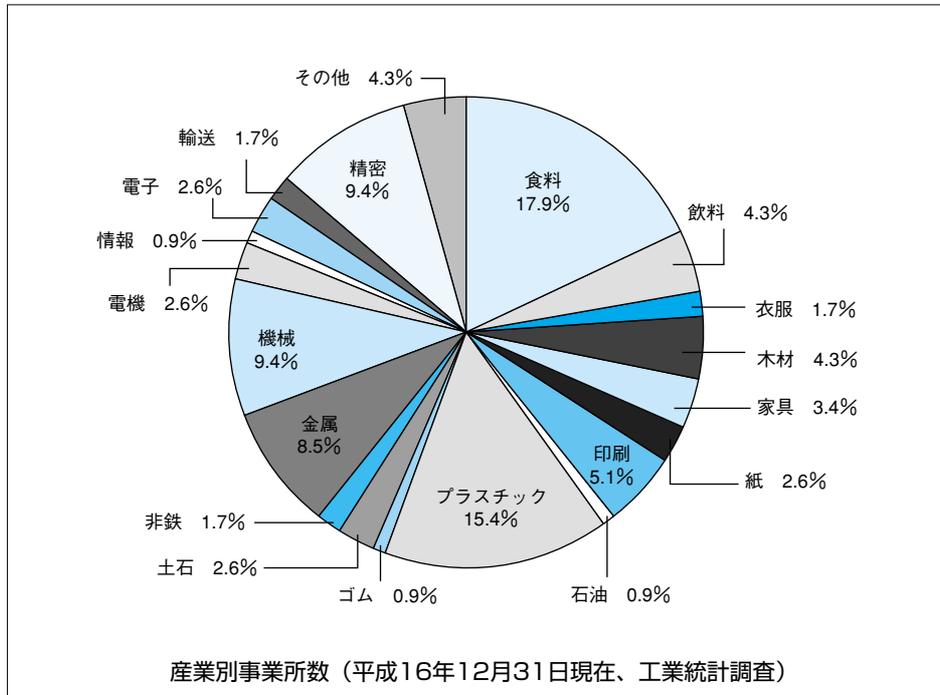
- ・金融機関へ資金預託を行い、市制度資金の円滑な利用促進を図るとともに、県制度資金のあっせんを行います。
- ・信用保証協会の貸付保証料の一部補填等を行い、市・県制度資金の活用を推進します。

(6) 工場立地への支援

- ・工場用地の取得や工場の建設等に対して助成を行い、企業の誘致に努めます。
- ・関係機関と連携をとりながら、県内外に対して企業誘致のPRを図ります。
- ・インフラ整備、工場用地確保、優遇措置等について研究し、進出企業の支援に取り組みます。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
製造品出荷額（従業員4人以上の事業所）	工業統計調査	平成16年	991億円	1,000億円	



第2項 にぎわいのある商業の振興

商業の現状は、近年の経済環境や消費動向の変化により商店の経営は厳しい状況にあります。また、自動車社会の進展等により、住民の生活圏の拡大や郊外への大型店の進出を背景に、中心市街地の空洞化が生じています。

このような状況の中において、各商店の経営力の強化や情報技術を活用した販路の拡大が課題となっています。

(1) 商店街の活性化支援

- ・各種イベントの開催・支援、空き店舗の活用、商店会等の活性化、環境整備の支援を行います。

(2) 商業団体への支援

- ・商業団体等への補助を通じ、各種事業や団体育成の支援及び相互協力体制の強化に努めます。

(3) 経営相談、経営指導の強化（再掲）

- ・ 経営体質改善、経営能力向上、人材育成等の支援を行います。

(4) インターネット等情報技術を活用した販路拡大（再掲）

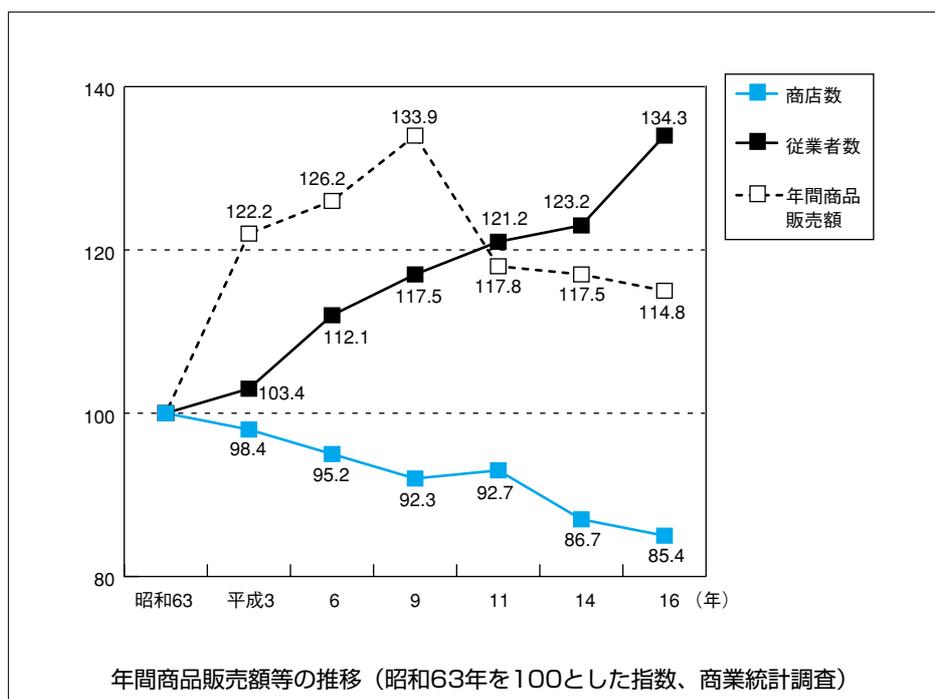
- ・ 販路拡大や展示会等出展への支援を行います。
- ・ 市のホームページ等での商品、商店等の紹介による支援を行います。

(5) 融資制度の活用（再掲）

- ・ 金融機関へ資金預託を行い、市制度資金の円滑な利用促進を図るとともに、県制度資金のあっせんを行います。
- ・ 信用保証協会の貸付保証料の一部補填等を行い、市・県制度資金の活用を推進します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
卸・小売業販売額	商業統計調査	平成16年	935億円	950億円	



第3項 中心市街地の活性化

自動車社会の進展、商業を取り巻く環境の変化、人口の減少と高齢化等を背景に、中心市街地の衰退・空洞化が深刻化しています。

中心市街地は、地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割を果たす場所であり、時代のニーズに対応したコンパクトでにぎわいのある地域コミュニティの中心として、再生す

る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 中心市街地活性化の推進

- ・ 中心市街地活性化基本計画に基づき中心市街地の活性化を推進します。
- ・ 中心市街地活性化法の改正に伴う新たな中心市街地活性化基本計画の策定を検討します。

(2) まちづくりの支援

- ・ 団体等が行うまちづくりを支援し、にぎわいづくりを促進します。
- ・ 多様な民間主体によるまちづくり全体にかかわる組織の設置を支援し、まちづくりの総合的な企画調整と事業を促進します。

指標

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
主要イベントの人数	商工会議所・市調べ（ひな市、祇園祭、シヨンシヨンまつり、えびす講）	平成17年	91,500人	100,000人	



第4節 新たな産業の創出と育成

第1項 新たな事業展開の支援

現状と課題

新産業の創出に関する現状は、近年の経済環境や消費動向の変化により厳しい状況にあります。

この様な状況の中において、国際化、高度情報化等の進展に伴い、地域資源と産業を連携させ、新たな産業の創出と育成が求められており、新技術開発等の奨励・援助や先端企業の誘致の推進等が課題となっています。

施策項目・施策内容

(1) 新技術開発等の奨励・援助

- ・新技術開発等を奨励するため、学術機関との共同研究、特許等の取得、創業等への支援を行います。

(2) 優良企業の誘致

- ・工場用地の取得や工場の建設等に対して助成を行い、企業の誘致に努めます。
- ・関係機関と連携をとりながら、県内外に対して企業誘致のPRを図ります。
- ・インフラ整備、工場用地の確保、優遇措置等について研究し、進出企業の支援に取り組みます。

(3) 地元農産物を使った加工産業等の育成支援

- ・商工業と農業、商工業と観光といった交流産業について研究し、新産業の分野の確立を図ります。
- ・地元農産物を使った加工企業の誘致と研究を進め、本市の特徴を生かした加工産業の育成に努めます。

(4) 創業や技術力向上の支援

- ・新しい産業の確立のため、創業支援や経営・技術指導、人材育成等の支援を行います。
- ・他企業とのマッチング機会*を増やすため、展示商談会等への出展参加やホームページでの商品、企業等の紹介による支援を行います。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
創業相談件数	チャレンジ起業相談室利用者数(中野商工会議所調べ)	平成17年	延べ220件	延べ250件	
開業件数	中野商工会議所調べ	平成17年	10件	13件	
市内企業特許等取得件数	発明協会長野県支部調べ	平成17年	9件	15件	

用語解説

*マッチング機会…優秀な製品や技術力、サービスなどを必要とする企業とそれを提供できる企業が合致し、販路開拓、業務提携等につながる機会のこと。

第5節 活力を生む人材育成と雇用の安定

第1項 雇用の安定と人材育成

現状と課題

雇用情勢が変化する中、生活基盤を安定させるためには、就労の場の確保は不可欠です。そのため、雇用環境の安定を図る施策を進めていく必要があります。

また、関係機関との連携を図り、就労希望を的確に把握しながら、地域産業を担う人材の育成と職業能力の開発を進める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 雇用の安定

- ・飯山公共職業安定所と連携しながら、職業相談室の充実を図ります。
- ・雇用の定着と勤労意欲向上を図るため、退職金共済掛金制度の普及と助成を推進します。
- ・関係機関と連携し、雇用確保人材育成事業を推進します。
- ・高齢者や障害者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を推進します。
- ・職業意識と職場定着を図るため、新規就職者への支援を行います。

(2) 人材育成

- ・中野地域職業訓練センター運営に対して助成し、職業能力開発のための施策を進めます。
- ・中高高等職業訓練校に対して助成し、勤労者の職業訓練及び技術習得による人材育成を進めます。
- ・職業能力を高めるための、身体障害者雇用人材育成事業を推進します。
- ・農業技術取得の研修費補助など、新規就農者への支援を行います。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
中野地域職業訓練センター受講者数	中野地域職業訓練センター調べ	平成17年	9,169人	10,000人	
職業相談室を利用して就職した者の就職率	業務取扱統計	平成17年	33.8%	40.0%	

第2項 勤労者福祉の充実

多くの企業で労働時間の短縮が進む中、勤労者のライフスタイルも多種多様なものとなってきており、余暇活動等への関心が高まってきています。

そのため、真に豊かで潤いのある生活を実感することができる福利厚生など勤労者福祉の充実が求められています。

また、多様な余暇活動の場として、勤労者福祉施設の利用促進を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 労働環境の改善

- ・通勤者のための駅駐車場及び駐輪場の適切な管理に努めます。
- ・駅駐輪場の利用状況等を調査し、増設について研究します。
- ・賃金実態など、労働環境に関する調査事業を進めます。

(2) 勤労者福祉の充実

- ・勤労者互助会の活動を支援し、勤労者の福利厚生の向上を図ります。
- ・生活の安定を支援するため、協調融資により勤労者生活資金融資制度の活用を推進します。
- ・住宅建設を奨励するため、勤労者住宅建設資金融資利子補給事業を進めます。
- ・働く婦人の家、勤労青少年ホーム等の利用促進と適正な管理運営を進めます。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
勤労者互助会会員数		平成17年	1,169人	1,300人	
勤労者福祉施設利用者数	働く婦人の家、勤労青少年ホーム、勤労者福祉センター	平成17年	82,604人	90,000人	



地域が育て地域が守る 教育と文化のまちづくり

第1節 心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育

第1項 小・中学校教育の充実

現状と課題

子どもを取り巻く社会環境が変化するなかで、学力の基礎・基本の定着と幅広い問題に対応できる能力を育成し、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められています。

また、地域と連携した安全・安心な学校づくり、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを一層推進することが重要な課題となっています。

さらに、教育施設、設備については、老朽化に伴う整備、更新を図るとともに、教育内容に応じ充実する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 学校経営内容の充実

- ・個に応じた指導を通して、学力の基礎・基本の定着を図ります。
- ・各学校に応じた学校教育目標の具現化を図るための特色ある教育を推進します。
- ・一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成します。
- ・高度情報化に対応した情報活用能力を身につけるための情報教育を推進します。
- ・異文化理解の向上を図るため、児童生徒の国際教育を推進します。
- ・障害のある児童生徒への理解を深め、自立と社会参加を図るため、就学指導や教育相談を綿密に行い、一人ひとりに応じた教育内容を充実します。
- ・地域との連携を強化し、学校評議員制度等の活用を図り地域に開かれた学校づくりを推進します。

(2) 心の教育の充実

- ・学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通して他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。
- ・いじめや不登校等の相談体制を充実するとともに、中間教室の運営等により児童生徒の自立に向けた支援に努めます。

(3) 教育環境の整備

- ・児童生徒数の推移に合わせ、小・中学校の規模の適正化について検討します。

- ・老朽化に伴う校舎等の改修や耐震補強を計画的に行います。
- ・総合的な学習や情報教育など、多様化する教育内容に応じた施設、設備の充実に努めます。

(4) 安全の確保

- ・児童生徒に防犯ブザーを配布するなど、登下校時等の安全確保を図ります。
- ・通学路のパトロール、登下校時の見守り・声かけなど地域ボランティアによる安全対策を促進します。
- ・家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯・防災等の連絡体制の充実に努めます。

(5) 学校保健体育の充実

- ・健康診断、健康管理、保健指導を充実し、児童生徒の健やかな育成に努めます。

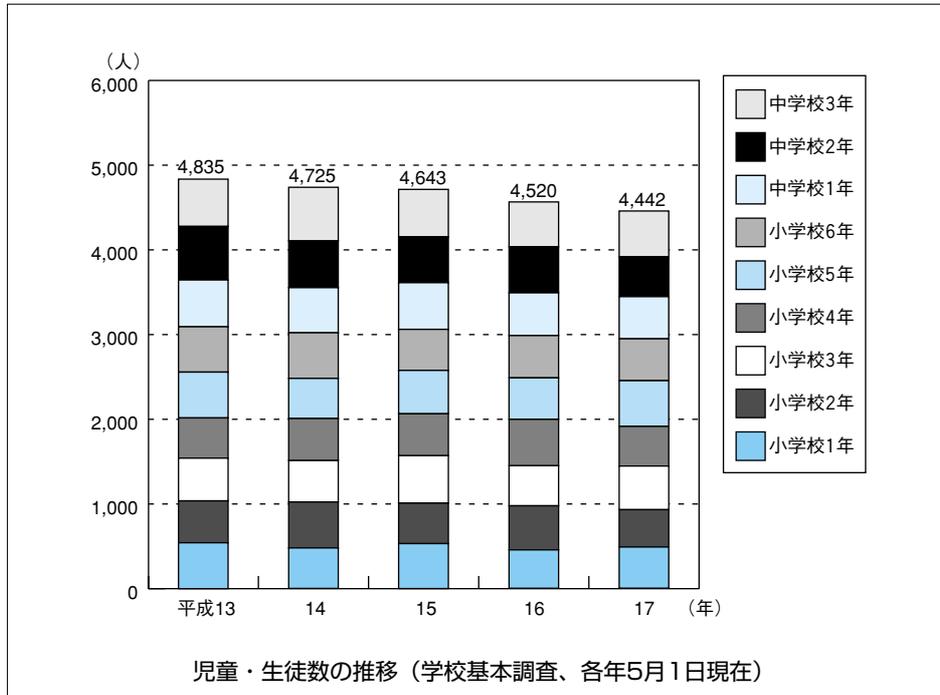
(6) 学校給食の充実

- ・地元産食材を使った特色ある献立づくりに努めます。
- ・栄養バランスや衛生面、安全面に配慮した学校給食の一層の充実に努めるとともに、給食指導を通して正しい食習慣の形成に努めます。
- ・学校給食センター調理業務の民間委託に向け検討します。

(7) 教職員研修の充実

- ・教職員の能力開発、指導力の向上をめざした、自主的、自発的な研修を促進します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
学校図書室の一人当たり貸し出し冊数	学校図書室の年間貸し出し冊数÷児童生徒数	平成17年	39.7冊	50冊	
小学校不登校児童の割合	不登校（30日以上欠席している）児童の全児童に対する比率	平成17年	0.4%	0.3%	
中学校不登校生徒の割合	不登校（30日以上欠席している）生徒の全生徒に対する比率	平成17年	3.9%	3.0%	
小中学校校舎・体育館の耐震化整備率	整備済棟数÷総棟数	平成17年	78.6%	100%	



第2項 高等学校以上の教育の振興

現状と課題

生徒数の減少や生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域に愛され地域とともに歩む特色ある高等学校づくりが求められています。

そのため、地域、学校、行政が一体となった高等学校教育の振興を促進します。

(1) 地域の高等学校教育の振興

- ・市内の高等学校と協働し、魅力ある高校づくりを促進します。
- ・新設高校との連携を図ります。
- ・中学校と高等学校との連携を深める連絡調整機能の充実に努めます。

(2) 就学の奨励

- ・奨学金や奨学基金により、次代を担う優秀で意欲のある人材の育成を奨励します。

第2節 学びふれあう社会教育・生涯学習

第1項 生涯学習機会の提供

現状と課題

社会経済状況の変化に伴い、ライフスタイル・意識も多様化し、学習への関心が高まる中、多様なニーズに対応した講座の充実や、価値観の異なる市民やグループが協働し、豊かな地域づくりを進めることが求められています。

そのため、市民一人ひとりが、自由に学び楽しむ環境づくりと、学習機会の充実を図ることが必要です。

施策項目・施策内容

(1) 生涯学習まちづくりの推進

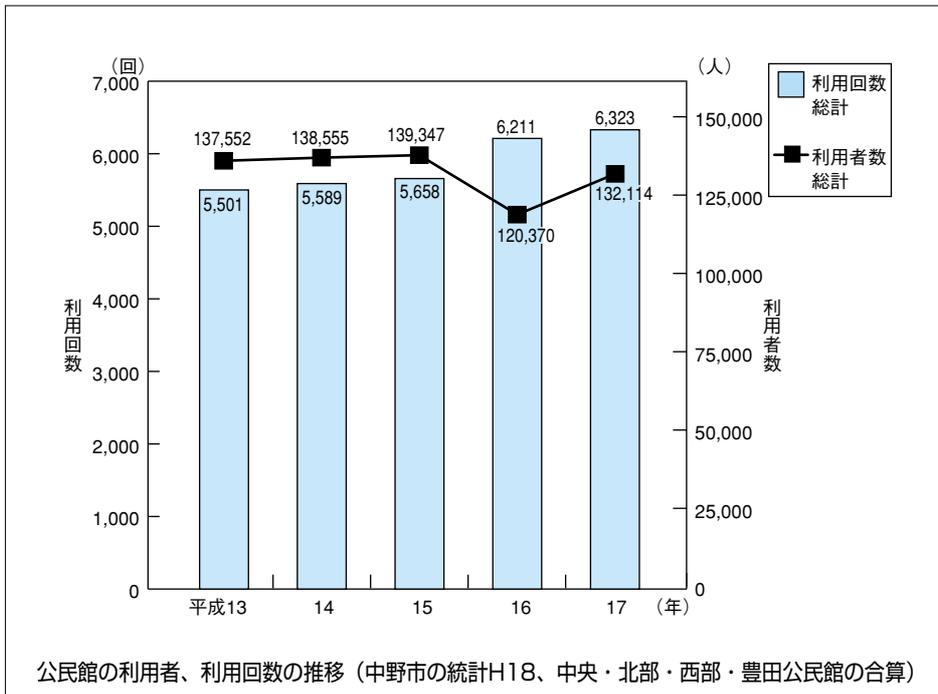
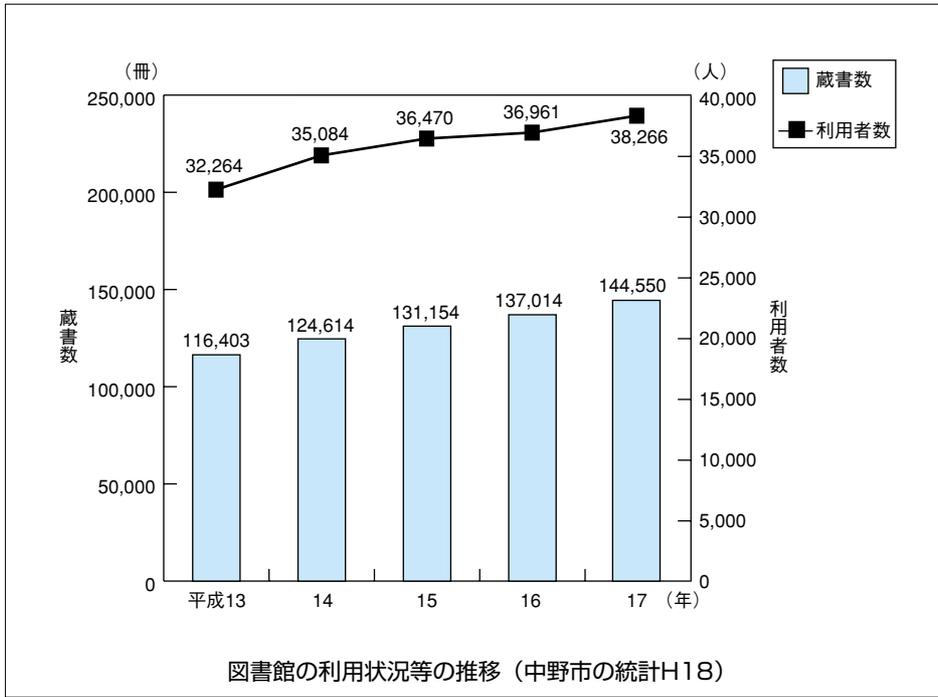
- ・ 県生涯学習推進センターや他市町村との情報ネットワークを活用し、幅広い学習情報の収集・提供に努めます。
- ・ 公民館、図書館等での各種学習、体験活動、ボランティア活動や「まなびい塾」の出前講座等の充実に努めます。
- ・ 公民館と各分館との密接な連携を進め、地域課題を踏まえた公民館活動の充実に努めます。
- ・ 生涯学習推進関係団体が行う自主活動を支援し、組織の育成を図ります。

(2) 生涯学習の総合的な推進

- ・ 生涯学習基本構想を策定し、生涯学習を総合的に推進します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
公民館講座受講者数		平成17年	20,560人	22,000人	
まなびい塾講師派遣講座受講者数		平成17年	285人	310人	
市立図書館の市民一人当たり貸出冊数	市立図書館の年間貸出冊数÷総人口	平成17年	3.8冊	4.5冊	





第2項 生涯学習施設の充実

市民の学習活動を支える役割を担っている公民館、図書館、歴史民俗資料館等の生涯学習施設には、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した設備や施設の充実が求められています。

そのため、公民館、図書館等の生涯学習施設の充実が必要です。

施策項目・施策内容

(1) 生涯学習施設の充実

- ・ 利用者の利便性の向上を図るため、公民館等施設の充実に努めます。
- ・ 「中野市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館等施設の充実に努めます。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
図書館蔵書数	図書館情報データベースシステムに登録された蔵書数	平成17年	168,878冊	222,000冊	
豊田文化センターホール稼働率	年間使用日数÷開館日数(361日)	平成17年	45.7%	50%	



第3節 地域の歴史・文化の保存と活用

第1項 文化財の保存と活用

現状と課題

先人が築き、守り、伝えてきた文化や歴史、自然は、新たな市民文化創造の基礎として、後世に伝えていく必要があります。しかし、社会の多様な変化に伴い、文化・歴史的遺産や自然は失われつつあります。

そのため、貴重な文化・歴史的遺産や自然の保護・保存に努めるとともに、その啓発と活用が必要です。

施策項目・施策内容

(1) 文化財の保護

- ・文化財の基礎調査を進め、貴重な文化・歴史的遺産や自然の保護・保存を図ります。
- ・指定文化財等の保存・整備・活用に努めます。

(2) 文化財の活用

- ・広報誌、ビデオなどにより、文化財の意義や重要性の啓発に努め、その活用を図ります。
- ・歴史民俗資料館の資料の充実、施設の整備に努めます。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
指定文化財数	文化財保護条例に基づき指定した文化財数	平成17年	65件	66件	



国指定

平成19年3月末日現在

種別	指定年月日	名称	所有者	所在地	備考
天然記念物 史跡	昭和28年11月14日 平成19年2月6日	十三重のチョウゲンボウ繁殖地 高梨氏館跡	個人 中野市	大字深沢字前屋敷添51-2ほか 小館1069-1ほか	

県指定

種別	指定年月日	名称	所有者	所在地	備考
史跡	昭和35年2月11日	栗林遺跡	中野市ほか	大字栗林字北原438-1ほか	
史跡	昭和39年11月26日	中野県庁跡(中野陣屋跡)	中野市ほか	中央二丁目829	
史跡	昭和44年7月3日	高梨氏城跡(山城)	中野市ほか	大字中野字大平山3129ほか	
県宝	昭和52年11月17日	鉦鼓(重要美術品)	中野市	中野市歴史民俗資料館	1個
史跡	昭和60年7月29日	七瀬双子塚古墳	七瀬区	大字七瀬字南原1061	1基
史跡	平成9年8月14日	内堀館跡	個人	大字上今井字南山根632-1ほか	
史跡	平成17年3月28日	高遠山古墳	中野市	大字新野字菰山1115-1ほか	1基
天然記念物	平成19年1月11日	八生のカヤ	個人	大字桜沢字大進1249	1本

市指定

種別	指定年月日	名称	所有者	所在地	備考
有形文化財 史跡	昭和47年7月27日	弥生式土器	個人	中野市歴史民俗資料館	注口形土器1個、土器片1個
有形文化財 史跡	昭和47年8月28日	七ツ鉢	高杜神社	大字赤岩字大道上1184-2ほか	1基
無形民俗文化財	昭和47年12月25日	小内八幡神社青獅子	小内八幡神社芸能保存会	大字安源寺	
無形民俗文化財	昭和47年12月25日	日和山神社鬼獅子	日和山神社芸能保存会	大字草間	
無形民俗文化財	昭和48年8月22日	上今井諏訪社太々神楽	上今井諏訪社太々神楽保存会	大字上今井	県選択無形民俗文化財
有形文化財	昭和51年4月1日	屋台(囃子を含む)	上今井諏訪社氏子総代	大字上今井字山根2685上今井諏訪社	
有形文化財	昭和53年3月23日	社家片山文書	個人	大字安源寺字石原566-イ-1	1巻及び1通
史跡	昭和54年10月23日	蟹沢古墳	個人	大字桜沢字蟹沢1549-1ほか	1基
史跡	昭和57年11月1日	替佐城跡	武運濃神社氏子総代	大字豊津字城山842ほか	
天然記念物	昭和57年11月1日	永江諏訪神社巨樹	永江諏訪神社氏子総代	大字永江字小山229ほか	杉4本
有形民俗文化財	昭和58年4月28日	七瀬の五輪塔	七瀬区	大字七瀬字棚畑842	1基
史跡	昭和58年4月28日	林群1号古墳	中野市	大字田麦字林群952-3	1基
史跡	昭和58年4月28日	山の神古墳	個人	大字厚貝字赤畑480	1基
天然記念物	昭和58年4月28日	柳沢のマユミ	個人	大字柳沢字屋敷添452	1本
無形民俗文化財	昭和59年5月29日	赤岩の宣燈踊り	高杜講	大字赤岩字馬場東625-口	
天然記念物	昭和59年5月29日	柳沢のエドヒガン	日高見神社	大字柳沢字滝ノ沢1726-7	1本
史跡	昭和59年5月29日	建応寺跡	個人	大字間山字建応1823ほか	
有形文化財	昭和60年4月26日	中野小学校旧西校舎	中野市	大字一本木字大田479-5	1棟
史跡	昭和60年4月26日	金鑑山古墳	松山寺	大字新野字金鑑山1217	1基
天然記念物	昭和60年4月26日	如法寺のイチョウ	如法寺	大字中野字如法寺1154	1本
天然記念物	昭和60年4月26日	壁田城山のイヌザクラ	長丘神社	大字壁田字横手2576-2	1本
有形文化財	昭和61年5月1日	金井の延宝水論裁許状	金井区	大字金井字河島1083-2	1通
有形文化財	昭和61年5月1日	ナウマン象の臼歯	中野市	中野市歴史民俗資料館	2個
有形文化財	昭和62年6月3日	算額	観音寺	大字田上字笠原嶽834(長福寺)	2面
有形民俗文化財	昭和62年6月3日	間山の双立道祖神像	間山区丸山組・岸梨組	大字間山字十二436-1	1基
天然記念物	昭和62年6月3日	新保豊田神社のクスギ	新保豊田神社	大字新保字西屋敷476-1	1本
有形文化財	昭和63年6月1日	撰文鏡(ねじもんきょう)	高井舟着神社	大字更科字北越巻288	1面
有形文化財	昭和63年6月1日	高札	北大熊区	大字三ツ和字前田1747	9面
無形民俗文化財	昭和63年6月1日	餅かえ行事	小沼区	大字三ツ和	
有形文化財	平成元年5月31日	土偶	中野市	中野市歴史民俗資料館	1体
有形文化財	平成4年4月30日	小内八幡神社本殿	小内八幡神社	大字安源寺字石原572-1	1棟
無形民俗文化財	平成4年4月30日	赤岩の太々神楽	高杜講	大字赤岩字馬場東625-口	
無形民俗文化財	平成5年4月30日	新野の式三番叟	式三番保存会	大字新野	
天然記念物	平成5年4月30日	小内八幡神社社叢	小内八幡神社	大字安源寺字石原572-1ほか	
有形文化財	平成5年4月30日	常楽寺文書	常楽寺	大字中野字寺西2132	2通
有形文化財	平成7年5月1日	西条村新田開発免許状	個人	大字西条字北西間421	1通
有形文化財	平成7年5月1日	常楽寺本堂の欄間	常楽寺	大字中野字寺西2132	9面
有形文化財	平成9年6月3日	間長瀬新田年貢・諸役免許状	個人	大字間長瀬字北原430	1通
無形民俗文化財	平成9年6月3日	松川の川崎踊り	松川川崎踊り保存会	大字中野	
有形文化財	平成11年5月7日	栗林村大久保新田開発免許状	個人	大字栗林字西原314	1通
無形民俗文化財	平成11年5月7日	大俣の水神祭	大俣区	大字大俣	
有形文化財	平成11年9月28日	天王神興	東町区	諏訪町4-20王日神社	1基
有形文化財	平成11年9月28日	高井大富神社の俳額	大俣区	大字大俣字宮反549高井大富神社	1額
有形文化財	平成12年1月4日	上今井諏訪社本殿	上今井諏訪社氏子総代	大字上今井字山根2685上今井諏訪社	1棟
有形文化財	平成14年3月1日	埋納銭及び埋納銭容器	中野市ほか	中野市歴史民俗資料館ほか	一式及び4箇
有形文化財	平成14年3月1日	中野町製糸場水車機械略図	中野市	中野市歴史民俗資料館	1幅
有形文化財	平成14年3月1日	高遠山古墳出土遺物	中野市	中野市歴史民俗資料館	一式
有形文化財	平成14年3月1日	如法寺観音堂	如法寺	大字中野字観音平1202-1	1棟
有形文化財	平成14年3月1日	如法寺弘法堂	如法寺	大字中野字観音平1202-1	1棟
天然記念物	平成14年3月1日	高井大富神社のエノキ	大俣区	大字大俣字宮反549	1本
有形文化財	平成15年3月31日	大草稲荷	西江部区	大字江部字下道1433-1	1基
有形文化財	平成15年3月31日	山田松齋資料一括	個人	中野市歴史民俗資料館	一式
有形文化財	平成16年3月31日	綿貫家文書一括	個人	中野市立図書館	一式
天然記念物	平成16年3月31日	盛隆寺のイチイ	盛隆寺	大字間山字川端342	1本
無形文化財	平成17年1月28日	中野土人形(中野人形)	奈良久雄(工芸技術保持者)	大字一本木	1名
有形文化財	平成17年1月28日	白井家文書一括	個人	中央二丁目3-4	一式

資料:生涯学習課

第4節 文化芸術の振興

第1項 文化芸術活動の支援

現状と課題

公民館、働く婦人の家等では多くの講座や学級が開かれ、市民が学んだり創作活動をしています。

また、音楽団体連盟や文化芸術協会の各種サークル、各地区の伝統芸能及び公民館分館事業など文化芸術活動が活発に行われ、市民の文化芸術活動への気運が高まっています。

文化芸術活動に子どもからお年寄りまで誰もが参加できる環境づくりと、担い手の育成、発表や研修及び交流の機会の確保が必要です。

施策項目・施策内容

(1) 文化芸術振興のための条例の制定

- ・文化芸術振興のための条例を定め、文化芸術施策を総合的に推進します。

(2) 文化芸術振興のための基本方針の策定

- ・文化芸術振興のための基本方針を定め、文化芸術施策を計画的に推進します。

(3) 文化芸術振興のための組織の設立・支援

- ・文化芸術活動を振興するため、文化芸術振興事業団（仮称）の設立・支援を行います。
- ・優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の自主的な文化芸術活動を支援します。

(4) 文化行政推進のための組織体制の充実

- ・文化芸術振興施策を総合的に推進するための組織体制の充実を図ります。



第2項 文化施設の整備

現状と課題

市民の文化芸術活動への気運が高まるなか、市民の活動の発表の場や、見て、触れて、体験できる機会が求められています。

また、市民が自主的に活動し、相互理解を深め、より活発な文化芸術活動を推進するための拠点施設の役割が重要となっています。

そのため、既存施設の有効活用を図るとともに、新たな施設の整備等について検討が必要となっています。

施策項目・施策内容

(1) 既存施設の有効活用

- ・文化施設の適切な運営に努めます。
- ・多岐にわたる公共施設を、文化芸術活動のために有効な利活用を図ります。

(2) 新たな文化施設の整備

- ・多様なニーズに対応するため、新たな文化施設を整備します。

第5節 豊かな人間性を育むスポーツの振興

第1項 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

自由時間の増大や健康志向の広がりなどに伴い、より豊かな人間らしい生活を模索する中、スポーツに対する要求も多様化してきています。

多くの市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、各種の教室や大会を開催するとともに、こうした活動に適切な指導、助言ができる専門的知識や技術を備えた指導者の養成、確保並びに各種スポーツ情報の収集、提供に努めていく必要があります。

また、市民の主体的なスポーツ活動が活発に展開されるためには、各スポーツ団体による積極的な活動が期待されます。

施策項目・施策内容

(1) スポーツ活動の推進

- ・市民のスポーツに対する関心を高め、市民みなスポーツの実現に努めます。
- ・各体育団体との連携のもと、各種競技大会を開催します。

(2) スポーツ・レクリエーションの普及振興

- ・各種スポーツ教室を開催し、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションが楽しめる環境づくりに努めます。
- ・各体育団体と協力し、専門的知識や技術を備えた指導者の養成、確保に努めます。
- ・スポーツの競技力向上のため、スポーツ少年団、体育協会等スポーツ団体の活動を支援します。
- ・明るく健康で豊かな地域コミュニティづくりのため、各地域に根づいたスポーツ活動の推進に努めます。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
体育協会構成人数		平成17年	3,596人	3,600人	
スポーツ少年団登録団員数		平成17年	375人	380人	

第2項 社会体育施設の整備・充実

現状と課題

本市は、これまで各体育施設整備のほか学校体育施設の開放等を進めてきましたが、より多様化、高度化する要望に対応した施設や設備が求められています。

そのため、要望に対応した、安全に使用できる施設の整備や充実を図ることが必要です。

施策項目・施策内容

(1) スポーツ施設の整備・充実

- ・スポーツの振興のため、体育施設の整備・充実に努めます。

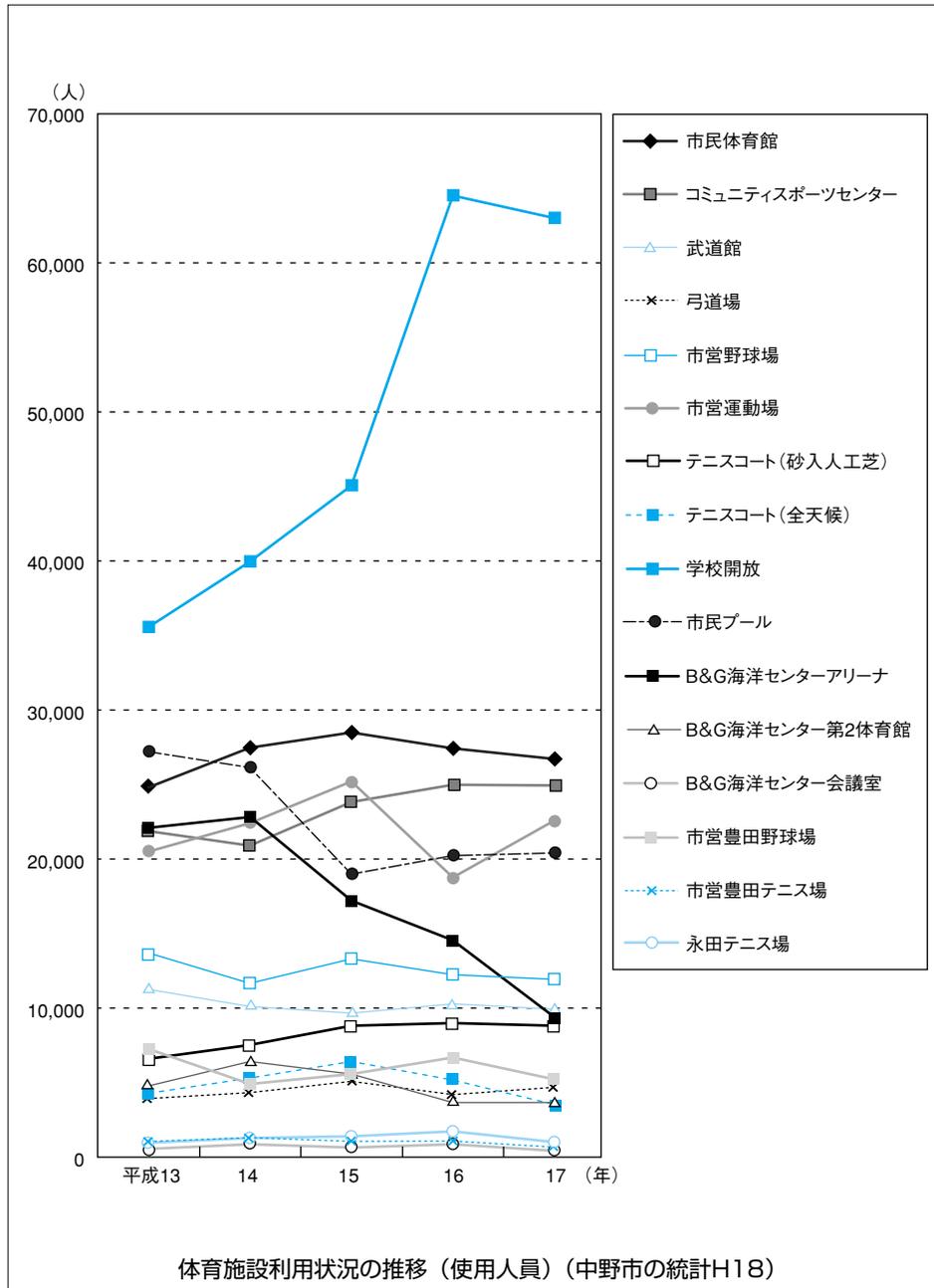
(2) 学校開放事業の推進

- ・身近にスポーツを楽しむため、学校開放事業の一層の推進に努めます。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
施設利用延人数		平成17年	156,159人	162,000人	
学校開放事業利用延人数		平成17年	62,951人	65,000人	







安全・快適で機能的な 都市基盤づくり

第1節 都市像にふさわしい土地利用の推進

第1項 計画に基づく土地利用

現状と課題

本市は、平成17年4月に中野市と豊田村の合併により、総面積112.06km²の市域となりました。

土地利用は、これまで経済活動の拡大や交通網の整備によって、市街地周辺や幹線道路沿線への宅地開発が進み、市街地における低・未利用地の増加や農村集落における遊休荒廃農地の拡大が進んできました。

そのため、土地を有効に利用していくための調整を図っていく必要があります。

また、水辺や里山、農地等の豊かな自然環境を今後も大切にしながら、自然と都市が共生できる調和のとれた土地利用を進める必要があります。

(1) 合併新市の一体的な発展

- ・都市像を踏まえつつ、合併新市の様々な地域資源を融合し、一体性を強化しながら、魅力あるまちづくりを進めます。
- ・主要交通網の整備や公共施設の密接な連携を確保し、生活の利便性向上と地域の均衡ある発展を図ります。

(2) 計画に基づく土地利用の推進

- ・国土利用計画に基づき、公共の福祉の増進に配慮しつつ、地域ごとの経済、自然、歴史、文化等の諸条件に応じて、適正な土地利用が図れるよう総合的な調整を行います。
- ・農業振興地域整備計画に基づき、農業的地域と都市的地域の調和を図りつつ、営農環境の保全と農用地の有効利用等を進めます。
- ・森林整備計画に基づき、森林が持つ公益的機能の保全と林業資源の活用を促進します。
- ・都市計画マスタープランを策定し、都市計画区域等の見直しや、都市基盤の整備を推進します。
- ・環境基本計画を策定し、自然環境と生活環境が調和した快適で安らぎのある環境の創出を推進します。

第2項 地域の特徴を生かした振興方策

現状と課題

本市の土地利用に係る地域区分は、それぞれの自然的、歴史的、社会的諸条件を踏まえ、市街地及びその周辺地域（中野地区、平野・平岡地区の一部）、南部地域（日野地区、延徳地区）、中野平地域（平野地区、高丘地区）、高社地域（長丘地区、平岡地区、科野地区、倭地区）、豊田地域（豊井地区、永田地区）の5つの地域となります。

魅力ある定住条件の整備を進めるため、一体感の醸成に配慮しつつ、地域の特徴を生かした計画的で個性的な地域づくりを推進する必要があります。

施策項目・施策内容

（1）市街地及びその周辺地域

市街地は、行政機能、商業機能等の都市機能が集積し、にぎわいの中心でもありましたが、人口の減少や空き店舗の増加など、商業機能の低下が見られます。

一方、都市計画道路や公園の整備等をひとつの契機として、機能的な都市空間としての魅力づくりが進められています。

また、周辺地域では、幹線道路の整備等に伴い沿道の土地利用が進み、市街地の拡大が見られます。

- ・ 中心市街地活性化基本計画に基づき、地域資源を活用したまちづくりを進め、市街地の活性化を図ります。
- ・ 歴史的、文化的地域資源を活用し、商業者や生活者が主導するにぎわいの市街地づくりを促進します。
- ・ 住環境等の整備を促進し、生活密着型のまちづくりを進めます。
- ・ 都市計画道路など、主要幹線道路の整備を進めます。
- ・ 周辺地域においては、適正な沿道土地利用を図り、経済の活性化を進めます。

（2）南部地域

この地域は、市域東部から南へ連なる森林地帯と自然豊かで平坦な田園地帯からなり、本市においては降雪が比較的少ない地域です。

延徳たんぼと呼ばれる低湿地帯は、篠井川の改修、篠井川排水機場の整備や農業農村整備事業等により環境整備が進み、水稲、畑作及びきのこなどの施設園芸を中心とした営農環境となっています。

また、中山晋平記念館、ぼんぼこの湯等の観光的基盤を有し、広域農道（北信濃くだもの街道）、県道中野小布施線により小布施方面につながっています。

- ・ 恵まれた自然環境、農村環境を保全し、園芸産地として、農業の振興を図ります。
- ・ 中山晋平記念館やぼんぼこの湯等の文化的、観光的拠点を生かしつつ、経済の活性化を

図ります。

- ・ 県道中野小布施線など主要幹線道路の整備を促進するとともに、水害対策等の自然災害に強い地域づくりを推進します。

(3) 中野平地域

この地域は、水稻、果樹、きのこなどの農業生産機能、高丘工業団地等の工業生産機能、沿道の商業サービス機能に加え、北信濃ふるさとの森文化公園、浜津ヶ池等の文化・緑地機能等の複合的機能を有する地域です。

特に、上信越自動車道信州中野インターチェンジに繋がる幹線道路網の整備が進められてきており、人的、経済的な広域交流基盤が整いつつあります。

千曲川の増水氾濫が長い期間にわたり地域住民を悩ませてきましたが、篠井川排水機場や高丘地域の築堤により解消されてきています。

- ・ 信州中野インターチェンジや高丘工業団地に近いことから、流通やサービス施設等の秩序ある立地を図り、地域特性を生かした土地利用を進めます。
- ・ 北信濃ふるさとの森文化公園や浜津ヶ池を拠点に市民の憩いの場、観光交流の場としての魅力づくりを進めます。
- ・ 自然環境や経済活動との調和のとれた地域づくりを促進します。

(4) 高社地域

この地域は、高社山・壁田城山等の森林環境、千曲川・夜間瀬川等の水辺環境、長丘丘陵・夜間瀬川扇状地・高社山麓等の営農環境を有する自然豊かな地域です。

また、果樹・施設園芸を中心とする先端園芸産地となっています。

本市においては、比較的降雪の多い地域ですが、豊かな森林景観やおいしい果物等の農業生産、さらには牧ノ入スノーパークといった観光施設など、ゆとりとうるおいのある地域資源は、地域の活性化と交流の場創出の原点として貴重なものになっています。

- ・ 高社山麓や牧ノ入高原など、恵まれた自然環境を生かした、豊かな自然に親しめる環境づくりを進めます。
- ・ 農業生産基盤の良好な維持管理を促進し、果樹を主体とした農業の振興を図ります。
- ・ 千曲川や夜間瀬川の水質や生態系の保全を図り、堤防の整備を促進します。
- ・ 県道豊田中野線、県道中野飯山線をはじめとする主要幹線道路の整備を促進するとともに、雪に強い地域づくりを推進します。

(5) 豊田地域

この地域は、北信五岳のひとつに挙げられる斑尾山から流れ出す清流と千曲川の水辺に育まれた自然環境の豊かな地域であり、本市においては、冬期間の降雪の多い地域となっています。

水稻や果樹を中心として農業生産基盤が整備され、特に、地域の南部は市内でも主要なりんごの産地となっています。

また、唱歌「故郷」に歌われる優れた農村景観は、日本人のふるさとを象徴する貴重な原風景となっています。

高野辰之記念館等の文化施設やもみじ荘、まだらおの湯等の整備が進んでいるほか、斑尾高原豊田スキー場といった観光施設があり、特に、豊田飯山インターチェンジは、飯山市をはじめとする北信州の玄関口として地域活性化に大きな役割を担っています。

また、千曲川の水害から安全・安心な暮らしを守るため、順次、築堤事業が進められています。

- ・ 国道117号バイパス、県道三水中野線、県道豊田中野線など主要幹線道路の整備を促進するとともに、雪に強い地域づくりを推進します。
- ・ 千曲川や斑尾川等の水辺、里山の自然を保全しつつ、堤防の整備を促進します。
- ・ 優良農用地の保全と有効利用を推進し、併せて農村交流を促進します。
- ・ 豊田飯山インターチェンジを人的、経済的な玄関口として活用し、地域活性化施策を促進します。

土地利用区分ごとの市土利用の推移

単位：ha

利用区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
農用地	4,068	3,903	3,594	3,380	3,195
農地	4,060	3,899	3,590	3,375	3,189
採草放牧地	8	4	4	5	6
森林	4,505	4,435	4,386	4,368	4,368
国有林	0	0	0	0	0
民有林	4,505	4,435	4,386	4,368	4,368
原野	23	19	20	20	20
水面・河川・水路	423	418	414	426	425
水面	14	14	14	14	14
河川	335	336	338	350	349
水路	74	68	62	62	62
道路	473	486	601	655	657
一般道路	446	452	562	616	624
農道	19	24	27	27	21
林道	8	10	12	12	12
宅地	850	961	1,060	1,122	1,172
住宅地	535	624	667	688	704
工業用地	28	34	37	40	41
その他の宅地	287	303	356	394	427
その他	845	984	1,131	1,235	1,369
合計	11,187	11,206	11,206	11,206	11,206

(国土利用計画)

第2節 広域交流と連携を支える幹線交通網の整備促進

第1項 幹線交通網の整備

現状と課題

高速交通網が整備され、交流の機会が飛躍的に広がりつつあるなか、情報化、国際化、高齢化等に対応した快適な都市基盤づくりが求められています。

そのため、地域の産業、経済、観光等あらゆる分野での交流機会の拡大に対応する高速交通網の充実、上越・高崎間、野尻湖・志賀高原間の国・県道への昇格運動、子どもから高齢者まですべての人が自由に往来できる鉄道、バス交通の活用、快適で暮らしやすい生活環境の整備を図るとともに、安心して住みよいまちづくりを進めます。

施策項目・施策内容

(1) 北陸新幹線の早期開通促進

- ・関係機関と連携して、地域住民との調整を図りながら、早期完成を促進します。

(2) 上信越自動車道の4車線化促進

- ・豊田飯山ICから上越JCTまでの早期4車線化に向け、関係市町村と連携し、広域的な促進運動を展開します。

(3) 国道、県道等幹線道路の整備促進

- ・期成同盟会とともに、関係機関に要請し、国・県道の整備を促進します。
- ・関係市町村や関係同盟会と連携して、上越・高崎間、野尻湖・志賀高原間の国・県道への昇格運動を進めます。

(4) 鉄道及びバス交通の有効活用

- ・鉄道の利用拡大、バス交通の利便性、効率運行を図るとともに、交通弱者の移動手段の確保を推進します。



第3節 安全で快適な都市基盤整備の推進

第1項 身近な交通基盤の整備、災害防止対策

現状と課題

快適な市民生活の維持・向上や安全のため、幹線市道・生活道路の整備、河川の改修及び築堤工事の促進が求められています。

さらに、本市のほぼ中心を流れる、千曲川をはじめとする各河川の増水時の災害を未然に防止する必要があります。

そのため、将来を見据えた産業活動の基盤となる道路の確保、河川、水路の計画的な改修、無堤地域の解消を図り、災害から地域を守り、安全・安心で住みよいまちづくりを進めます。

施策項目・施策内容

(1) 幹線市道の整備

- ・地域の産業経済の発展に重要な役割を担う、幹線市道の整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

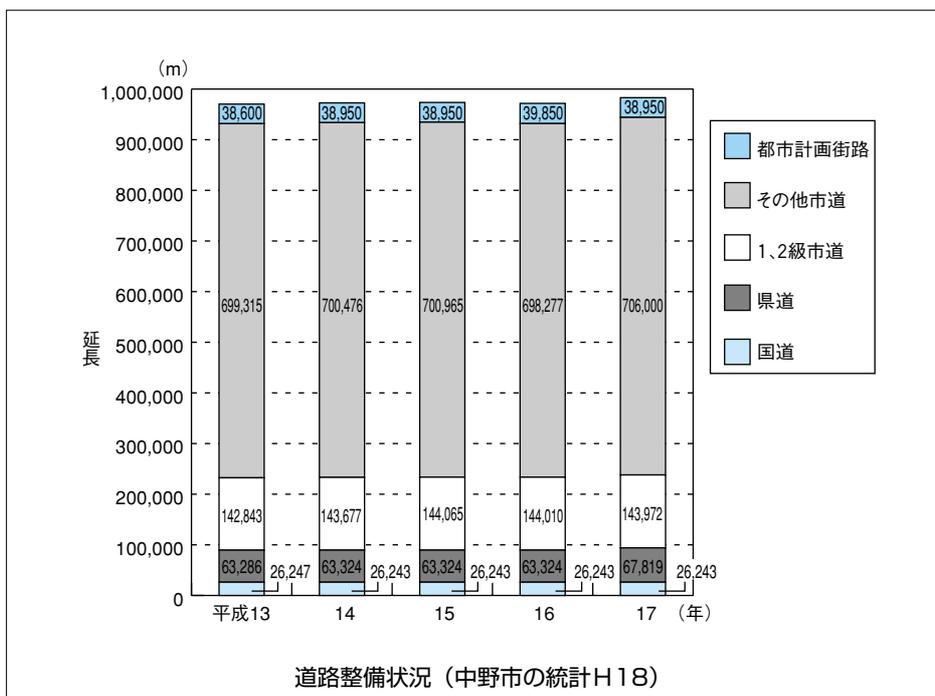
- ・集落内における生活道路の拡幅改良、舗装等の整備を進めます。

(3) 築堤、河川の整備促進

- ・期成同盟会とともに、無堤地区の解消、護岸整備等治水事業の促進を関係機関に要請します。
- ・期成同盟会とともに、夜間瀬川、篠井川等の未改修部分の早期改修を関係機関に要請します。
- ・市が管理する準用河川、普通河川及び水路の整備を進め、災害防止に努めます。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
市道改良率	改良済延長÷実延長	平成17年	41.2%	41.8%	
市道舗装率	舗装済延長÷実延長	平成17年	71.2%	71.3%	





第2項 除雪対策

現状と課題

日常生活や地域における産業活動の基盤として、冬期間の道路交通の確保が求められています。

そのため、除雪体制の充実、市民一人ひとりの除雪に対する協働意識の高揚に努め、安全・安心で住みよいまちづくりを進めます。

また、区長会等の協力を得て、除雪に対する市民一人ひとりのモラルの向上に努めます。

(1) 除雪体制の整備

- ・冬期道路交通確保除雪計画※に基づき迅速な除雪に努めるとともに、関係機関と連携を密にして、体制の強化を図ります。
- ・通学路や集落内の狭い道路については、小型除雪機械の配備を進め、地域における除雪体制の充実を図ります。
- ・区長会等の協力を得て、除雪に対する市民意識の高揚を図ります。

用語解説

※冬期道路交通確保除雪計画…各年度における市の除雪体制を定めた計画。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
除雪路線延長		平成17年	324km	340km	
小型除雪機配置数		平成17年	11台	20台	



第3項 快適な都市基盤の整備

均衡ある都市の発展をめざすため、市内全域にわたる自然的・社会的条件を検討し、都市計画区域及び用途地域や都市計画道路の見直しを行いながら、都市計画マスタープランを策定し、都市施設の整備を総合的に推進します。

安全、快適で潤いのある居住空間の創造に向け、公園緑地や美しい都市景観の整備を進める必要があります。

また、市民の生活環境の改善、公共水域の水質保全のため、水洗化率の向上を図る必要があります。

(1) 都市計画マスタープランの策定

- ・本市の都市像を見据えた、都市計画マスタープランを策定します。

(2) 都市計画道路の整備

- ・都市基盤を支える都市計画道路の整備を進めます。

(3) 公園の整備

- ・一本木公園の拡張事業を実施するとともに、公園の充実と緑化の推進を図ります。

(4) 住宅耐震化の促進

- ・市民の生命と財産を守るため、住宅及び避難施設の耐震化事業を実施します。

(5) 地域景観育成の推進

- ・良好な景観を保全するため、景観づくり団体等と協働して景観育成を図るとともに花のまちづくりを促進します。
- ・市内各施設への案内標識を機能的に設置し、景観の保全を行います。

(6) 全市水洗化の促進

- ・下水道事業等により整備が終了した地域の水洗化率の向上と、施設の維持管理の効率化に努めます。

(7) 水辺の整備

- ・河川整備後の空間を有効に活用した公園等の整備に努めます。

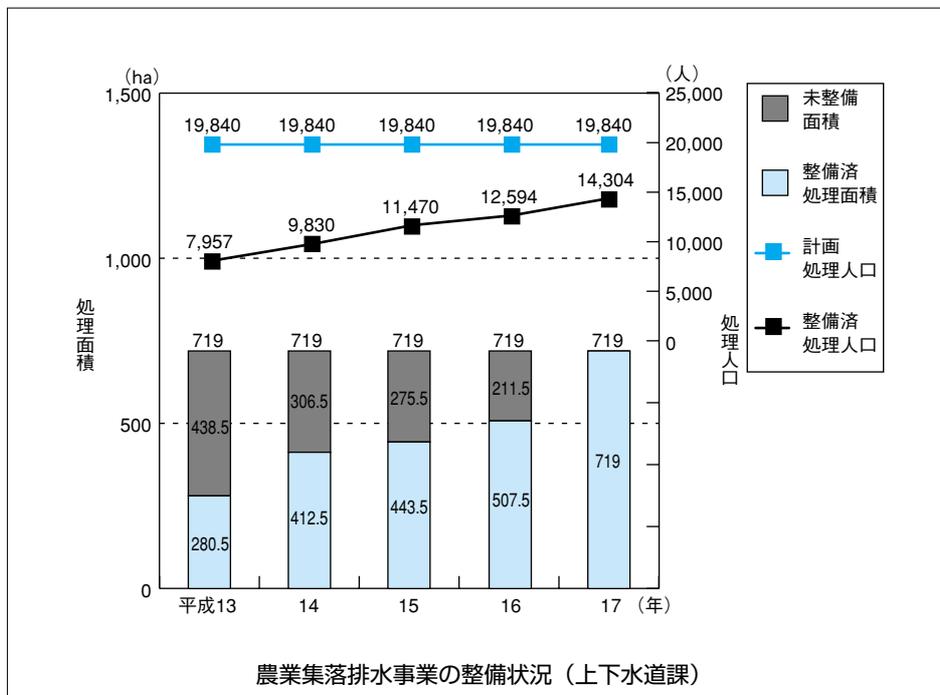
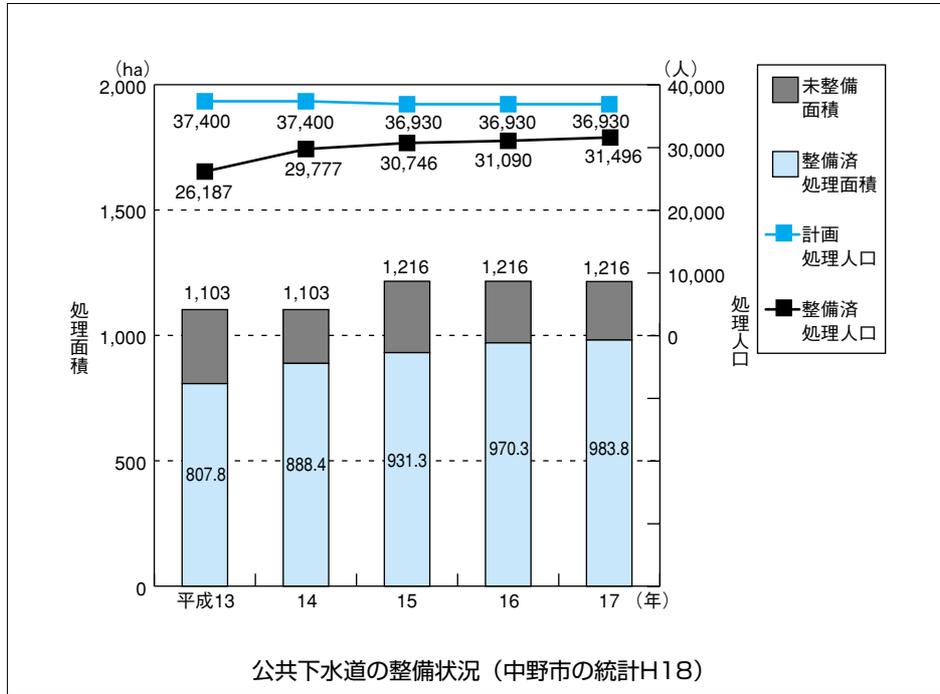
(8) 災害危険住宅移転の支援

- ・市民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域*内にある住宅を安全な地域に移転する場合について支援します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
市民一人当たりの都市公園等の面積	開設済都市計画公園等面積÷総人口	平成17年	17.9m ²	18.8m ²	
都市計画道路整備率	改良済延長÷計画延長	平成17年	61.0%	63.0%	
下水道普及率	公共下水道(公共)、農業集落排水(集排)の区域内人口÷総人口	平成17年	公共65.8% 集排29.9%	公共68.1% 集排29.9%	
水洗化率	公共下水道(公共)、農業集落排水(集排)の水洗化人口÷区域内人口	平成17年	公共86.0% 集排59.3%	公共90.0% 集排78.0%	

用語解説

※土砂災害特別警戒区域…土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊等により建築物が損壊され、市民に大きな被害が生ずる恐れのある土地として知事が指定した区域。



第4節 水の安定供給と水資源の保全

第1項 水の安定供給

現状と課題

生命の源であるばかりでなく、産業を支える貴重な資源でもある水は、限りある資源です。

本市は、主要水源を千曲川、夜間瀬川等の河川と地下水に求め、安定した水道水の供給に努めてきていますが、水量や水質に不安定さも残っています。

「中野市上水道第7次拡張事業計画」に基づく水源開発や水道施設の整備拡充により、安全で良質な水の確保を進める必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 水源の確保

- ・安定した水道水の供給のため、角間ダム等による水源の確保を推進します。

(2) 水の供給

- ・老朽化が進んでいる既存施設の更新と計画的な施設の充実に努めます。
- ・各地に点在する施設の一括管理のため、集中監視システムの構築を進めます。
- ・水量・水質等の調査を行い、水の安定供給に努めます。

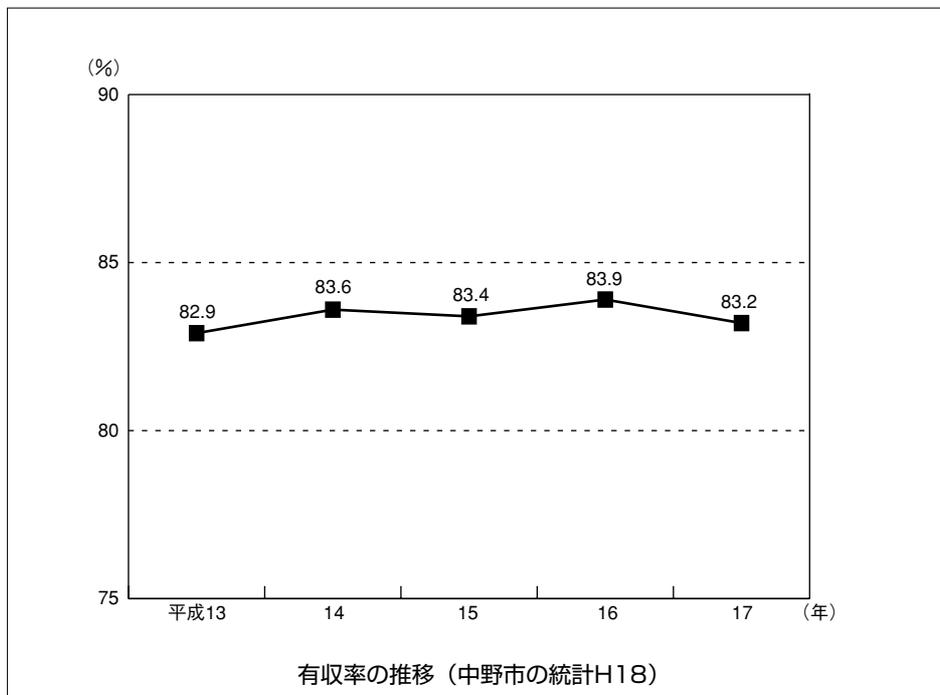
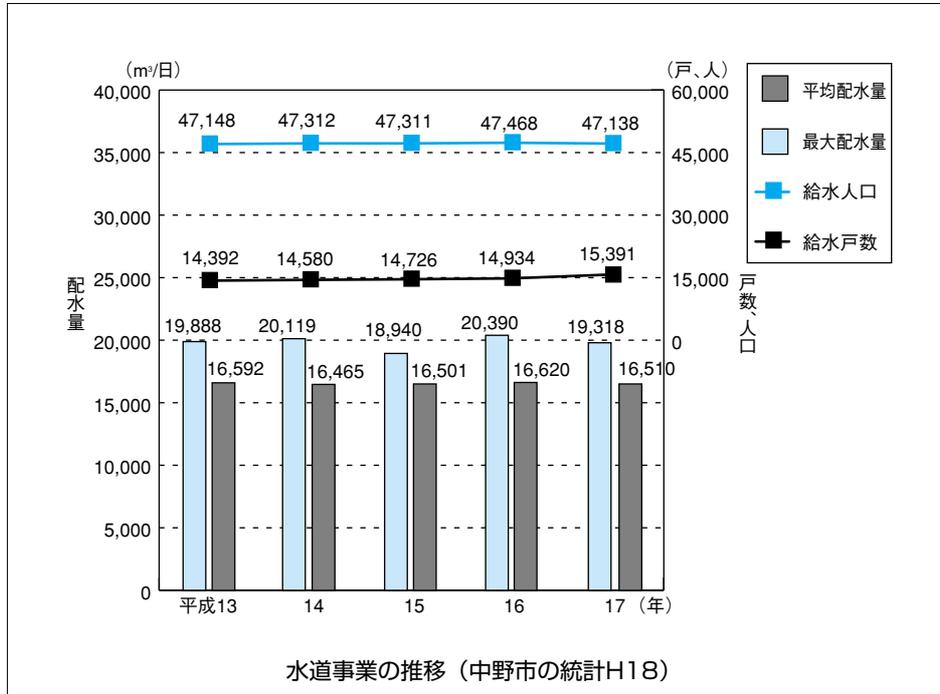
(3) 健全な運営

- ・独立採算制の原則のもと、公正で適正な料金体系の確立と収納率の向上に努めます。
- ・長期継続契約等による各施設の効率的かつ経済的な維持管理に努めます。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
年間総配水量		平成17年	6,026,168m ³	6,200,000m ³	
有収率*		平成17年	83.2%	84.0%	

用語解説

※有収率…有収水量（水道料金の収入となった水の量）を、年間総配水量（配水池から送り出された水の量）で除した率。



第2項 水資源の保全

現状と課題

将来にわたる水資源の保全と安定的確保のため、河川・地下水の水量確保、水質の浄化、水辺環境や生態系保全に大きな役割を果たしている大気から大地、河川等を経て海域に向かうという水の循環の健全化が大きな課題となっています。

施策項目・施策内容

(1) 水資源の保全

- ・「緑のダム」といわれる森林や、農地の持つ水源かん養機能の保全のため、関係機関や流域関係者と連携を図ります。
- ・水資源の一つである表流水の保全のため、清らかで豊かな水環境の維持と、潤いのある水辺環境の向上について啓発を行います。
- ・水の有限性や大切さについて市民の理解を深めるため、啓発を推進し意識の高揚に努めます。

第5節 公共施設等の効率的な維持管理

第1項 公共施設等の効率的な維持管理

現状と課題

公共施設等は、市民生活にかかわるそれぞれの目的に基づいて設置されていますが、厳しい財政状況のなか、適切な維持管理が求められています。

そのため、適正な受益者負担のもと、市民ニーズに沿った利活用を図るとともに、効率的な管理運営を進め、財政事情を考慮した計画的な維持整備を図る必要があります。

また、市民による公共施設の維持管理に対する支援を図る必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 公共施設等の効率的な維持管理

- ・効率的で、適切な維持管理により、施設の十分な利活用を推進します。
- ・指定管理者制度の導入を進め、効率化とサービスの向上を図ります。
- ・建替えにあたっては、統合や廃止も検討します。
- ・市営住宅の水洗化を進めるとともに、老朽化した施設の改善を行い住環境の整備を進め、効率的な維持管理に努めます。

(2) 市民による維持管理への支援

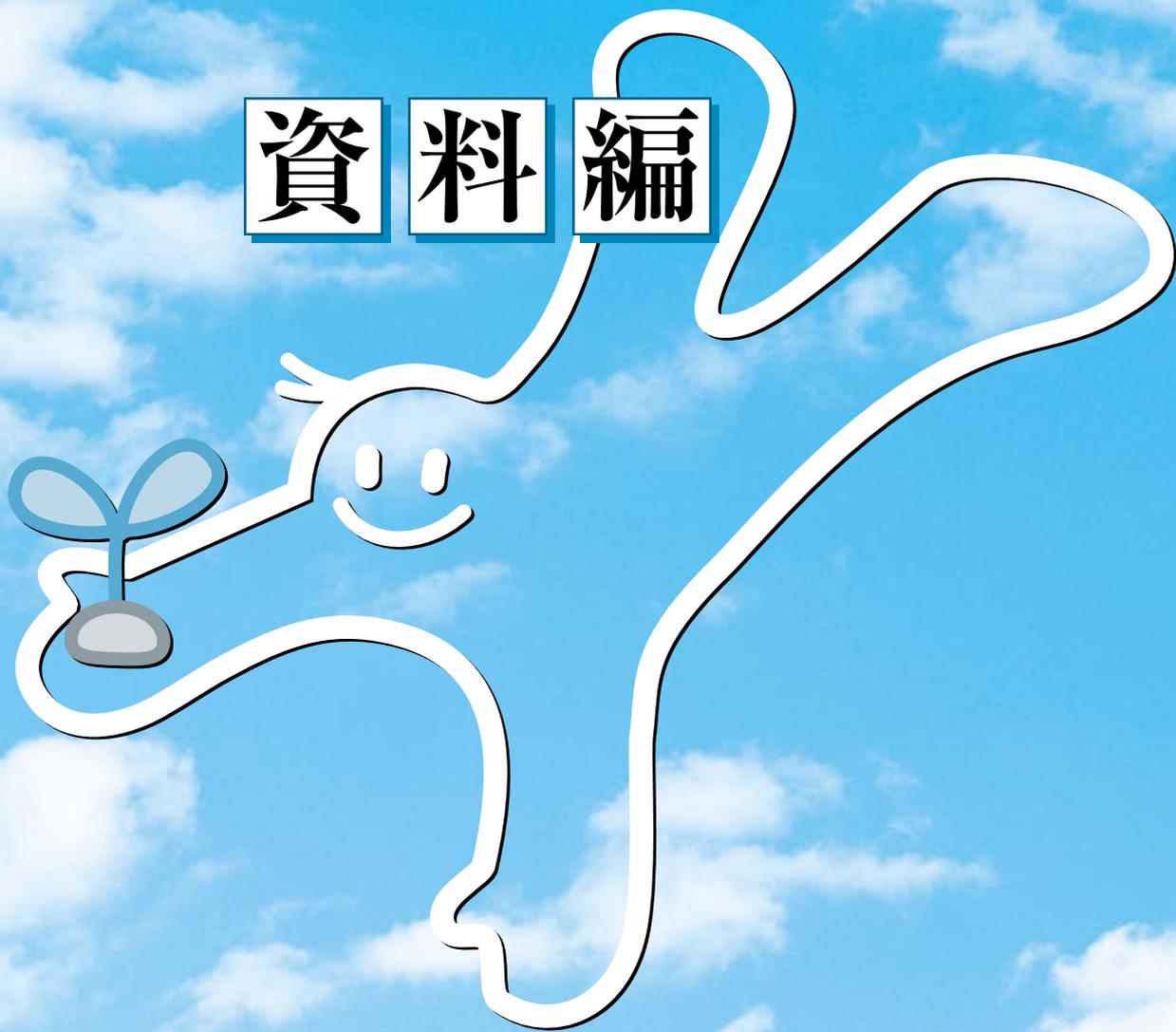
- ・「おてんま」に対する支援に努めます。
- ・公園や水路等の管理に、アダプトシステム*の導入を推進します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
指定管理者制度導入施設数	指定管理者制度導入施設数	平成18年	30施設	50施設	
市民に管理を依頼している公園数	街区公園、河川公園、農村公園、その他公園のうち市民に管理を依頼している公園の数	平成17年	24箇所	25箇所	

用語解説

*アダプトシステム…「養子縁組をする」という意味で、道路管理者等と協定を結び、道路等の清掃・美化活動を行うこと。別名「里親制度」ともいう。

資料編



中野市総合計画審議会委員名簿

順不同

任期：平成17年8月10日から2年間

	氏名	団体等	所属部会	備考
会長	滝沢 忠	中野市ボランティア連絡協議会会長	民生環境	
副会長	田尻 隆子	中野市保健補導員会会長		平成18年3月29日退任
副会長	水野 千弘	中野市豊田地域審議会会長	総務文教	
副会長	小林 貴三子	中野市保健補導員会会長	民生環境	
委員	阿部 敏明	中野市教育委員会教育委員長		平成18年8月4日退任
〃	清水 正	中野市教育委員会教育委員長	総務文教	
〃	高橋 光芳	中野市農業委員会会長		平成18年8月4日退任
〃	武田 俊道	中野市農業委員会会長	経済建設	
〃	上原 悦男	中野市区長会会長		平成18年3月29日退任
〃	松島 輝男	中野市区長会会長	総務文教	
〃	稲澤 松子	男女共同参画推進懇話会委員長	民生環境	
〃	清野 久子	ふるさと虹の会会員	経済建設	
〃	大内 ふじ子	中野市豊田地域審議会委員	総務文教	
〃	高橋 幸司	中野市PTA連合会会長		平成18年8月4日退任
〃	土屋 金治	中野市PTA連合会・日野小学校PTA会長	総務文教	
〃	古田 訓孝	中野市公民館分館協議会会長		平成18年8月4日退任
〃	須崎 太郎	中野市公民館分館協議会会長	総務文教	
〃	清水 康雄	中野市社会福祉協議会会長	民生環境	
〃	山口 元江	中野市老人クラブ連合会副会長（女性部長）	民生環境	
〃	宮 壽三雄	中野市民生児童委員協議会会長	民生環境	
〃	割田 登志男	中野市衛生自治会会長		平成18年8月4日退任
〃	藤沢 初治郎	中野市衛生自治会会長	民生環境	
〃	関 黎子	中野市消費者の会会長		平成18年8月4日退任
〃	今井 多恵子	中野市消費者の会会長	民生環境	
〃	小林 宣雄	中野市農業協同組合代表理事組合長	経済建設	
〃	市川 志津	中野市農業協同組合女性部部长		平成18年3月29日退任
〃	小野 すみ江	中野市農業協同組合女性部部长	経済建設	
〃	荻 和義夫	中野商工会議所会頭		平成18年12月8日退任
〃	関 堅治	中野商工会議所会頭	経済建設	
〃	武田 健児	中野青年会議所直前理事長	経済建設	
〃	中野 行男	信州なかの観光協会事務局長	経済建設	
〃	佐藤 則子	中野市農村女性活動推進委員会委員		平成18年8月4日退任
〃	町田 美佐子	中野市農村女性活動推進委員会委員	経済建設	
〃	高橋 剛太郎	豊田特産振興会顧問	経済建設	
〃	佐藤 晴夫	中野市消防団団長		平成18年8月4日退任
〃	増田 善行	中野市消防団団長	総務文教	
〃	古坂 和俊	北信地方事務所所長	総務文教	

基本構想 諮問書

18第2846号
平成18年 8 月 3 日

中野市総合計画審議会
会長 滝沢 忠 様

中野市長 青木 一

中野市総合計画基本構想(案)について

中野市総合計画基本構想を策定するにあたり、中野市総合計画審議会条例（平成17年中野市条例第21号）第1条の規定により、下記事項を諮問します。

なお、答申は、平成18年8月18日までにお願いします。

記

- 1 中野市総合計画基本構想(案)

基本構想 答申書

平成18年 8 月 23 日

中野市長 青木 一 様

中野市総合計画審議会
会長 滝沢 忠

中野市総合計画基本構想(案)について(答申)

平成18年8月3日に諮問された、中野市総合計画基本構想(案)について、下記のとおり答申いたします。

記

原案は適当である。

基本計画 諮問書

18第4511号
平成18年11月9日

中野市総合計画審議会
会長 滝沢 忠 様

中野市長 青木 一

中野市総合計画前期基本計画(案)について

中野市総合計画前期基本計画を策定するにあたり、中野市総合計画審議会条例(平成17年中野市条例第21号)第1条の規定により、下記事項を諮問します。

なお、答申は、平成18年12月18日までをお願いします。

記

- 1 中野市総合計画前期基本計画(案)

基本計画 答申書

平成18年12月18日

中野市長 青木 一 様

中野市総合計画審議会
会長 滝沢 忠

中野市総合計画前期基本計画(案)について(答申)

平成18年11月9日に諮問された、中野市総合計画前期基本計画(案)について、下記のとおり答申いたします。

記

原案は適当である。

総合計画策定の経過

	月 日	策定経過
平成18年	7月7日	議会全員協議会で基本方針について説明
	8月10日	総合計画審議会（策定方針の説明）
	10月13日～27日	市民意識調査実施
	11月18日	総合計画審議会（市民意識調査速報）
	1月12日～3月29日	中野市の未来を語るワークショップ（6回開催）
	3月29日	総合計画審議会（基礎調査中間報告）
平成18年	5月19日	企画担当係長等会議で総合計画策定について説明
	5月22日～7月20日	部門計画会議で素案を作成検討
	6月21日～7月31日	市民懇談会（市内11地区）
	7月24日	基本構想について市長に説明
	7月31日	庁内策定委員会（基本構想について）
	8月3日～18日	基本構想案パブリックコメント
	8月4日	総合計画審議会へ基本構想諮問
	8月18日	総合計画審議会（基本構想内容審議、採決）
	8月23日	基本構想答申
	9月4日～26日	中野市議会定例会
	9月20日	市議会基本構想審査特別委員会
	9月22日	策定担当係長等会議
	10月12日～18日	基本計画策定市長助役ヒアリング
	11月8日	庁内策定委員会
	11月9日～12月7日	基本計画案パブリックコメント
	11月20日	総合計画審議会へ基本計画諮問
12月8日	総合計画審議会 部会審議	
12月18日	総合計画審議会（内容審議、採決、答申）	

市民意識調査結果の概要

1 調査の概要

調査対象者 市内在住の16歳以上の男女5,000人（平成17年10月1日現在で住民基本台帳から無作為に抽出）

調査総数 4,944人（あて先不明者等を除く）

回答総数 2,830票

回収率 57.2%

調査期間 平成17年10月13日～27日

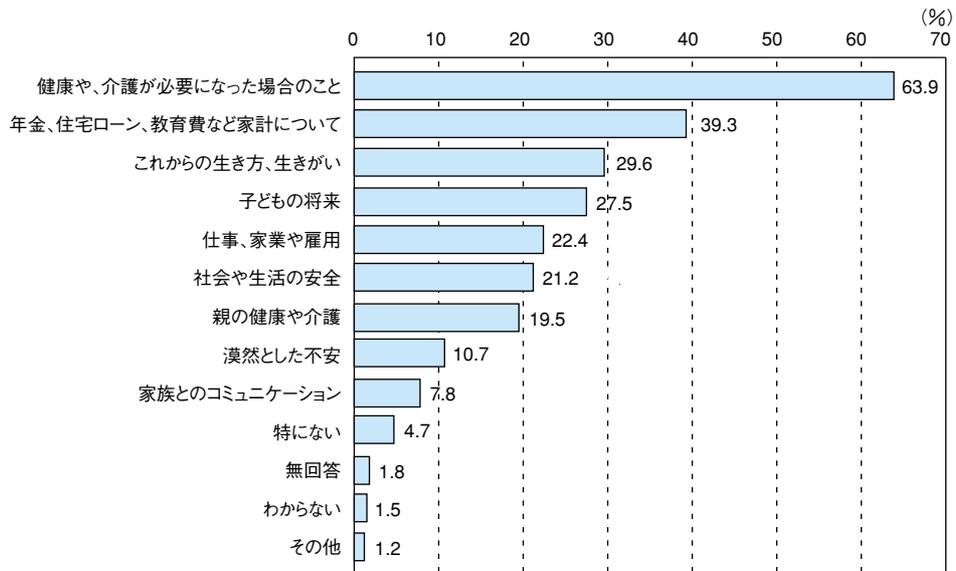
2 調査の結果

○人生における「大切なもの」

人生における「大切なもの」をたずねたところ、「家族」（83.1%）、「健康・長寿」（69.8%）、「友人・仲間」（50.7%）、「お金・財産」（50.2%）、「自分」（46.5%）の順となり、お金や財産といった経済的なものより家族や健康が大切であるとする割合が上回りました。年代別では、上位の回答項目は順位のはらつきはあるものの、ほぼ同様の傾向を示したのに対し、下位項目をみると10歳代と20歳代では「趣味・娯楽・芸術」、「時間」、30歳代から50歳代では「仕事」、60歳代以上では「生活環境」、「身体能力」と回答した割合が高くなっており、世代ごとの価値観の違いもみられました。

○今後の生活の不安

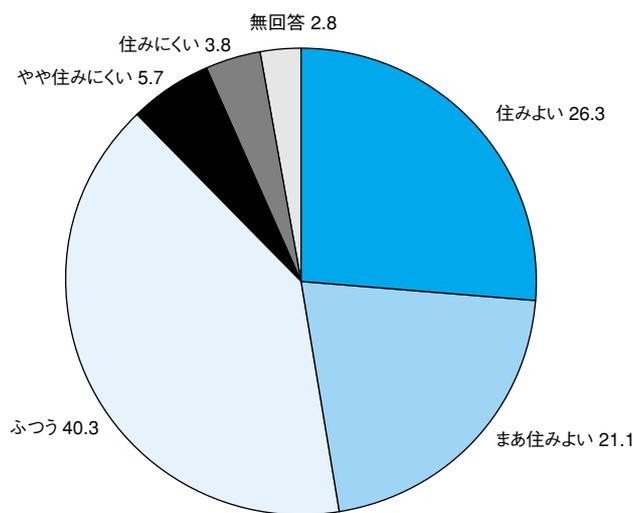
今後の生活における不安についてたずねたところ、「健康や、介護が必要になった場合のこと」（63.9%）、「年金、住宅ローン、教育費など家計について」（39.3%）、「これからの生き方、生きがい」（29.6%）の順となりました。これらの回答は、年代別に傾向が異なっており、「健康や、介護が必要になった場合のこと」は、年齢が高くなるに従って割合が高く、60歳以上では8割を超える割合となっており、「年金、住宅ローン、教育費など家計について」は、家計を支える30歳代～50歳代で割合が高く、「これからの生き方、生きがい」は、10歳代～20歳代で高い割合を示しています。また、特に40歳代では5割近くの人が「子どもの将来」に不安を感じています。



今後の生活の不安（複数回答）

○住みよさの評価

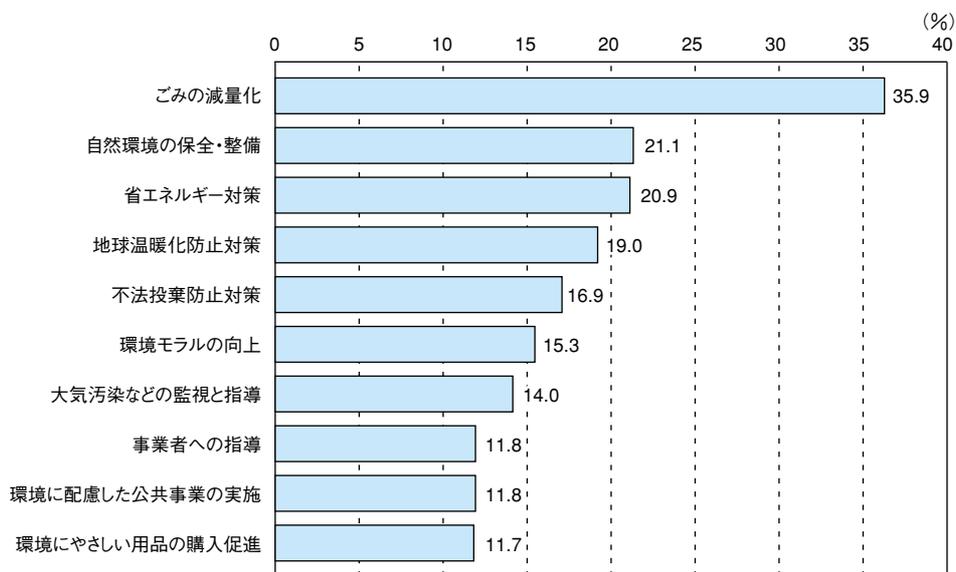
「まあ住みよい」を含めて「住みよい」と感じている人は47.4%で、「住みにくい」と「やや住みにくい」をあわせた割合9.5%を大きく上回り、総合的に住みよさを認識している結果となりました。また、女性のほうが男性より住みよさを感じている割合が高くなっています。



住みよさの評価 (%)

○環境保全について

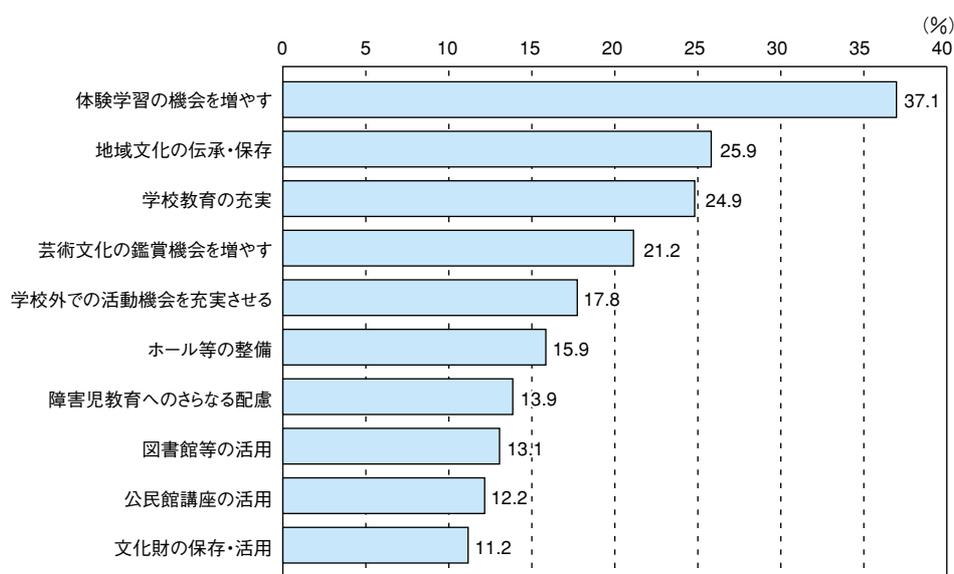
環境保全に関して力を入れるべき施策の最も多い回答は「ごみの減量化」で、次いで「自然環境の保全・整備」、「省エネルギー対策」、「地球温暖化防止対策」の順となりました。男女別では、上位の順位は変わらないものの、男性では「不法投棄防止対策」、「環境モラルの向上」、女性では「環境にやさしい用品の購入促進」の割合が比較的高くなっています。



環境保全について（複数回答）

○教育・文化について

教育・文化の充実・向上を図るために重要であると思うことは、「体験学習の機会を増やす」、「地域文化の伝承・保存」、「学校教育の充実」、「芸術文化の鑑賞機会を増やす」、「学校外での活動機会を充実させる」、「ホール等の整備」などの順となりました。



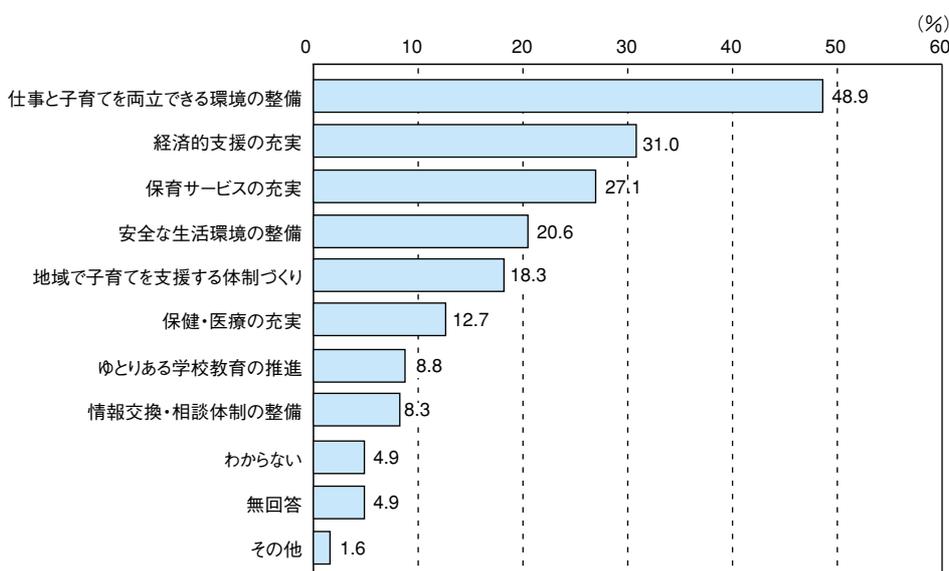
教育・文化について（複数回答）

○高齢化・健康対策について

高齢化社会が進行する中で重要だと考える高齢化・健康対策は、「高齢者が気軽に参加できる機会の創出」、「高齢者、障害者の働く場を増やす」、「予防医療に力を入れる」、「早期発見、早期治療に力を入れる」、「在宅福祉サービスの充実」などの順となり、高齢者が元気に活動できるようにするための支援策と医療・福祉体制の充実が上位となりました。

○次世代育成支援対策について

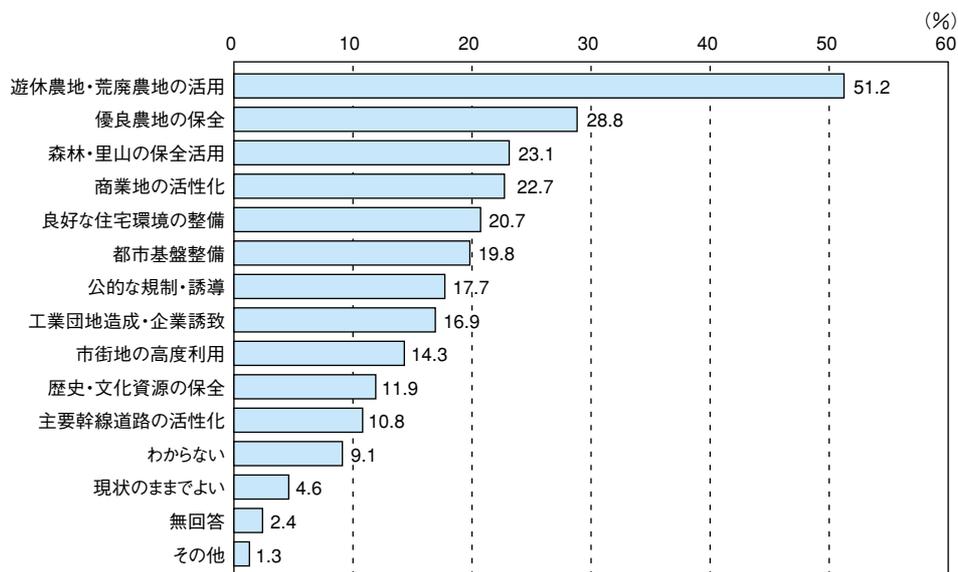
「次世代を育成する地域づくり」のために必要な支援については、「仕事と子育てを両立できる環境の整備」、「経済的支援の充実」、「保育サービスの充実」、「安全な生活環境の整備」を望む人が多く、特に「仕事と子育てを両立できる環境の整備」は、5割近くに上っています。



次世代育成支援対策について（複数回答）

○土地利用のあり方について

土地利用のあり方についてたずねたところ、「遊休農地・荒廃農地の活用」、「優良農地の保全」、「森林・里山の保全活用」、「商業地の活性化」、「良好な住宅環境の整備」などの順となり、本市の土地利用の現状と課題を反映した回答が上位を占めました。



土地利用のあり方について（複数回答）

○産業や地域経済活性化について

産業や地域の活性化のために重要だと思う点は、「人材の確保・育成」が最も多く、次いで「地域ブランドの確立」、「地物を使った加工産業の育成」、「地域資源を活用した観光の推進」、「生産者の意欲向上」などの順となりました。

○本市を代表するもの、活用すべきもの

本市を代表するものとしては、「一本木公園」、「中山晋平記念館」、「農産物」、「高野辰之記念館」、「高社山」の順となりました。

一方、活用すべきものとしては、「農産物」をあげた人が最も多く、本市の基幹産業である農業の活性化による地域振興に期待する市民が多いことがうかがわれます。次いで、一本木公園については代表するものと同様に活用すべきと回答した割合が多くなっています。また、代表するものとしては順位が低かった「ふるさとの森文化公園」、「ぼんぼこの湯」、「浜津ヶ池」、「まだらおの湯」などを活用すべきものとして挙げる人が多くなっており、既存施設の更なる活用を望む声を反映しているものと考えられます。

本市を代表するもの（上位10項目）

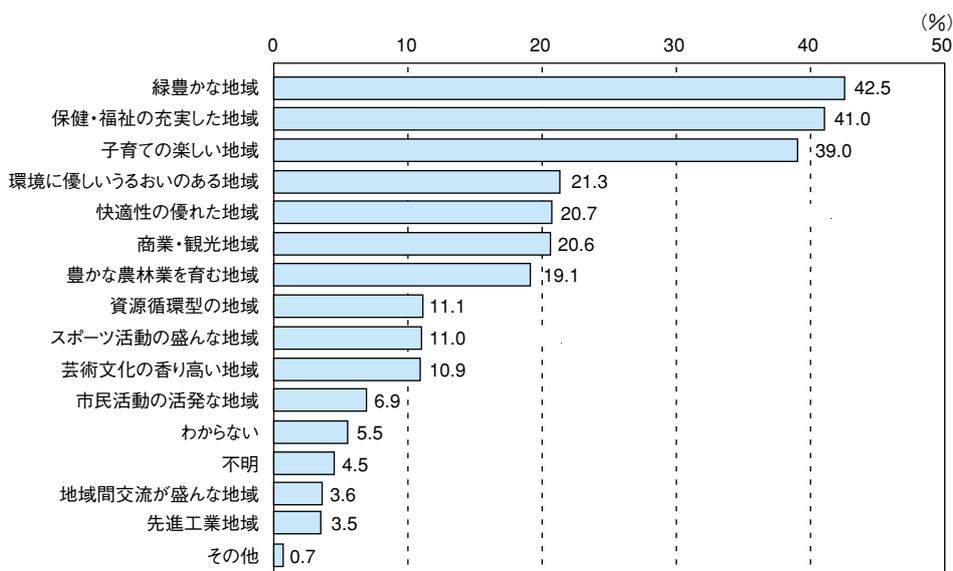
	項目	割合(%)
1	一本木公園	51.8
2	中山晋平記念館	46.8
3	農産物	34.2
4	高野辰之記念館	30.8
5	高社山	25.4
6	土人形	22.3
7	土人形資料館	16.0
8	ぼんぼこの湯	15.6
9	千曲川	13.9
10	ふるさとの森文化公園	11.3

活用すべきもの（上位10項目）

	項目	割合(%)
1	農産物	31.9
2	一本木公園	23.1
3	ふるさとの森文化公園	20.9
4	ぼんぼこの湯	16.4
5	中山晋平記念館	12.4
6	土人形	11.5
7	浜津ヶ池	11.2
8	まだらおの湯	10.1
9	高野辰之記念館	9.2
10	東山公園	9.1

○地域の将来像について

地域の将来像としてふさわしいと思うものは、「緑豊かな地域」が最も多く、次に「保健・福祉の充実した地域」、「子育ての楽しい地域」となり、これら3つの回答に集中する傾向がみられました。年代別では、20歳代～30歳代で、「みどり豊かな地域」と「子育ての楽しい地域」を挙げた人が5割以上を占め、60歳以上では「保健・福祉の充実した地域」が最も多くなっています。



地域の将来像について（複数回答）

中野市の未来を語るワークショップの経過について

平成17年11月28日の総合計画審議会において、ワークショップの設置について説明。
平成17年12月1日から20日まで委員の公募を実施（広報誌、公式ホームページほか）。
19人の市民から応募があり、市の若手職員10人とあわせて29人の委員により構成。

- 第1回 日時／平成18年1月12日（木）午後6時30分～8時30分
場所／市民会館41号会議室
作業／中野市の現状についての学習（統計データ、市民アンケート）、グループ（担当分野）分け、リーダー・書記の互選、検討テーマの設定など
- 第2回 日時／平成18年1月30日（月）午後6時30分～8時30分
場所／31・32号会議室
作業／各グループの担当分野における「中野市のいいところ、悪いところ」について、KJ法により意見集約
- 第3回 日時／平成18年2月13日（月）午後5時30分～7時30分
場所／31・32号会議室
作業／各テーマに沿った課題の抽出を実施
- 第4回 日時／平成18年2月28日（火）午後6時30分～8時30分
場所／31・32号会議室
作業／課題を整理し、解決方法の検討作業を実施
- 第5回 日時／平成18年3月13日（月）午後6時30分～8時30分
場所／31号会議室
作業／作業のまとめとプロジェクト提案検討シートの作成
- 第6回 日時／平成18年3月29日（水）午後5時40分～7時25分
場所／32号会議室
作業／市理事者、部長、総合計画審議会委員に対してプロジェクト提案を発表

■未来をがっちりチーム晋平グループ

未来をがっちり チーム晋平

健康も文化もすべて子供から

環境を良くする

- 企業が環境に配慮する
- 行政が環境のハートロールを行う
- 市民全員でゴミひろいをする
- 市が環境にやさしい洗剤をプレゼントする(他の市はやっているとあるところがある)
- 市民の意識を高める
- 一人ひとりがもっと自然に親しむ
- 地域で自然を大切に
- 市民がゴミの排出量をおさえる

地域社会に貢献する

- 行政が地域社会に貢献できる場をつくる
- 市民が積極的にボランティアに参加する
- 近所つきあいを積極的に行う
- 地域行事にみんなでも参加する
- 企業が地域の行事に参加する
- 市民一人ひとりが地域活動に参加する

産業経済を発展させる

- 中心市街地を活性化
- 空き店舗を活用する
- 企業や事業者が産業を表現する
- 学校が子どもに産業を垣間見る機会を提供する
- 市が産業をつなげる場を提供する
- 企業・事業者が産業を伝える
- 企業・事業者が産業をつなげる((例)農業と観光) など
- 市民が産業に関心をもつ
- 企業や事業者が学校に伝える材料を提供する

道徳

- あいさつ大賞

行政サービスを充実する

- 中野市の行政と一人ひとりが意識改革してサービスとはなにかを考える
- サービスの研修をもっとやってほしい
- サービスの情報を発信

施設を充実する

- 公共施設を充実させる

社会福祉を充実する

子どもに伝えていくために大人が学ぶ

- 文化を継承する
- 歴史文化を育む
- 大人と子どもが一緒に運動会をする
- 学校が文化を伝える場を提供する
- 市民が文化を伝える
- 市民が文化を学ぶ
- 市が文化を学ぶ場を提供する
- 市が文化を伝える材料を保存する&提供
- 市が学校に教材を提供する
- 子どもが行事に参加する

ワークショップグループ作業のまとめシート(当時作成したものをそのまま掲載しています。)

元気の素 まち 人が来て金が動いて元気な市

娯楽施設の充実

- 1日過ごせる施設をつくる
- 温泉の活用
- 子供が喜ぶ施設をつくる
- お年寄りが好む施設をつくる

豊かな農産物を活かす

- 地元ワインで世界一受賞
- 旬情報を発信する
- 実は仕事はある。その窓口の充実
- 観光農園を整備する
- 1年じゅう中野産ギフトセット
- 定年後の1ターン農家の受け入れ充実
- 1年間通しての観光農業リレー方式

スローand スピーディーな交通

- 車で来て、車をおりて、自転車と歩き
- 中野ICの前に新幹線の駅を作り、周りに駐車場も作る
- 公共交通機関を活かす(軽便バス・新幹線)
- バスターミナルの設置とバス路線の充実をする
- 駐車場の整備をする
- 駅周辺、インター周辺の整備をする

農・観・商のコラボレート

- バラ公園に市場の開設
- 総合観光農園(さまざまな農産物の収穫体験ができるセンター)
- 一本木公園の近くに農産物直売所、レストラン、お菓子屋などを集める

自然を創る

- 手の入っていない自然を再生する
- 里山を歩く
- 絶える風景を残す、創る
- あるがままのびるさこの再発見

食と健康

- 「健康になる」をキーワードにした農産物のPRをする
- 健康にいい農産物を食べてもらい長生させる
- 温泉と健康施設のコラボレート
- 地元の農産物を使った健康になるレシピ作り
- 北信病院の充実

観光資源をつまぐ活用

- 一本木公園、文化公園を活かす
- 古いバラを植える
- 酒造交通を止める
- うもれている観光資源を活かす
- 温泉や観光施設すべてにバラ園を作る
- 離れている観光地を結ぶorまとめ

音楽の流れる街

- 久石譲をつまぐ活用する(歌を作ってもらふ)
- 中野市の音楽をアピールする
- 子供に安全なまちづくりをする
- まちかどコンサートを開く
- 音楽祭を開催する(キハシなもの)

歩いて楽しい街づくり

- 1日過ごせるまちづくりをする
- 案内看板を充実させる(市街地の歴史を活用して)
- 町のまん中に川など...
- お年寄りが動ける足をつくる
- 駐車場を整備してそこから歩いてまわれる
- 時間の流れを感じられるまちづくりをする

ワークショップグループ作業のまとめシート(当時作成したものをそのまま掲載しています。)

市民懇談会の概要

実施期日と参加人数

地 区	開催日	会 場	出席者数
中野	6月21日(水)	中野市市民会館41号会議室	72人
日野	6月22日(木)	中野市農協日野支所会議室	50人
延徳	6月26日(月)	中野市農協延徳支所会議室	46人
平野	7月3日(月)	中野市農協平野支所大会議室	79人
高丘	6月30日(金)	中野市農協高丘支所会議室	39人
長丘	7月4日(火)	長丘南部研修センター会議室	65人
平岡	7月5日(水)	中野市農協平岡支所2階会議室	63人
科野	7月12日(水)	中野市農協科野支所大会議室	56人
倭	7月13日(木)	中野市農協倭支所会議室	46人
豊井	7月18日(火)	北信州みゆき農協豊田支所2階会議室	72人
永田	7月31日(月)	北信州みゆき農協永田支所会議室	54人
合 計			642人

中野市総合計画 基本構想・前期基本計画

平成19年3月発行

発行：中野市

編集：中野市総務部企画情報課

中野市三好町一丁目3-19

tel.0269-22-2111 fax.0269-26-0349

公式ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>